

独立行政法人中小企業基盤整備機構の第4期中期目標期間
における業務の実績に関する評価

令和6年6月28日

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構		
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第四期中期目標期間	
	中期目標期間	令和元～令和5年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	経済産業大臣（法人全般に関する評価） 産業基盤整備業務については財務大臣と共同して担当			
	法人所管部局	中小企業庁	担当課、責任者	長官官房総務課長
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長
主務大臣	財務大臣（産業基盤整備業務に関する評価） 経済産業大臣と共同して担当			
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		A
評価に至った理由	「独立行政法人評価の基本方針（平成27年3月経済産業省）」に従い、総合評価を算定した。 Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 事業承継・引継ぎ：「A」 2. 生産性向上：「A」 3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援：「B」 4. 経営環境の変化への対応の円滑化：「A」 Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項：「B」 Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項：「B」 Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項：「B」	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	－

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	－
その他改善事項	－
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	－

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	－

中期目標		年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	見込評価	期間実績評価		
I．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項										
	事業承継・引継ぎ	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	1－1	
	生産性向上	<u>A</u> ○	<u>C</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	1－2	
	新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	1－3	
	経営環境の変化への対応の円滑化	S	A	S	A	A	A	A	1－4	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 年度評価における令和5年度は自己評価を記載。

中期目標		年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	見込評価	期間実績評価		
II．業務運営の効率化に関する事項										
		B	B	B	B	A	B	B	2－1	
III．財務内容の改善に関する事項										
		B	B	B	B	B	B	B	3－1	
IV．その他業務運営に関する重要事項										
		B	B	B	B	B	B	B	4－1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－1	事業承継・事業引継ぎの促進			
関連する政策・施策	全国の事業承継・引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、5号、23号	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】現状を放置し、中小企業・小規模事業者の廃業が増えると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われているなか、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げており、事業承継・事業引継ぎを促進していくことは重要である。 【優先度：高】中小企業・小規模事業者の廃業が増えると、日本経済に多大な影響を及ぼしかねないことから、事業承継・事業引継ぎの促進は最優先で取り組むべき課題である。 【難易度：高】事業承継・事業引継ぎが進んでいない要因としては、後継者の不足、経営者の認識不足、小規模な事業引継ぎ案件を担う専門家の不在、金融機関から事業引継ぎ支援センターへのつなぎや広域の事業引継ぎ案件の対応が不十分といった多種多様な課題が挙げられる。これらの複合的な課題の解決に向けて、事業承継・事業引継ぎニーズの一層の掘り起こしや早期・計画的な取組の促し、さらには、専門家の育成、事業引継ぎ支援センターへの送客、広域の事業引継ぎ案件の増加に向けた取組など、幅広い対応が求められることから、達成の難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0413	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
事業引継ぎにおける広域の成約件数【基幹目標】	2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上 令和5年度260件以上		215件	261件	320件	342件	431件		予算額（千円）	7,187,553 千円	17,536,956 千円	22,723,927 千円	25,912,107 千円	56,217,765 千円	
機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数	中期目標期間において、50,000者以上 令和5年度10,000者以上		17,443 者	17,327 者	21,649 者	24,327 者	32,958 者		決算額（千円）	5,794,408 千円	3,247,859 千円	13,616,790 千円	13,334,212 千円	18,438,131 千円	
									経常費用（千円）	1,493,941 千円	1,185,038 千円	2,616,300 千円	2,420,760 千円	3,407,115 千円	
									経常利益（千円）	△649,048 千円	△354,240 千円	△1,667,554 千円	△1,340,248 千円	△2,392,876 千円	
									行政コスト（千円）	1,493,941 千円	1,185,038 千円	2,618,868 千円	2,420,760 千円	3,407,115 千円	
									従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	766人の内数	

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
（別添）中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価		（見込評価）	（期間実績評価）
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		評定	A

【指標１－１】 ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を２０２１年度までに２０１８年度比２倍以上、中期目標期間において、１，１００件以上とする。【基幹目標】 （〔参考〕２０１７年度実績：１００件） 【指標１－２】 ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を５０，０００者以上とする。（〔参考〕２０１５～２０１７年度実績：２３，９７６者） ＜目標水準の考え方＞ ○指標１－１について 事業引継ぎの成約件数は、２０１８年度末で約１，０００件（見込み）であり、うち広域の成約件数は１３０件（見込み）である。事業引継ぎに係る目標として、中小企業庁は「２０２１年度に事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数２，０００件／年」を設定しているが、２，０００件は、２０１８年度末見込みの約１，０００件の２倍に当たることから、広域の成約件数についても、同様に２０２１年度末において、２０１８年度末の２倍となる２６０件を目指し、中期目標期間において計１，１００件以上と設定する。 ○指標１－２について 機構は、以下の取組を通じて、事業承継・事業引継ぎ支援機関の支援能力向上を図っている。 ・地域本部の事業承継コーディネーターによる地域の中小企業支援機関等向け講習会 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター専門家向け研修 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎデータベース登録機関等向け研修 ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応	【指標１－１】 事業引継ぎにおける広域成約件数 ・元～５年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 <table><tr><td>元年度</td><td>２１５件</td><td>２年度</td><td>２６１件</td><td>３年度</td><td>３２０件</td></tr><tr><td>４年度</td><td>３４２件</td><td>５年度</td><td>４３１件</td><td></td><td></td></tr></table> 【指標１－２】 事業承継・事業引継ぎ支援者数 ・元～５年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 <table><tr><td>元年度</td><td>１７，４４３者</td><td>２年度</td><td>１７，３２７者</td></tr><tr><td>３年度</td><td>２１，６４９者</td><td>４年度</td><td>２４，３２７者</td></tr><tr><td>５年度</td><td>３２，９５８者</td><td></td><td></td></tr></table> （１）事業承継・事業引継ぎへの支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援 ○地域の中小企業支援機関に対する講習会等 ・各地域本部等において、地域の中小企業支援機関や金融機関に対し、事業承継に関する支援能力の向上や支援の仕組み作りをサポートするための、相談・助言、講習会を実施。 <table><tr><td>元年度</td><td>支援者数： ８，９７１者、講習会開催数：２９７回</td></tr><tr><td>２年度</td><td>支援者数： ７，８０９者、講習会開催数：２２２回</td></tr><tr><td>３年度</td><td>支援者数：１２，０６１者、講習会開催数：３１４回</td></tr><tr><td>４年度</td><td>支援者数：１４，０７５者、講習会開催数：４４４回</td></tr><tr><td>５年度</td><td>支援者数：１９，９０１者、講習会開催数：６３０回</td></tr></table> ○中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣 ・中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣を通じ、事業者の円滑な事業承継と同席する地域の中小企業支援機関への支援ノウハウの移管を実施。 <table><tr><td>元年度</td><td>支援企業数：１０４先、支援回数：２８４回</td></tr><tr><td>２年度</td><td>支援企業数： ９５先、支援回数：１９５回</td></tr><tr><td>３年度</td><td>支援企業数： ７３先、支援回数：１７０回</td></tr><tr><td>４年度</td><td>支援企業数： ６４先、支援回数：１５３回</td></tr><tr><td>５年度</td><td>支援企業数： ２８先、支援回数： ７２回</td></tr></table> ○事業承継フォーラムの開催 ・事業承継を経験した経営者の取組を参考として、円滑な事業承継を促進するため、中小企業・小規模事業者、支援機関等を対象としたフォーラムを開催 <table><tr><td>元年度</td><td>東京・大阪２会場、参加者数：４５３人</td></tr><tr><td>２年度</td><td>オンライン形式、参加者数：７５５人</td></tr><tr><td>３年度</td><td>オンライン動画完全視聴数：４０，４３４回</td></tr><tr><td>４年度</td><td>オンライン動画完全視聴数：２７５，２６５回</td></tr><tr><td>５年度</td><td>オンライン動画完全視聴数：１３９，８９０回</td></tr></table>	元年度	２１５件	２年度	２６１件	３年度	３２０件	４年度	３４２件	５年度	４３１件			元年度	１７，４４３者	２年度	１７，３２７者	３年度	２１，６４９者	４年度	２４，３２７者	５年度	３２，９５８者			元年度	支援者数： ８，９７１者、講習会開催数：２９７回	２年度	支援者数： ７，８０９者、講習会開催数：２２２回	３年度	支援者数：１２，０６１者、講習会開催数：３１４回	４年度	支援者数：１４，０７５者、講習会開催数：４４４回	５年度	支援者数：１９，９０１者、講習会開催数：６３０回	元年度	支援企業数：１０４先、支援回数：２８４回	２年度	支援企業数： ９５先、支援回数：１９５回	３年度	支援企業数： ７３先、支援回数：１７０回	４年度	支援企業数： ６４先、支援回数：１５３回	５年度	支援企業数： ２８先、支援回数： ７２回	元年度	東京・大阪２会場、参加者数：４５３人	２年度	オンライン形式、参加者数：７５５人	３年度	オンライン動画完全視聴数：４０，４３４回	４年度	オンライン動画完全視聴数：２７５，２６５回	５年度	オンライン動画完全視聴数：１３９，８９０回	評定： A 根拠： 全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる所期の目標を上回る成果が得られているため。 中小企業・小規模事業者の喫緊の課題である事業承継に対応するため、早期・計画的な承継準備に向けた啓発のほか、相談・助言や講習会を通じて、事業者の身近に存在する地域の中小企業支援機関 や事業承継・引継ぎ支援センターの支援能力の向上及び支援を実施するための仕組みを構築。また、地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を行い、事業承継の円滑化に貢献。 （１）事業承継・事業引継ぎへの支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援 ・中小企業・小規模事業者の喫緊の課題である事業承継・引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、相談・助言や講習会を通じ地域の中小企業を支える支援機関や金融機関に対して、事業承継に関する支援能力の向上や支援の仕組み作りをサポート。 ・また、中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣に地域の中小企業支援機関も同席することを通じ、支援ノウハウの提供を実施。さらに、円滑な事業承継の促進を目的に、中小企業・小規模事業者や中小企業支援機関等を対象としてオンライン形式のフォーラムを開催。事業承継を経験した経営者の取組紹介を通じて、優良事例の情報共有を図った。 ②全国の事業承継・引継ぎセンターへの支援 ・全国の事業承継・引継ぎ支援センターへの支援として、各都道府県のセンターへの研修を実施したほか、各センターの実施体制や中小企業・小規模事業者のM&Aに関する高度・専門的な相談助言を実施。 ・事業承継診断にて掘り起こされた案件を各センターでの支援へと繋げる仕組みを構築するため、３年度にエリアコーディネーターを全国に配置。その後も増員し、事業承継・引継ぎ案件の発掘を強化。 ・事業承継・引継ぎ支援の担い手育成のため、事業引継ぎ支援データベースに登録している地域の中小企業支援機関等に対する講習会を実施。また、データベースの改修を行うなど、データベースの活用を促進。 ・元年９月に金融機関、税理士、M&A 仲介業者等に対してノンネームデータベースへの書き込みを開放。ノンネームデータベースを活用したマッチング支援を実施。	＜評定に至った理由＞ 全ての定量的指標において、所期の目標を上回ることが見込まれ、また、取組を実施してきた結果、支援機関や金融機関の事業承継に関する支援能力の向上が確実に図られていることが認められることから「A」評定と判断。 （定量的指標の実績） 【指標１－１】 事業引継ぎにおける広域成約件数 <table><tr><td>（目標 １，１００件）</td><td></td></tr><tr><td>元年度</td><td>２１５件</td></tr><tr><td>２年度</td><td>２６１件</td></tr><tr><td>３年度</td><td>３２０件</td></tr><tr><td>４年度</td><td>３４２件</td></tr><tr><td>（５年度推計 ３５０件）</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>１，４８８件</td></tr></table> 【指標１－２】 事業承継・事業引継ぎ支援者数 <table><tr><td>（目標 ５０，０００件）</td><td></td></tr><tr><td>元年度</td><td>１７，４４３者</td></tr><tr><td>２年度</td><td>１７，３２７者</td></tr><tr><td>３年度</td><td>２１，６４９者</td></tr><tr><td>４年度</td><td>２４，３２７者</td></tr><tr><td>（５年度推計 ２６，６００者）</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>１０７，３４６者</td></tr></table> ＜今後の課題＞ 特になし ＜その他事項＞ （経営に関する有識者からのコメント） ・中小企業の取引環境は引き続き厳しい状況が続くと思われる。こうした中で、新事業創出、事業転換やM&Aなど事業者に対するきめ細かな伴走支援が必要であり、貴機構における相談体制の強化、関係機関との密な連携などを通じてこれまで以上に迅速な対応をお願いしたい。	（目標 １，１００件）		元年度	２１５件	２年度	２６１件	３年度	３２０件	４年度	３４２件	（５年度推計 ３５０件）		計	１，４８８件	（目標 ５０，０００件）		元年度	１７，４４３者	２年度	１７，３２７者	３年度	２１，６４９者	４年度	２４，３２７者	（５年度推計 ２６，６００者）		計	１０７，３４６者	＜今後の課題＞ ＜その他事項＞
元年度	２１５件	２年度	２６１件	３年度	３２０件																																																																																	
４年度	３４２件	５年度	４３１件																																																																																			
元年度	１７，４４３者	２年度	１７，３２７者																																																																																			
３年度	２１，６４９者	４年度	２４，３２７者																																																																																			
５年度	３２，９５８者																																																																																					
元年度	支援者数： ８，９７１者、講習会開催数：２９７回																																																																																					
２年度	支援者数： ７，８０９者、講習会開催数：２２２回																																																																																					
３年度	支援者数：１２，０６１者、講習会開催数：３１４回																																																																																					
４年度	支援者数：１４，０７５者、講習会開催数：４４４回																																																																																					
５年度	支援者数：１９，９０１者、講習会開催数：６３０回																																																																																					
元年度	支援企業数：１０４先、支援回数：２８４回																																																																																					
２年度	支援企業数： ９５先、支援回数：１９５回																																																																																					
３年度	支援企業数： ７３先、支援回数：１７０回																																																																																					
４年度	支援企業数： ６４先、支援回数：１５３回																																																																																					
５年度	支援企業数： ２８先、支援回数： ７２回																																																																																					
元年度	東京・大阪２会場、参加者数：４５３人																																																																																					
２年度	オンライン形式、参加者数：７５５人																																																																																					
３年度	オンライン動画完全視聴数：４０，４３４回																																																																																					
４年度	オンライン動画完全視聴数：２７５，２６５回																																																																																					
５年度	オンライン動画完全視聴数：１３９，８９０回																																																																																					
（目標 １，１００件）																																																																																						
元年度	２１５件																																																																																					
２年度	２６１件																																																																																					
３年度	３２０件																																																																																					
４年度	３４２件																																																																																					
（５年度推計 ３５０件）																																																																																						
計	１，４８８件																																																																																					
（目標 ５０，０００件）																																																																																						
元年度	１７，４４３者																																																																																					
２年度	１７，３２７者																																																																																					
３年度	２１，６４９者																																																																																					
４年度	２４，３２７者																																																																																					
（５年度推計 ２６，６００者）																																																																																						
計	１０７，３４６者																																																																																					

これらの取組による前中期目標期間における支援者数実績は年間８，０００者、５年間換算では４０，０００者となるが、その１．２５倍に相当する５０，０００者を支援することを目指す。 ＜想定される外部要因＞ 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。 ＜その他の指標＞ ．．．． ＜評価の視点＞ ．．．．	企業・小規模事業者のM&Aに関する高度・専門的な相談助言を実施。 支援者数 元年度　：４，５９１者　２年度　：６，３８５者 ３年度　：５，９４６者　４年度　：５，３００者 ５年度　：５，４８５者 ・事業承継・引継ぎ支援センターにおける支援能力の向上のため、事業承継・引継ぎ支援センターの専門家等に対して研修を実施。 元年度　支援者数：１，４５９者、開催数：６７回 ２年度　支援者数：　　２８６者、開催数：２７回 ３年度　支援者数：２，１０１者、開催数：７４回 ４年度　支援者数：１，０５５者、開催数：９０回 ５年度　支援者数：１，８１９者、開催数：６４回 ・データベースの活用促進等のため、事業承継・引継ぎ支援センターに登録された地域支援機関等に対する講習会を実施。 元年度　支援者数：２，４２２者、開催数：７２回 ２年度　支援者数：２，８４７者、開催数：３４回 ３年度　支援者数：１，５４１者、開催数：３８回 ４年度　支援者数：３，８９７者、開催数：７４回 ５年度　支援者数：５，７５３者、開催数：８５回 ○事業承継・引継ぎ支援センターの周知活動 ・事業承継・引継ぎ支援センターの認知度向上のため、ポータルサイトリニューアル、フリーペーパーの制作、動画制作、ダイレクトメール、SNS・インターネット広告、ポスターの制作、雑誌広告等幅広い周知広報活動を実施。 ○事業承継・引継ぎ支援データベースの運営及びノンネームデータベースの稼働による効率的なマッチング支援体制の構築 ・適切な情報管理の元でデータベースを運営。 登録件数 元年度：４６，０６８件　２年度：５７，７５４件 ３年度：７８，５９５件　４年度：１００，９５６件 ５年度：１２４，６７８件 ・ノンネームデータベースの活用を促進。 登録件数 元年度：　６，１９６件　２年度：８，９０７件 ３年度：１１，６４６件　４年度：１３，５４０件 ５年度：１８，５６２件 ・上記データベース等の活用による県域をまたいだマッチング支援を実施。 事業引継ぎにおける広域の成約件数： 元年度：２１５件　２年度：２６１件　３年度：３２０件 ４年度：３４２件　５年度：４３１件 ○多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し良質な経営支援を提供するために、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点との連携に着手。５年度には意識醸成のため中小企業庁と協働でキックオフミーティングを開催。 ２）事業承継ファンドへの出資の強化	・県境を越えたM&A等の第三者承継による事業承継の可能性を高めるため、都道府県横断での情報交換会の実施に加え、民間M&Aプラットフォームと連携したマッチングの強化、後継者人材バンクの利用促進等の環境整備を実施。 ・これらの活動を通じて、事業承継・引継ぎ支援者数は、元年度～５年度の５ヵ年　において、１１３，７０４者となり、広域成約件数は、元～５年度の５ヵ年において、１，５６９件と目標を達成。 ・多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し良質な経営支援を提供するために、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点との連携に着手。５年度には意識醸成のため中小企業庁と協働でキックオフミーティングを開催。 （２）事業承継ファンドへの出資の強化 ・地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を行ったほか、２・３年度補正予算で「中小企業経営力強化支援ファンド」に係る出資金が措置されたことを受け、同枠組みを通じて、新型コロナウイルス感染症による影響下で事業承継等に取り組む地域の中堅・中小企業を支援する政策的意義の高いファンドの新規組成にも注力。事業承継の新たな形態であり、我が国でも先進的な取組として注目を集める「サーチファンド型ファンド」への出資と合わせ、円滑な事業承継の促進に資する事業承継ファンドの担い手の裾野拡大に貢献。 以上の取組を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていることから、本項目の自己評価をAとした。		
--	--	--	--	--

	■事業承継ファンドの組成促進 ・事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化すべく、地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を実施。 ・2年度以降は、コロナの影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援すべく、2・3年度補正予算により措置された出資金を活用して新たに創設した「中小企業経営力強化支援ファンド」に対する出資に注力。4年度には、事業承継の新たな形態であり、我が国でも先進的な取組みとして注目を集める「サーチファンド型ファンド」に対しても2件の出資を実施。 ○事業承継ファンド（中小企業経営力強化支援ファンドを含む）への新規出資 ・出資ファンド数 元年度：4件 2年度：5件 3年度：2件 4年度：8件 5年度：6件 ・機構出資契約額（各年度末のファンド総額累計額） 元年度：162億円（ 555億円） 2年度：260億円（ 761億円） 3年度： 50億円（ 86億円） 4年度：260億円（1, 161億円） 5年度：300億円（ 908億円） ○事業承継ファンド（中小企業経営力強化支援ファンドを含む）への出資を通じた中小企業・小規模事業者への資金供給 ・投資先企業数 元年度： 8社 2年度： 8社 3年度：27社 4年度：46社 5年度：48社 ・投資金額（追加投資額を含む） 元年度：136億円 2年度：58億円 3年度：380億円 4年度：384億円 5年度：420億円 ■ファンドに対するモニタリングと情報提供 ・組合員集会への参加のほか、ガバナンス強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加するとともに、キーマンとの随時面談等を通じてファンドごとのモニタリングを実施、運営状況を適時・的確に把握した。 ○事業承継ファンド（中小企業経営力強化支援ファンドを含む）に対するモニタリング ・組合員集会及び投資委員会への参加 元年度： 12回 2年度： 24回 3年度： 58回 4年度：101回 5年度：102回			
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－2	生産性向上			
関連する政策・施策	I T導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号～6号、8号～15号、17号、20号、22号、24号	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】「2020年までの3年間で約100万社に対してITツール導入促進を目指す」という政府目標の達成に向けて、ITプラットフォームを通じたIT導入促進が重要である。また、人手不足の環境下においては、労働生産性を向上させるため、人材育成にも積極的に取り組むことが重要である。 【難易度：高】生産性向上に向けた支援は、機構として新規の取組となること、特にIT導入促進支援については、専門家の不在や情報不足など、中小企業・小規模事業者のIT導入に向けた環境が未整備である現状を踏まえると、難易度は極めて高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0413	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
I Tプラットフォームを活用した中小企業支援機関数【基幹目標】	中期目標期間において、6,200 機関以上 令和5年度 1,800 機関以上		445 機関	1,535 機関	1,800 機関	2,009 機関	2,459 機関	予算額（千円）	440,235,489 千円	488,794,334 千円	217,791,482 千円	226,407,312 千円	222,872,978 千円	
機構が支援したIT導入促進支援者数	中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上 令和5年度 6,629人以上		6,028人	7,230人	7,034人	9,502人	12,364人	決算額（千円）	67,145,634 千円	151,340,154 千円	245,245,980 千円	192,454,599 千円	352,208,836 千円	
中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率	80%以上		97.2%	96.0%	96.2%	96.2%	96.1%	経常費用（千円）	49,187,750 千円	87,965,335 千円	240,304,922 千円	184,998,071 千円	230,469,841 千円	
中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数	中期目標期間において、75,000人以上 令和5年度 16,100人以上		17,105 人	9,763 人	17,922 人	23,842 人	23,339 人	経常利益（千円）	△66,323 千円	△59,990 千円	△1,034,531 千円	△1,216,538 千円	482,280,738 千円	
								行政コスト（千円）	49,863,181 千円	88,373,107 千円	240,655,922 千円	185,419,963 千円	232,681,992 千円	
								従事人員数	715 人の内数	727 人の内数	731 人の内数	749 人の内数	766 人の内数	

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
			評価	A	評価
＜主な定量的指標＞ 【指標2－1】 ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6, 200機関以上とする。【基幹目標】（新規設定） 【指標2－2】 ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28, 000人以上とする。（新規設定） 【指標2－3】 ・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。（新規設定） 【指標2－4】 ・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。（前中期目標期間実績（2017年度末実績）：20.7万人（無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。）） ＜目標水準の考え方＞ ○中小企業・小規模事業者の中にはIT導入に対する苦手意識や適切な導入規模等を知らないといった経営者も多く、そのようなITに知見がない中小企業・小規模事業者でも容易にITの活用ができるよう、使いやすいアプリや活用事例などをITプラットフォームに掲載し、快適な閲覧性を追求するとともに	＜主要な業務実績＞ 【指標2－1】 ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数 ・元～4年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度：445機関 2年度：1, 535機関 3年度：1, 800機関 4年度：2, 009機関 5年度：2, 459機関 【指標2－2】 機構が支援したIT導入促進支援者数 ・元～4年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度：6, 028人 2年度：7, 230人 3年度：7, 034人 4年度：9, 502人 5年度：12, 364人 【指標2－3】 中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率 ・元～4年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度：97. 2% 2年度：96. 0% 3年度：96. 2% 4年度：96. 2% 5年度：96. 1% 【指標2－4】 中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数 ・元～4年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度：17, 105人 2年度： 9, 763人 3年度：17, 922人 4年度：23, 842人 5年度：23, 339人	＜評価と根拠＞ 評価： A 根拠： 全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる所期の目標を上回る成果が得られているため。 中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等を実施。 (1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援 ①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進 ・中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げ生産性向上を図るため、地域の中小企業支援機関等に対し、IT導入支援をテーマとした相談・助言、講習会等を実施するとともに、ITプラットフォームの活用の働きかけを行い、支援の裾野拡大を図った。これらにより、元年度～5年度の5ヵ年において、42, 158人に対してIT導入促進支援を実施し、8, 248機関がITプラットフォームを活用した支援を実施。 ②機構の支援ツールによるIT導入促進支援 ・IT経営簡易診断により、自社の経営課題・業務課題を整理・見える化し、自社の目的・状況に合ったIT化へのきっかけ作りを支援。2年度～5年度の4ヵ年において1, 350社、4, 030回の支援を実施。 ・地域の中小企業支援機関等が企業とともに活用できるオンラインアドバイス「IT経営サポートセンター」を開設し、中小企業・小規模事業者のIT導入の普及・促進や中小企業支援機関の支援能力向上を図った。 ・ITシステム導入による経営課題の解決や経営改革を計画的に実現するため、戦略的	＜評価に至った理由＞ 全ての定量的指標において、目標を上回ることが見込まれ、また、IT導入支援に関する支援機関の能力向上、中小企業の課題解決能力の向上が確実に図られていることが認められることから「A」評価と判断。 (定量的指標の実績) 【指標2－1】 ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数 (目標 1, 100件) 元年度：445機関 2年度：1, 535機関 3年度：1, 800機関 4年度：2, 009機関 (5年度推計 2, 300機関) 計 8, 089機関 【指標2－2】 機構が支援したIT導入促進支援者数 (目標 28, 000人以上) 元年度：6, 028人 2年度：7, 230人 3年度：7, 034人 4年度：9, 502人 (5年度推計 10, 000人) 計 39, 794人 【指標2－3】 中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率 (目標 80%以上) 元年度：97. 2% 2年度：96. 0% 3年度：96. 2% 4年度：96. 2% (5年度推計 96. 2%) 平均 96. 4% 【指標2－4】 中小企業・小規模事業者向け及び中小企業	＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

に、地域の中小企業支援機関等と連携して積極的な情報発信を行う。その上で、中小企業・小規模事業者１００万社に対するＩＴ導入促進に向けて、その１００万社にＩＴプラットフォームを活用した支援が届くよう、全国の主な中小企業支援機関等（約２，５００機関）に対し、ＩＴプラットフォームを活用した中小企業・小規模事業者へのＩＴ導入促進の取組を実施するよう働きかけ、５年間でのべ６，２００機関が活用することを目指す。 ○指標２－２について 政府目標である１００万社に対するＩＴ導入促進への貢献の一つとして、地域の中小企業支援機関等を通じたＩＴ化支援に取り組む。具体的には、「ＩＴ導入による生産性向上」に有用なＩＴ導入事例などの情報やコンテンツを掲載したＩＴプラットフォームを整備し、地域の中小企業支援機関等向けに同プラットフォームの活用方法を説明する講習会を開催する。講習会では、ＩＴに知見のない地域の中小企業支援機関等の職員であっても、プラットフォームを活用することで、容易かつ効果的なＩＴ化支援が可能となることを理解してもらうことを狙いとする。 機構による地域の中小企業支援機関等への営業努力と講習会内容の充実により、参加者数１０人、年間２００回以上開催し、５年間で１０，０００人以上を目指す。 ※目標水準を見直し、令和４年度及び令和５年度の目標値の引き上げを実施。 ○指標２－３について 人手不足の環境下において労働生産性を向上させるには、人材育成や業務効率化に積極的に取り組むことが必須である。人材育成は中小企業・小規模事業者にとって重要な経営課題の一つであり、特に強化すべきである	合会、全国中小企業団体中央会等の全国組織に対し、ＩＴプラットフォーム活用の働きかけを行うことにより支援の裾野拡大を図った。 ・ＩＴ導入促進支援者数 元年度： ６，０２８人 ２年度： ７，２３０人 ３年度： ７，０３４人 ４年度： ９，５０２人 ５年度：１２，３６４人 ・ＩＴプラットフォームを活用した中小企業支援機関数 元年度： ４４５機関 ２年度：１，５３５機関 ３年度：１，８００機関 ４年度：２，００９機関 ５年度：２，４５９機関 ②機構の支援ツールによるＩＴ導入促進支援 ○ＩＴ経営簡易診断事業 ・専門家との３回の面談を通して、全体最適の観点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、最適なＩＴツールの提案を実施し、中小企業・小規模事業者のＩＴ導入を支援。 ２年度：支援企業数３９９社、支援回数１，１６６回 ３年度：支援企業数４８７社、支援回数１，４６３回 ４年度：支援企業数３９２社、支援回数１，１８２回 ５年度：支援企業数 ７２社、支援回数 ２１９回 （支援事例） ・創業から１００年を数える老舗の陶磁器製造企業。伝統を受け継ぎながらも、現代のライフスタイルに合わせた新たな商品開発に取り組み、近年では海外からの注文も増えている。一方で、増加する業務量に対して限られた人員で対応するには効率的な業務運営が課題と認識しており、本事業の活用を活路を求めた。専門家によるヒアリングの結果、既存の業務フローの中にＩＴ活用の余地を見出し、特に、顧客対応の効率化に向けた問い合わせ履歴共有の仕組みや見積もり作成支援システム、また、各種帳票の発行システムなどを提案。ＩＴ活用による課題解決提案を受け、システム導入に向けた検討を進めている。 ○戦略的ＣＩＯ育成支援事業 ・ＩＴシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくＩＴ化計画の策定及び実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、専門家によるアドバイスを行うとともに、ＣＩＯ候補者の育成を支援。 元年度：支援件数１９２件、支援回数９９２回 ２年度：支援件数 ６９件、支援回数６０９回 ３年度：支援件数 ９２件、支援回数７３８回 ４年度：支援件数 ７１件、支援回数６０４回 ５年度：支援件数 ５８件、支援回数５４０回 ○生産工程スマート化診断事業 ・専門家との３回の面談を通して、生産工程の自動化、ロボット化等に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を実施し、中小企業の実生産工程の効率化、可視化、管理体制の確立を支援。 ２年度：支援企業数２６社、支援回数 ６５回 ３年度：支援企業数６７社、支援回数２０５回 ４年度：支援企業数６０社、支援回数１８５回	ＣＩＯ育成支援事業により、経営戦略に基づくＩＴ化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して専門家によるアドバイスをを行うとともに、企業内ＣＩＯ候補者の育成を支援。 ・自動化・ＩｏＴの導入により生産性を向上させたい中小企業 を支援するため、生産工程の自動化、ロボット化に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を行う「生産工程スマート化診断」を３年度より本格展開。 （２）生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 ①多様な経営課題への円滑な対応 ・中小企業・小規模事業者が円滑に事業活動を推進し、経営上で直面する様々な経営課題に適切に対応できるよう、全国９地域本部にて日常的に経営相談を実施。 ・ＳＤＧｓ、カーボンニュートラル等に関する経営課題の相談に対応するため、本部で先行的にオンライン相談窓口を設置し、事業者にとって利便性の高い相談対応体制を構築。企業のニーズや受付体制を踏まえ、地域本部 へも窓口を拡大。 ・中小企業・小規模事業者の経営者等からの相談に対して、ＡＩチャットボット「Ｅ－ＳＯＤＡＮ」によって２４時間３６５日対応することで、経営課題のスピーディーな解決を実現。また、ＡＩチャットボットでは対応が難しい相談には、有人チャットを案内し、専門家が直接チャットでの対応を行い、課題解決を促進。 ・生産性の向上に係る多様な経営課題へ円滑に対応するため、経営基盤の強化に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、専門家を派遣することで、経営課題を的確に把握し、ニーズに応じた支援を実施。 ②経営の基盤となる人材の育成 ・中小企業・小規模事業者の経営力の強化や生産性の向上を図るため、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関の中核人材に対し、人手不足対応など経営課題解決に資する実践的な研修や事業再構築など政策要請に応じた研修を実施。コロナ禍においても安全安心の確保等を図り、事例研究や演習などを交えた実践的な研修を展開。また、多様な受講ニーズに対応するため、オンライン型研修（ＷＥＢｅｅ－Ｃａｍｐｕｓ）や大学校施設外で行う研修（地域本部研修、サテライト・ゼミ）を第４期中期目標期間において拡充。なお、中長期	支援機関等向け研修受講者数 （目標 ７５，０００人） 元年度：１７，１０５人 ２年度： ９，７６３人 ３年度：１７，９２２人 ４年度：２３，８４２人 （５年度推計 ２５，０００人） 計 ９３，６３２人 <今後の課題> 特になし <その他事項> （経営に関する有識者からのコメント） ・このコロナ期に中小企業大学校はよく頑張ったと思う。それを契機にここまで充実させてきたことは、称賛に値する。
--	---	---	---

とともに、中小企業・小規模事業者の経営の存続や持続的成長につながる点で対応が急務となっている。 機構の役割は、中小企業・小規模事業者の経営者や管理者のニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施することである。研修の効果は、研修で学んだ内容を自社で実践することで初めて得られるものであることから、効果を検証する仕組みを構築するものである。 具体的には、研修について、「課題解決済み」「課題解決に取組中」「課題解決に向け検討中」「課題解決に取り組んでいない」の4肢のうち、上位2項目を回答した割合をもって、課題解決率とし、80%以上を目指す。 ○指標2－4について 目標の達成に向けて、ニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施する。受講者の的確な評価を捕捉し、研修内容に活かすため、無料セミナー受講者数は除くものとする。目標数は、前中期目標期間の実績を5千人上回ることを目指す。 ＜想定される外部要因＞ 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。 ＜その他の指標＞ ・・・・ ＜評価の視点＞ ・・・・	5年度：支援企業数73社、支援回数208回 （2）生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 ①多様な経営課題への円滑な対応 ○経営相談事業 ・全国9地域本部にて日常的に経営相談を実施。 ・SDGsやカーボンニュートラルの経営課題への相談に対応するため、本部および地域本部において相談窓口を設置。 ・経営相談件数、役立ち度 元年度：5，207件、99．7％ 2年度：5，109件、99．5％ 3年度：4，970件、99．4％ 4年度：4，814件、99．1％ 5年度：3，906件、99．4％ ○オンライン経営相談サービス「E－SODAN」事業 ・中小企業の経営者などを対象に、AIチャットボットを活用したオンラインの経営相談サービス「E－SODAN」により、24時間365日オンラインで相談に対応（一部専門家による有人チャットにて相談対応）。 ・機構が保有する経営相談Q&Aデータや知識データを活用したFAQの作成に加え、SDGsやカーボンニュートラル、EC、情報セキュリティ等、中小企業やその支援者の関心が高いと思われるテーマに関するFAQの新規の投入等を行い、利便性を向上。 ・チャットボットの利用者数 元年度：6，453人　2年度：5，822人 3年度：7，735人　4年度：6，341人 5年度：6，335人 ○IT経営簡易診断事業（再掲） ○生産工程スマート化診断事業（再掲） ○専門家継続派遣事業 ・IT化、販路開拓、製品開発、生産性の向上、営業力の強化等、多様な経営課題へ円滑に対応するため、経営基盤の強化に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、経営課題を的確に把握し、ニーズに応じた支援を実施。 ・全国規模の専門家ネットワークから最適な専門家を選定し、職員と専門家でチームを編成。案件毎に、支援計画を策定し、企業の社内チームと一体的なプロジェクトチームで支援に取り組み、企業の自立的な成長基盤を強化。 元年度：支援件数265社、支援回数2，390回 所期の目標達成率96．9％ 2年度：支援件数289社、支援回数2，365回 所期の目標達成率100％ 3年度：支援件数336件、支援回数3，090回 所期の目標達成率98．5％ 4年度：支援件数238件、支援回数2，118回 所期の目標達成率98．9％ 5年度：支援件数247件、支援回数2，218回 所期の目標達成率95．7％ ○戦略的CIO育成支援事業（再掲）	の研修において、研修インターバル期間中及び終了後に個別にフォローアップを行い、研修内ゼミナール等で取り上げた自社課題の解決活動をサポートするなど研修効果の向上に取り組んだ。 ・中小企業支援機関等向け研修では、中小企業のIT化、事業承継、事業再構築等に関する相談対応力や支援手法習得のため、演習等を交えた研修を実施。また、経営革新等支援機関として認定を受けるために必要な専門的スキル等を修得する中小企業経営改善計画策定支援研修を展開。 ・新型コロナウイルス感染拡大のため、研修の実施や受講者募集が困難な期間があったが、海外展開など機構の支援メニューと組み合わせた支援の結果、中小企業・小規模事業者向け研修及び中小企業支援機関等向け研修を合わせ　た受講者数は、中期計画目標75，000人に対し91，971人を達成。課題解決率は中期計画目標80％以上に対して96．3％を達成。 （3）地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化 ・地域の中小企業支援機関等の支援機能の強化のため、生産性向上に向けたIT導入支援、事業再構築、インボイス対応、SDGs等の国の政策課題に関わるテーマや中小企業支援機関のニーズに即したテーマで講習会等を実施。 ・よろず支援拠点全国本部事業として、担当拠点を訪問するなどして、問題の把握に努め、その解決に向けた支援を実施。巡回訪問やサポーター派遣のほか、ロールプレイング等を交えた実践的な内容のコーディネーター向け研修、よろず支援拠点事業のモデルとなった中小企業　支援機関等における支援ノウハウを学ぶコーディネーター向けOJT研修など、支援の現場に活かせるように研修内容を充実。 ②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上 ・上記（2）②に記載。 ③情報収集・提供の積極的な推進 ・情報収集・提供の積極的な推進のため、約19，000社の中小企業・小規模事業者を対象に四半期毎に業況判断、売上高、経常利益等の動向を産業別・地域別等に把握する「中小企業景況調査」を実施し、全国及び地域別の結果を公表。調査結果は、中小企業白書に活用されたほか、日本銀行、
--	---	--

	4年度：支援件数146件、支援回数1,041回 5年度：支援件数273件、支援回数2,461回 ○ハンズオン支援事業全体の実績 元年度：売上高の伸び率：6.8% 経常利益の伸び率：79.1% 2年度：売上高の伸び率：15.6% 経常利益の伸び率：21.4% 3年度：売上高の伸び率：▲5.3% 経常利益の伸び率：▲4.6% 4年度：売上高の伸び率：0.4% 経常利益の伸び率：19.1% 5年度：売上高の伸び率：8.7% 経常利益の伸び率：62.0% ○研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対する支援 ・研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対して、戦略的基盤技術高度化支援事業を中心とした研究開発計画のブラッシュアップ支援及び事業化に向けたサポートを実施。 支援件数 元年度：2,601件 2年度：2,208件 3年度：1,809件 4年度：1,358件 5年度：1,160件 ・地域本部において、経済産業局等と連携し、研究開発の成果普及や事業化の促進等を目的としたセミナー・フォーラム・ビジネスマッチング等をオンラインも活用しながら開催。 元年度：開催回数 21回、支援企業数 102社 2年度：開催回数 10回、支援企業数 62社 3年度：開催回数 27回、支援企業数 516社 4年度：開催回数 25回、支援企業数 256社 5年度：開催回数 38回、支援企業数 883社 ○ものづくり補助金 ものづくり補助金の採択 ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者の設備投資支援を実施。 ・2年度補正予算（第1号）により、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、2年度補正予算（第2号）では、更なる補助率の引き上げ及び業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策等の取組への支援を拡充。 ・2年度補正予算（第3号）により、補助率を引き上げた「新特別枠」を創設。 ・3年度補正予算（第1号）により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、経済対策に基づき、デジタル枠、グリーン枠を創設し限られた時間の中で事業実施体制を迅速に整備し、公募を開始。 ・4年度補正予算（第2号）により、グリーン枠に3段階の補助上限額を設け、グローバル展開型は支援内容を拡充しグローバル市場開拓枠を創設し、大幅賃上げ促進のための定額補助を上乗せする特例を措置。 ・5年1月公募以降、補助事業終了後3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対して補助上限額の上乗せを実施。		
--	---	--	--

・ 5 年度補正予算により、申請枠を省力化(オーダーメイド) 枠、製品・サービス高付加価値化枠、グローバル枠へリニューアルし、省力化に資する支援を充実。 申請件数 通常枠： 累計 4 7, 3 8 2 件 特別枠： 累計 1 4, 9 8 3 件 新特別枠： 累計 1 1, 4 1 7 件 デジタル及びグリーン枠：累計 7, 8 3 7 件 採択件数 通常枠： 累計 2 5, 8 2 1 件 特別枠： 累計 4, 5 9 6 件 新特別枠： 累計 5, 4 9 5 件 デジタル及びグリーン枠：累計 4, 4 9 6 件 ○持続化補助金の採択 ・ 元年度補正予算（第 1 号）により、小規模事業者等が取組む販路開拓支援を実施。 ・ 2 年度補正予算（第 1 号）により、補助上限を引き上げた「特別枠」を設け、2 年度補正予算（第 2 号）では、補助率の引き上げ及び業種別ガイドライン等に基づいて行う感染防止対策等の取組への支援を拡充。 ・ 2 年度補正予算（第 3 号）により、補助上限を引き上げた「新特別枠」を創設。 ・ 3 年度補正予算（第 1 号）により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たに事業者の利便性重視を目的に「賃金引上げ枠」、「卒業枠」、「後継者支援枠」、「創業枠」、「インボイス枠」を創設し公募を開始。 ・ 5 年度補正予算により、能登半島地震の被害を受けた事業者等を支援する「災害支援枠」を創設。 採択件数/申請件数： 通常枠： 累計 8 3, 4 7 6 件/累計 1 3 5, 7 5 6 件 特別枠： 累計 6 9, 9 1 9 件/累計 1 6 4, 1 9 8 件 新特別枠： 累計 3 1, 8 5 3 件/累計 5 2, 2 6 0 件 賃金引上げ枠：累計 1 5, 3 3 7 件/累計 2 6, 0 8 1 件 卒業枠： 累計 2 3 9 件/累計 4 3 6 件 後継者支援枠：累計 1 1 件/累計 2 3 件 創業枠： 累計 6, 2 5 9 件/累計 1 1, 0 0 1 件 インボイス枠：累計 1, 6 5 8 件/累計 3, 1 7 0 件 ○I T 導入補助金の採択 ・ 元年度補正予算（第 1 号）により、中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資する I T ツールの導入支援を実施。 ・ 2 年度補正予算（第 1 号）により、補助率を引き上げた「特別枠」を設け、2 年度補正予算（第 2 号）では、更なる補助率の引き上げを実施。 ・ 2 年度補正予算（第 3 号）により、補助率を引き上げた「新特別枠」を創設し、業務の非対面化やテレワークに取り組む中小企業を優先的に支援するとともに、遡及申請も認めるなど、中小企業が直面する喫緊の課題解決に資する制度設計を実施。 ・ 3 年度補正予算（第 1 号）により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、インボイス制度への対応を見据え、補助			
---	--	--	--

率を引き上げ、ハードの導入費も補助対象となる「デジタル化基盤導入枠」を創設。本枠は事業者の利便性向上を目的に毎月２回程度の採択を実施。 ・４年４月の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等緊急経済対策』」を受け、サーバー攻撃によって生産性向上を阻害するリスクを低減することを目的とした「セキュリティ対策推進枠」を創設。 ・４年度補正予算（第２号）により、「通常枠」「デジタル化基盤導入枠」「セキュリティ対策推進枠」を継続、インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援することを目的とした「デジタル化基盤導入枠（商流一括インボイス対応類型）」を創設。なお、事務局新規公募を行い事務局が変更。 採択件数/申請件数 通常枠：累計４７，０６７件/累計７９，２５８件 特別枠：累計２１，１８１件/累計６６，０７２件 新特別枠：累計２３，１２３件/累計３８，２４０件 デジタル化基盤導入枠 デジタル化基盤導入類型：累計８９，３９８件/累計１１３，８８１件 複数社連携ＩＴ導入類型：累計１２件/累計１６件 セキュリティ対策推進枠：累計５１５件/累計５６６件 ○事業承継・引継ぎ補助金 ・３年度補正予算（第１号）により、中小企業・小規模事業者等の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進するために、中小企業等の事業承継・引継ぎ支援を実施。 ・４年度補正予算（第２号）により、事業承継・事業再編・事業統合等を契機として一定の賃金引上げを実施する事業者や事業承継前の後継者の取組への支援を拡充するため、「経営革新事業」の補助上限の引き上げを実施。 ・５年度補正予算（第３号）により、２社以上の子会社と共同申請できるようになり親会社・子会社がグループ一体となり、経営革新に取り組むことも補助対象として追加。 採択件数/申請件数 経営革新事業：累計１，０５７件/累計１，８２９件 専門家活用事業：累計２，０２１件/累計３，５５７件 廃業・再チャレンジ事業：累計１０１件/累計１８６件 ② 経営の基盤となる人材の育成 ○実践的で安心安全な研修を提供 ・生産性を向上させることを支援するため、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化や、事業承継、ＩＴ活用・業務効率化、BCPや事業再構築など国の政策課題に対応した、経営課題解決に資する実践的な研修を、事例研究や演習などを交え実施。 ・新型コロナウイルス感染拡大を受けて、２年４月から６月末までの集合型研修を中止。その間、３密対策、手指消毒、教室収容率の制限等の感染防止策を講じ、受講者が安全安心して受講できる環境を整えた上で７月から研修を実施。 ・２年度には、中小企業大学のプレゼンス・認知度の向上を			
--	--	--	--

図るため「中小企業大学校総長」を設置。 元年度：研修回数611回、受講者数11,439人 2年度：研修回数580回、受講者数7,317人 3年度：研修回数781回、受講者数11,822人 4年度：研修回数806回、受講者数13,238人 5年度：研修回数835回、受講者数14,587人 「中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上」との合計は 研修回数1,180回、受講者数23,339人 ○経営課題解決に資する研修を提供 ・自社の経営課題抽出と解決策の策定を少人数ゼミナールや課題研究を通じて検討し、講師によるきめ細かい指導を通して、自社の経営革新を実現する分析力、洞察力、意志決定力、実践力を身に付けることに重点を置いた経営後継者研修、経営管理者研修・工場管理者研修、高度実践型経営力強化コースを実施。 ○フォローアップ調査にて把握した課題解決例 ・経営管理者研修を受講し、経営計画の目標達成を課題研究テーマとして、自社分析と目標に向けて計画し人材育成、組織化で目標に対して段階的に人の成長と共に達成できるようにし、2020年20億売上げ目標、経常利益7%の実現見込み。 ・工場管理者養成コースを受講し、歩留り率向上に取り組んだ結果、歩留まり率目標を達成し、約650千円／月の削減効果を達成。 ・製造部と営業部の中に入り、利益確保のための顧客への値上げ交渉や現場の生産性向上を実施しながら5年の中期計画を作成。売上高20億、経常利益率6%を目指せる状況に成長。 ・課題研究の取り組みにより、1か月の生産本数15,008本を生産日数31日で達成するという目標を30日と36分で達成することができ、約2日間という、工場にとって貴重な時間捻出した。 ・これまでなかった階層別の教育制度の策定し、入社年数を目安に受講する研修テーマについて社員等に明示することができた。 ○国の政策課題に応じた研修を提供 ・国の政策課題に対応し、後継者育成、IT導入、事業承継の進め方、事業継続計画（BCP）策定、事業再構築計画づくり、SDGs経営、カーボンニュートラル等をテーマとした中小企業経営管理者に対する研修等を実施。 ○受講利便性に配慮した研修を拡充 ・Webを活用して少人数ゼミナール方式で双方向型リアルタイムのオンラインで行う企業向け研修を拡充して実施。 元年度：研修回数 87回、受講者数 376人 2年度：研修回数 83回、受講者数 476人 3年度：研修回数103回、受講者数 906人 4年度：研修回数136回、受講者数1,160人 5年度：研修回数138回、受講者数1,027人 ・各地域で中小企業支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」を実施。			
--	--	--	--

	元年度：研修回数 7 6 回、受講者数 9 0 4 人 2 年度：研修回数 6 4 回、受講者数 7 5 5 人 3 年度：研修回数 8 3 回、受講者数 9 0 4 人 4 年度：研修回数 9 7 回、受講者数 1, 1 9 6 人 5 年度：研修回数 9 8 回、受講者数 1, 2 2 9 人 ・中小企業等の受講利便性やアクセスを改善するため、地域の都市部など地域本部等で研修を実施。 元年度：研修回数 7 7 回、受講者数 1, 4 9 3 人 2 年度：研修回数 1 0 0 回、受講者数 1, 1 9 8 人 3 年度：研修回数 1 2 1 回、受講者数 1, 8 0 8 人 4 年度：研修回数 1 5 2 回、受講者数 2, 4 3 9 人 5 年度：研修回数 1 9 2 回、受講者数 3, 4 1 8 人 ・機構の知見やノウハウを活用し全国団体、業界団体、商工団体および中小企業等からの要請に基づく自主研修を実施。 元年度：研修回数 2 0 回、受講者数 5 7 5 人 2 年度：研修回数 2 6 回、受講者数 7 2 1 人 3 年度：研修回数 3 0 回、受講者数 6 7 2 人 4 年度：研修回数 4 3 回、受講者数 1, 0 0 7 人 5 年度：研修回数 5 4 回、受講者数 1, 1 2 5 人 ・小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資する講座「ちょこゼミ」を Y o u T u b e で配信。 元年度：1 3 8 講座、再生回数 4 1 2, 8 3 7 回 2 年度：1 4 0 講座、再生回数 2 9 5, 8 8 9 回 3 年度：1 4 2 講座、再生回数 4 2 3, 0 0 0 回 4 年度：1 4 1 講座、再生回数 4 2 1, 0 0 0 回 5 年度：1 4 1 講座、再生回数 4 1 7, 0 0 0 回 ○研修効果の確認と検証結果 ・中長期間の研修内ゼミナール等で取り上げた自社の課題研究テーマに対する卒業後の実行支援や取組状況のフォローアップ調査を実施。 ・課題解決率（実施済、実施中） 元年度：9 7. 2 % 2 年度：9 6. 0 % 3 年度：9 6. 2 % 4 年度：9 6. 2 % 5 年度：9 6. 1 % ・中長期間の研修等を受講した企業の伸び率 元年度：売上高 9. 0 % 従業員数 9. 7 % （参考値※）売上高 ▲ 4. 4 %、従業員数 1. 3 % 2 年度：売上高 1 0. 6 % 従業員数 6. 6 % （参考値※）売上高 1 0. 6 % 従業員数 3. 9 % 3 年度：売上高 6. 6 % 従業員数 6. 8 % （参考値※）売上高 ▲ 8. 3 % 従業員数 ▲ 4. 6 % 4 年度：売上高 ▲ 3. 5 %、従業員数 4. 6 % （参考値※）売上高 ▲ 9. 7 % 従業員数 ▲ 7. 9 % 5 年度：売上高 ▲ 4. 7 % 従業員数 2. 5 % （参考値※）売上高 6. 2 % 従業員数 1. 3 %。 （※）「中小企業実態基本調査」回答企業の伸び率 ○環境変化に係る情報提供の取組 ・創業者、ベンチャー企業、及び小規模事業者等を対象に、東京駅至近の丸の内「T I P * S」やオンラインにて、知識・ノウハウなどの学びに加えて、多様な参加者同士の対話と交		
--	---	--	--

流により「やりたい」という想いに働きかけ、掘り起こすことに重点を置いた講座、ワークショップ等を実施。 元年度：開催回数１３４回、受講者数３，３１９人 ２年度：開催回数１０８回、受講者数２，３７５人 ・中小企業・小規模事業者等に対し、ポストコロナ時代を生き抜いていく経営に必要な人材獲得や新商品開発等のテーマ、また脱炭素や海外展開といった話題性の高いテーマなど、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る環境変化に係る情報を提供するセミナー等を機構本部等において実施。 元年度：研修回数２１回、受講者数　　９８８人 ３年度：研修回数２９回、受講者数１，　４７８人 ４年度：研修回数２８回、受講者数　　９６７人 ５年度：研修回数２１回、受講者数　　６１３人 ○中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数合計 元年度：研修回数８１６回、受講者数１７，　１０５人 　　役立ち度９７．　７％、今後の利用希望９６．　６％ ２年度：研修回数７１０回、受講者数９，　７６３人 　　役立ち度９８．　１％、今後の利用希望９７．　２％ ３年度：研修回数１，　０３２回、受講者数１７，　９２２人 　　役立ち度９８．　２％、今後の利用希望９７．　２％ ４年度：研修回数１，　２３２回、受講者数２３，　８４２人 　　役立ち度９８．　０％、今後の利用希望９７．　１％ ５年度：研修回数１，　１８０回、受講者数２３，　３３９人 　　役立ち度９８．　２％、今後の利用希望９６．　６％ （３）地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化 ○地域の中小企業支援機関等への支援 ・地域の中小企業支援機関等が中小企業・小規模事業者に対して生産性向上のための支援を行うにあたり必要な知識等を習得するため、訪問等により、支援機関等が抱える事業者支援上の課題を聴取。国の政策課題に関する支援情報や機構の支援ツール等を提供するとともに、助言等を実施。 接触先数 元年度：２，　２６９機関　　２年度：２，　０９５機関 ３年度：２，　４２４機関　　４年度：１，　４３３機関 ５年度：３，　６０８機関 ・支援機関等の担当職員の支援能力向上のため、地域の中小企業支援機関等の支援上の課題やニーズを踏まえた講習会を実施。 元年度：開催回数４０７回、参加者数１０，　５１６人 　　課題解決率９５．　９％ ２年度：開催回数３８４回、参加者数１０，　０９２人 　　課題解決率９５．　２％ ３年度：開催回数４９６回、参加者数１２，　６３９人 　　課題解決率９９．　１％ ４年度：開催回数５８８回、参加者数１８，　４０４人 　　課題解決率９９．　１％ ５年度：開催回数７７０回、参加者数１９，　３２４人 　　課題解決率１００％			
--	--	--	--

	2) よろず支援拠点全国本部事業の実施 ○よろず支援拠点への支援 ・よろず支援拠点全国本部を設置し、各拠点の支援活動等をサポート。各拠点のチーフコーディネーター等を対象に支援能力向上のための研修を実施。 元年度：研修回数76回、受講者数1,276人 課題解決率93.6% 2年度：研修回数50回、受講者数1,042人 課題解決率87.2% 3年度：研修回数34回、受講者数1,098人 課題解決率95.7% 4年度：研修回数62回、受講者数1,875人 課題解決率97.9% 5年度：研修回数51回、受講者数1,574人 課題解決率91.5% ○各拠点の評価の実施 ・各年度評価方針を策定及び評価委員会を全国本部に設置し、各都道府県のよろず支援拠点事業を受託している実施機関及びチーフコーディネーターへのヒアリングや実績確認により定性的・定量的な観点から評価を実施。 ・評価にあたっては、顧客満足度調査及び地域の支援機関による拠点の役立ち度調査を実施。その結果については、評価に活用するだけでなく、各拠点にフィードバックすることにより各拠点の業務改善に向けた取組を促進。 ③ 中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上 ○実践的で安心安全な研修を提供 ・都道府県、地域の中小企業支援機関、および認定経営革新等支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした実践的な研修や政策課題に対応した研修を、支援事例を交え実施。 ・新型コロナウイルス感染拡大を受けて、2年4月から6月末までの集合型研修を中止。その間、3密対策、手指消毒、教室収容率の制限等の感染防止策を講じ、受講者が安全安心して受講できる環境を整えた上で7月から研修を実施。 ・2年度には、中小企業大学校のプレゼンス・認知度の向上を図るため「中小企業大学校総長」を設置。 元年度：研修回数135回、受講者数3,991人 2年度：研修回数130回、受講者数2,446人 3年度：研修回数251回、受講者数6,100人 4年度：研修回数426回、受講者数10,604人 5年度：研修回数345回、受講者数8,752人 「経営の基盤となる人材の育成」との合計は 研修回数1,180回、受講者数23,339人 ○国の政策課題に応じた研修を提供 ・中小企業のIT化支援、事業承継支援、BCP策定支援、事業再構築支援等に関する相談対応能力を向上させるため、各課題の相談ケースをもとに、対応方法、支援方法について演習を交えて習得する研修や、生産性向上の事例研究等を交えた研修を実施。 ・創業者が策定するビジネスプランの評価ポイントや効果的な支援手法を、事例研究等を交えながら学ぶ研修を実施。		
--	--	--	--

	○受講利便性に配慮した研修を拡充 ・We bを活用して少人数ゼミナール方式で双方向型リアルタイムのオンラインで行う支援者向け研修を拡充して実施。 3年度：研修回数45回、受講者数461人 4年度：研修回数63回、受講者数615人 5年度：研修回数64回、受講者数587人 ・機構の知見・ノウハウを活用し、支援機関の全国団体等からの要請に基づく自主研修等を拡充して実施。 3年度：研修回数 75回、受講者数2, 427人 4年度：研修回数236回、受講者数6, 363人 5年度：研修回数150回、受講者数4, 260人 ○中小企業経営改善計画策定支援研修を提供 ・経営改善計画策定支援研修の演習用ケース教材を開発。 ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関として認定を受けるために必要な専門的知識や実務経験に関する認定申請の資格要件を付与するための中小企業経営改善計画策定支援研修を実施。 元年度：研修回数12回、受講者数409人 2年度：研修回数10回、受講者数336人 3年度：研修回数17回、受講者数672人 4年度：研修回数13回、受講者数567人 5年度：研修回数14回、受講者数578人 ○経営力再構築伴走支援研修をオンラインおよび全国の大学校等で実施 ・中小企業・小規模事業者の経営者に寄り添い、「課題設定型」の支援を行うために必要なスキルを学ぶ研修を、4年度よりオンライン形態にて実施。5年度には実践版（ケース演習を用いたリアル形態）として全国の大学校等で実施し、支援担当者等の支援スキルを向上 4年度：研修回数88回、受講者数1, 635人 5年度：研修回数69回、受講者数 871人 ○受講アンケート調査にて把握した支援取組例 ・販路拡大のためのメディア戦略支援研修を受講。地方新聞社以外にテレビ局へのアプローチ、コンセプトマップ、ABC戦略、GAP分析等のツールを活用した戦略的なプレスリリース支援を修得。また、本研修で学んだ手法は応用が可能であり、支援の幅の拡大が実現。 ・地域新事業創出支援の進め方研修を受講。特産品・サービス開発などに関し、講師の経験に基づいた詳細な仮説設定や消費者のペルソナ設定の考えについて学ぶことができ、現在、自身が進めているプロジェクトでの有効活用を実現。 ④ 情報収集・提供の積極的な推進 ・約19, 000社の中小企業を対象に四半期毎に業況判断、売上高、経常利益等の動向を産業別・地域別等に把握する中小企業景況調査を実施し、全国及び地域別の結果を公表。 ・調査結果は、中小企業白書に活用されたほか、日本銀行、総務省統計局、地方公共団体等に提供。 ・調査業務の効率化を図るため、景況調査の調査オンライン化に向けたシステム開発に着手。 ・提供先数 元年度：1, 503機関 2年度：1, 538機関		
--	--	--	--

	3年度：1， 5 3 6機関 4年度：1， 5 2 2機関 5年度：1， 3 1 2機関 ○政策課題や支援のあり方に関する調査 ・中小企業の経営課題に関する最新の情報や支援ノウハウ、経営ノウハウ等に関する調査研究を実施。また、機構の業務に関する政策課題や、施策の有効性に関する調査研究を実施。 ・調査実施件数 元年度：1件 2年度：5件 3年度：2件 4年度：3件 5年度：2件 ・26年度までに作成した中小企業診断士養成課程向けのケース教材については、中小企業診断士養成研修で活用のほか、教育機関等に提供。 提供回数 元年度：18回 2年度：17回 3年度：19回 4年度：25回 5年度：24回 （4）中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進 ①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援） ■制度の普及・PR及び現地支援 ・支援機関職員、中小企業組合等に対して現地またはWEBにより高度化事業の説明会を開催。 元年度：22回 2年度： 7回 3年度： 8回 4年度：18回 5年度： 8回 ・制度の継続的なPR活動として、元年度までは全地域本部及び沖縄事務所に配置した高度化担当者及び8地域本部に配置した高度化マネージャーが、2年度以降は本部の高度化担当職員が組合、関係機関等を訪問し、PR活動、ニーズの把握等を実施。 ・地域資源活用促進法の認定計画に基づく施設・設備等の整備に高度化事業が活用できることについて、市町村にPRするとともに、市町村における融資実施体制の整備を支援した。（元年度） 【事例】宮崎カーフェリー（株）グループ 船齢20年を超える現船2隻に替わる新船を導入し、宮崎県等の農畜産物を関西・中京・首都圏へ配荷するトラック輸送と関西地域との旅客輸送にも対応する重要な交通インフラの維持を計画。航路利用者、自治体、地元金融機関等によるオール宮崎で本事業を支援し、高度化事業の貸付を決定。 （総事業費億166．9億円、貸付決定額32．0億円） ■利用者ニーズに対応した高度化事業の積極的展開 ・貸付実績 元年度：貸付決定額32．7億円、貸付決定先19先 資金交付額35．3億円、資金交付先16先 2年度：貸付決定額18．4億円、貸付決定先17先 資金交付額32．9億円、資金交付先19先 3年度：貸付決定額16．8億円、貸付決定先11先 資金交付額21．9億円、資金交付先14先 4年度：貸付決定額59．0億円、貸付決定先19先 資金交付額49．9億円、資金交付先14先 5年度：貸付決定額32．1億円、貸付決定先17先 資金交付額27．1億円、資金交付先17先		
--	--	--	--

	■事業実施へ向けた積極的支援（都道府県等と連携した的確な診断助言を実施） ・実施計画作成等についての診断・助言を実施。 元年度：支援件数３９件、支援先３０先、支援日数１６４人日 ２年度：支援件数２４件、支援先１８先、支援日数 ７３人日 ３年度：支援件数３４件、支援先２０先、支援日数１８５人日 ４年度：支援件数１９件、支援先１７先、支援日数１３６人日 ５年度：支援件数２３件、支援先１６先、支援日数２２６人日 ・初めて高度化事業を担当する都道府県職員等を対象に、高度化診断を含めた貸付プロセスの全体像把握による新規案件対応の円滑化を目的として、「高度化事業担当になったら読むハンドブック〔新規貸付診断編〕」を作成。（４年度） ■地域中小企業応援ファンド事業及び農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業の継続について ・これまで地域における創業や新たな需要喚起に応える新商品開発等に大きく貢献してきた両ファンドは２９年度以降、順次、当初１０年間の事業期間の満了が到来。 ・元年度以降に満期を迎えた１８ファンドのうち、７ファンドが事業継続。 ファンド原資の７～８割を高度化資金より貸付 ・約定償還後の新規貸付１先／貸付決定額２６．１億円、期日延長による 貸付継続６先／貸付決定額２１０．５億円。 ■小規模企業者等設備貸与事業の創設および着実な実施 ・２７年度より小規模企業者等への設備貸与制度（割賦・リース事業）に必要な財源の一部を貸し付ける新たな事業を創設し、１２道府県（５年度貸付先数）に対して貸付。 元年度：３３．１億円 ２年度：２６．４億円 ３年度：２４．８億円 ４年度：２５．８億円 ５年度：２６．２億円 ・小規模企業者等への設備貸与（割賦・リース）実績 元年度：４５１件 ６８．９億円 ２年度：３６１件 ４８．８億円 ３年度：３８５件 ４９．３億円 ４年度：４０６件 ５３．２億円 ５年度：４１９件 ５４．７億円 ■高度化貸付先へのフォローアップ体制の充実（３ヶ年経過後の事業実施目標達成率９５％を目指したフォローアップの強化） ・貸付後一定期間経過した利用者に対する事業目的の達成度の他、診断助言の有効度に関する高度化成果調査を実施。 ・貸付後３年を経過した貸付先に対するアンケート調査結果 元年度：目的達成度 １００％、有効度 １００％ ２年度：目的達成度８５．７％、有効度８５．７％ ３年度：目的達成度９１．６％、有効度 １００％ ４年度：目的達成度 １００％、有効度８５．７％ ５年度：目的達成度８１．８％、有効度 １００％ （事業者の声） ・事業者は「施設・店舗の更新・拡張」や「狭隘化の解消」などを目的に高度化事業を実施。「知名度及び信用力の向上」「組合の求心力や組合員の結束力が高まった」「雇用の維		
--	--	--	--

	持・増大」が、事業者の経営課題の解決が図られたなどの調査結果を得た。 ②中心市街地、商店街等への支援 ■中心市街地活性化協議会等に対する職員・外部専門家の派遣 ・基本計画等に関して地域住民のニーズ、組織・運営体制、都市機能における位置づけ等の観点からヒアリング・調査や必要な助言等を実施。 元年度：１０７地域　２年度：７２地域　３年度：５７地域 ４年度：７６地域　５年度：７９地域 ■中心市街地活性化協議会支援センターによる支援 ・中小企業庁、日本商工会議所、全国商店街振興組合連合等関係機関と連携し、中心市街地活性化協議会支援センターを設置・運営し、中心市街地活性化協議会の設立、運営を支援。 ・相談等対応 中心市街地活性化協議会、商工会議所、地方公共団体、まちづくり会社等からの相談受付 元年度：３４６件　２年度：１７５件　３年度：２４３件 ４年度：２４２件　５年度：１４２件 ・情報提供 i) ホームページ等による情報提供 ・協議会支援センターホームページへの掲載並びにメールマガジンの配信等により、中心市街地活性化協議会の運営や中心市街地活性化に資する情報を提供。 件数（PV数） 元年度：２９４，１７１件　２年度：３２６，５０６件 ３年度：４２８，４４２件　４年度：３０５，４１４件 ５年度：２９４，０６９件 ii) ネットワーク構築支援 i) 全国・ブロック交流会 ・自立的な協議会活動に資するため、各地域の協議会が課題や問題点を共有し解決に向けた意見交換を行うとともに、協議会間のネットワークの形成を促進するため、各地域においてブロック交流会を実施。 元年度：３回、参加者数２２９人 ２年度：５回、参加者数２９１人 ３年度：４回、参加者数１５４人 ４年度：７回、参加者数１６８人 ５年度：３回、参加者数２２８人 ■中心市街地経済活性化診断・サポート事業等 ○中心市街地経済活性化に向けた各種取組みに対する勉強会・セミナー等の開催支援（セミナー型）及び個別事業計画等に関するプロジェクト型の継続支援（プロジェクト型） ・セミナー型の支援地域数・実施回数・参加者数 元年度：１１地域、１３回、４０９人 ２年度：　８地域、１０回、２９０人 ３年度：１３地域、１７回、４０５人 ４年度：１４地域、２１回、４７５人 ５年度：１７地域、２２回、３８８人 ・プロジェクト型支援地域数 元年度：３地域　２年度：３地域　３年度：３地域 ４年度：２地域　５年度：２地域 （支援事例：福島県白河市）		
--	--	--	--

・白河市中心市街地活性化基本計画に掲載されている事業の成立性を高めるために「エリアマネジメント構想の作成」「リノベーションまちづくり推進事業」等に対して支援を実施。エリアコンセプトを事業者、学生、地域おこし協力隊員などと検討し、コンセプトブックを作成、今後のエリアマネジメントの基礎ができた。また、まちづくり会社によるリノベーション拠点づくり構想づくりが進み、実現のめどが立った。

○中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業

- ・中心市街地活性化協議会の抱える様々な課題に対応するため、機構登録の専門家を中心市街地活性化協議会等に対して派遣。

年度	支援先数	地域	支援日数	人日	アドバイスの役立ち度
元年度	26	地域	100	0	100%
2年度	16	地域	48	0	100%
3年度	7	地域	23	5	100%
4年度	11	地域	23	5	100%
5年度	14	地域	38	0	100%

③その他

- ・未譲渡となっている賃貸用地について、賃貸先企業と譲渡に関する協議を、継続して行った。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援		
関連する政策・施策	イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携並びに事業再構築等の実現に向けた支援等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、5号、6号、9号、15号、21号、24号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】国内の少子高齢化や市場縮小等により、国内市場を取り巻く環境が変化するなか、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、海外需要を獲得することがより重要である。また、日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、地域を牽引する中小企業の創出が重要である。さらに、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に事業者が適応し、新常态において事業者が成長できる環境を整備することが重要である。 【難易度：高】海外企業との取引は、コスト、言語、商習慣、各種規制、法務、税務の問題など、海外市場独特の参入障壁から難易度が高い。また、ベンチャー企業の創出についても、上場に至る年数は企業によりバラつきがあることや経済変動に左右されることから、難易度が高い。さらに、事業再構築には新分野への展開や新たな業態への転換といった思い切った取組が必要であることから、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0413

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率 【基幹目標】	中期目標期間の最終年度に成約率33%以上 令和5年度33%以上		40.1%	30.8%	38.9%	71.0%	86.4%		予算額（千円）	37,165,570 千円	27,726,173 千円	1,791,658,538 千円	1,830,847,983 千円	1,128,890,010 千円
海外展開支援企業数	中期目標期間において2万社以上 令和5年度4,000社以上		5,202社	5,368社	5,725社	8,442社	12,871社		決算額（千円）	33,960,656 千円	36,277,334 千円	60,079,702 千円	534,884,030 千円	600,239,463 千円
機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合	新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る		5.6割	5.7割	2.6割	2.3割	2.2割		経常費用（千円）	8,935,550 千円	7,667,331 千円	19,756,027 千円	424,451,176 千円	595,375,533 千円
起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数	中期目標期間において40本以上 令和5年度8本以上		10本	12本	10本	10本	10本		経常利益（千円）	1,345,044 千円	29,857,760 千円	5,713,827 千円	8,843,058 千円	2,239,610 千円
									行政コスト（千円）	8,994,508 千円	8,083,859 千円	19,772,071 千円	424,554,338 千円	595,264,026 千円
									従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	766人の内数

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
評価			評価	A	評価
＜主な定量的指標＞ 【指標３－１】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度６％以上増加させ、最終年度に成約率３３％以上とする。【基幹目標】（新規設定） 【指標３－２】 ・中期目標期間において、海外展開支援企業数を２万社以上とする。（２０１５～２０１７年度実績：１．１万社） 【指標３－３】 ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が５０億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、２割以上、上回ることとする。（新規設定）（〔参考〕２０１４～２０１７年平均：１．８割） 【指標３－４】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を４０本以上とする。（前中期目標期間実績（２０１７年度末実績）：５３ファンド（うち、第４期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド１１本を含む。）） 【指標３－５】 ・中期目標期間終了時ににおいて、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員１人当たり付加価値額の年率平均増加率が３．０％以上となる者の割合を５割以上とする。【基幹目標】 ＜目標水準の考え方＞ ○指標３－１について	＜主要な業務実績＞ 【指標３－１】 中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率 ・元～４年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度：４０．１％ ２年度：３０．８％ ３年度：３８．９％ ４年度：７１．０％ ５年度：８６．４％ 【指標３－２】 海外展開支援企業数 ・元～４年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度： ５，２０２社 ２年度： ５，３６８社 ３年度： ５，７２５社 ４年度： ８，４４２社 ５年度：１２，８７１社 【指標３－３】 機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が５０億円以上となる割合 ・元～４年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度：５．６割 ２年度：４．７割 ３年度：２．６割 ４年度：２．３割 ５年度：２．２割 【指標３－４】 起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数 ・元～４年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度：１０本 ２年度：１２本 ３年度：１０本 ４年度：１０本 ５年度：１０本 【指標３－５】 中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員１人当たり付加価値額の年率平均増加率が３．０％以上となる者の割合 ・中期目標期間終了時に評価。 ５年度：７．３割	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠： 全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる所期の目標を達成しているため。 人口減少、国内市場の縮小を踏まえ、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくために、新たな事業展開や需要の取り込みが必要であるという認識から、中小企業・小規模事業者による成長分野への展開や成長著しい海外市場等の獲得、新たな付加価値の創出に向け、新事業展開支援を実施。また、日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるスタートアップの創出に向け、ファンド組成等の取組を実施。更に、売上減や人手不足等の厳しい情勢の中、新分野展開や事業転換等の事業再構築に取り組む 中小企業・小規模事業者に対して補助金事業による支援やソフト支援を実施し、中小企業・小規模事業者等の付加価値向上を支援。 （１）販路開拓・海外展開支援 ・以下の取組により、海外展開の検討開始段階の企業から、計画策定、現地パートナー獲得等、各ステージに応じた支援を実施したほか、中小企業 支援機関との連携や４年１２月にスタートした「新規輸出１万者支援プログラム」などにより、中期計画目標の海外展開支援企業数２０，０００社以上に対し、３７，６０８社を達成。 ・機構が運営するWe b マッチングサイト「J－G o o d T e c h（ジェグテック）」において、機構の持つ大手パートナー企業、海外支援機関・企業等と連携し、中小企業・小規模事業者が単独では入手困難な国内外のニーズ情報を届け、国内外への新規販路開拓や企業間連携によるイノベーションの創出・促進を支援。中小企業・小規模事業者の登録情報の充実、新規登録の拡大、中小企業支援機関等との連携による登録の促進を通じて、マッチングデータベースの機能を充実化。企業によるマッチング提案や地域本部による提案・マッチングサポート等により、販路拡大、新規ビジネス創出を推進。 ・原油高・仕入材料費高、人手不足、SDGs・カーボンニュートラルなど、中小企	＜評定に至った理由＞ 全ての定量的指標において、目標を上回ることが見込まれ、また、中小企業の海外展開の促進、ベンチャー・スタートアップ企業の事業拡大が確実に図られていると認められることから「A」評定と判断。 （定量的指標の実績） 【指標３－１】 中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率 （目標 ３３％以上） 元年度：４０．１％ ２年度：３０．８％ ３年度：３８．９％ ４年度：７１．０％ （５年度推計 ６６．０％） 平均 ６６％ 【指標３－２】 海外展開支援企業数 （目標 ２０，０００社以上） 元年度：５，２０２社 ２年度：５，３６８社 ３年度：５，７２５社 ４年度：８，４４２社 （５年度推計 ８，４２０社） 計 ３３，１５７社 【指標３－３】 機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が５０億円以上となる割合 （目標 ２割以上） 元年度：５．６割 ２年度：４．７割 ３年度：２．６割 ４年度：２．３割 （５年度推計 ２．５割） ５か年： ２．９割 【指標３－４】 起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数 （目標 ４０本以上） 元年度：１０本 ２年度：１２本 ３年度：１０本 ４年度：１０本	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	

商談会を通じて、海外での販路開拓や現地拠点の設立の実現を支援する。商談内容には、製品販売以外に、合弁会社設立、代理店契約、技術提携、製造委託なども含まれ、成約まで数年要することもあるため、商談継続も含めた目標値として、３３％以上を目指す難易度の高い目標である。 ○指標３－２について 基幹目標の達成に向け、中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を補完・支援するため、機構の海外展開支援ツールの複合的な活用促進を図る。海外展開を初めて志す者への相談対応から、海外との取引開始に至るまで一貫したハンズオン支援を行う。基幹目標に寄与する重要性を鑑み、２０１５～２０１７年度の実績である１．１万社の単年度平均３，８００社の５年間換算である１．９万社を上回ることを目指す。 ○指標３－３について ベンチャー支援強化に係る政府目標として、「企業価値又は時価総額が１０億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を２０２３年までに２０社創出」がある。 一方、機構の役割は、メガベンチャーの創出に直接的に貢献することではなく、地域を牽引していくにふさわしい中小企業の創出に向けて、創業初期のベンチャー企業等に対して資金面及び経営面から支援すべく、ファンドへの出資を通じてリスクマネーの供給の円滑化や経営支援の促進を図ることにある。 地域を牽引していく中小企業の規模は一般的に時価総額５０億円程度と言われていることを踏まえ、「機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が５０億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、２割以上、上回る」ことを目指す。なお、新興市場全体とは、ＪＡＳ	（在籍７，８１８社）純増加数 WEBマッチング件数：９，９６１件 ４年度：中小企業１，４４２社（在籍２３，１８０社）、大手企業１３３社（在籍８４３社）、海外企業１１６社（在籍７，９３４社）純増加数 WEBマッチング件数：９，８９６件 ５年度：中小企業２，６８３社（在籍２５，７６７社）、大手企業１０７社（在籍９５０社）、海外企業３５８社（在籍８，２９２社）純増加数 WEBマッチング件数：１１，３６７件 ■海外CEO商談会事業 ○輸出、海外展開を促進する商談会等を実施 日本の中小企業の技術や製品の取り扱い、日本企業との連携を希望する海外の企業経営者等と、日本の中小企業者を結び付ける商談会を対面、WEBなどで実施。 元年度：日本企業の商談会等参加者数：５１０社 商談件数：１，１８７件、商談成約率：４０．１％ ２年度：日本企業の商談会等参加者数：２９６社 商談件数：７３０件、商談成約率：３０．８％ ３年度：日本企業の商談会等参加者数：３２４社 商談件数：６１８件、商談成約率：３８．９％ ４年度：日本企業の商談会参加者数：２８６社 商談件数：３２６件、商談成約率：７１．０％ ５年度：日本企業の商談会参加者数：４４０社 商談件数：６４２件、商談成約率：８６．４％ ■展示会事業 ○令和５年度の新価値創造展においては、機構主催から民間主催の専門展示会でフェアインフェア方式へ移行することにより、成約率などの商談実績向上に努めた。具体的には、国内外バイヤーとの事前マッチング業務を強化し、商談件数は昨年度比４倍に増加するなど、効果の高い商談機会創出に寄与した。また、中小企業総合展においても新たな取組として現地に来られない海外バイヤーとのオンラインでの商談を実施、当日来場者の商談誘導などによりマッチングを効率よく行えるよう実施を工夫した。 元年度 ・新価値創造展出展企業：３１６社、成約率：２６．２％ ※中小企業総合展は新型コロナウイルスにより開催せず ２年度：※新価値創造展は新型コロナウイルスにより開催せず ・中小企業総合展 in Gift show 出展企業：５５社 成約率：７７．３％ ・中小企業総合展 in FOODEX 出展企業：５３社 成約率：９６．２％ ３年度 ・新価値創造展 出展企業：３１３社 成約率：２０．３％ ・中小企業総合展 in Gift show 出展企業：６５社 成約率：８０．０％ ・中小企業総合展 in FOODEX 出展企業：５４社 成約率：９１．８％ ４年度 ・新価値創造展 出展企業：２５９社 成約率：３０．０％ ・中小企業総合展 in Gift show 出展企業：９０社 成約率：８０．６％	業・小規模事業者が直面する経営課題に対応したマッチングや、その課題解決に貢献できる製品や企業を紹介する取組を行うなど、政策課題や政策テーマへの機動的対応を実施。事業継続力強化支援事業（BCP）、自動車部品サプライヤー事業転換支援事業、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構との連携によるベンチャー・スタートアップ支援 のほか、日本政策金融公庫・株式会社日本貿易保険との連携を軸に地域金融機関（１１０行）との海外マッチング支援のパッケージの展開を行うなど、施策とジェグテックを連動させた活用を推進。 ・海外政府機関等と連携し、日本製品の購入、日本企業への発注、日本企業との合弁会社設立や共同開発など具体的な商談目的を有し日本企業との取引意欲が高い海外企業を発掘。また、航空宇宙やAI等の先端技術、環境や医療など成長性の高いテーマでの商談会を設定するなどして、元年度～５年度の５ヵ年において、日本企業１，８５６社が３，５０３件の商談を実施。 ・また、商談成約率の向上に向け、海外企業に対し事前ヒアリングを行い、商談ニーズを深堀するとともに、日本企業に対して海外企業の商談目的を共有し、商談時のポイントや留意点等の助言を徹底した結果、商談会成約率の目標値（最終年度に３３．０％）に対し、８６．４％を達成。 ・生産財を扱う中小企業 ・小規模事業者対象の展示会での出展者の満足度及びマッチング向上を目指し、出展分野を絞った上、出展製品および関連情報の紹介機能や商談機能を持つWebと連携させたハイブリッド方式の展示会を機構主催で実施し、新型コロナウイルスの流行による行動制限下で減少した来場者数も回復。（３年度：８，１６７人、４年度：９，１８８人、５年度：６６，８９５人） ・これまでの機構主催型 総合展示会方式から民間主催専門展示会へ集団出展するフェアインフェア方式にて実施することで、より出展者が多様な業界のユーザーのニーズ等を把握し、着実に新規取引先の獲得に繋げるよう対応。消費財を扱う中小企業 ・小規模事業者からニーズの高いGift ShowとFOODEXへの出展を支援。リアル展示会を中核としつつ、機構が運営する「総合展Web」や民間主催専門展示会が提供するWebマッチング、Web展示会機能も活用 。支援にあたっては、機構内の各事業部門が連携し、販路開拓とあわせて経営支援を実施。 ・地域の中小企業・小規模事業者へのリーチ	（５年度推計 １０本） 計 ５２本 <今後の課題> 特になし <その他事項> （経営に関する有識者からのコメント） ・この部分はとりわけ今後の日本経済を大きく変革する上で重要。コロナ後の国際環境の変化に合わせて、的確な海外展開支援を提供することで、日本からグローバル・ニッチ・トップ企業を生み出せるチャンスが到来する。
---	--	--	---

DAQスタンダード、マザーズ、JASDAQグロス、アンビシャス、セントレックス、Q-Boardの6市場をいう。 ○指標3－4について 機構からの出資が民間資金の呼び水となり、ベンチャー企業、中小企業等へのリスクマネーの供給となることを目指す。経済環境の変動によって、ファンドの組成本数は大きく変動する状況下において、機構は安定してリスクマネーの供給を行うため、前中期目標期間と同等の本数を目標とする。 ○指標3－5について 中小企業等事業再構築促進事業の成果目標は、事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加に設定されている。事業実施期間は2021年度又は2022年度であり、また、事業計画は3～5年に設定されているため、中期目標期間終了時（2024年3月）は事業計画期間中となるが、途中時点においても5割以上の事業者が、目標とする付加価値額成長率又は一人当たり付加価値額成長率を順調に達成していることを目指す。 <想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外資規制の改善など輸出環境の整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。 <その他の指標> ・・・・	・中小企業総合展 in FOODEX 出展企業：64社 成約率：80.2% 5年度 ・新価値創造展 in 機械要素技術展2023 出展企業80社、成約率40.0% ・中小企業総合展 in Gift show 出展企業：98社 ・中小企業総合展 in FOODEX 出展企業：74社 ■eコマース（EC）活用支援事業 ○ECを活用し、国内外問わず市場を拡大する中小企業の取組において、EC関連の専門家が相談助言を行うことで企業の個別課題を解決し、実行を後押し、効率化に寄与する。また、テーマごと、または地域ごとにセミナーおよびワークショップ形式で提供することで、EC活用のノウハウを地域へ広く提供し、理解度を促進。 アドバイス件数 元年度：113件 2年度：193件 3年度：324件 4年度：395件 5年度：505件 セミナー、ワークショップ開催回数、参加者数 元年度：24回、 319人 2年度：27回、 469人 3年度：45回、2,407人 4年度：81回、6,133人 5年度：35回、2,950人 ○民間のITサービス提供事業者と中小企業とのマッチングを促進することにより、自社に応じたサービスの選択と、高度なノウハウの取得を促し、事業の効率化を支援。 EC活用支援パートナー制度登録社数 元年度：107社 2年度：113社 3年度：129社 4年度：141社 5年度：152社 マッチングイベント参加者数 元年度： 310人 2年度：1,034人 3年度： 603人 4年度：1,043人 5年度：1,979人 ○モール活用型ECマーケティング等支援事業（中小企業デジタル化応援隊事業）を3年度から4年度に実施。国内外のECモールに出品体験できる機会を提供することで、中小企業がEC活用を体験し、運用ノウハウを取得することを支援。 ・3年度：国内ECモール305社、越境ECモール69社 ・4年度：国内ECモール690社、越境ECモール342社 ■海外展開ハンズオン支援事業 ○専門家による助言 海外投資や国際取引等の海外ビジネスに悩みを持つ中小企業に対して、豊富な実務経験等を有する海外ビジネスの専門家が経営支援の観点からアドバイスを実施。 元年度：アドバイス件数： 4,583件 アドバイス企業数：2,236社 海外現地同行アドバイス：18件 役立ち度： 99.7% 2年度：アドバイス件数： 5,158件 アドバイス企業数：2,948社 海外現地同行アドバイス： 0件	拡大に向け、セミナーやマッチングイベント、アドバイスにおいて時間的・地理的制約を受けないオンラインツールの活用を強化し、利用者数が増加。また、いつでも必要な時に情報収集できるポータルサイトとして、ebizにおけるオンライン講座やコラム等の充実化を図るとともに、セミナー・ワークショップでは、一方向の情報提供に留まらず、ワークシート作成や演習等の双方向支援を取り込み、企業の理解度や満足度を向上。また、セミナーやマッチングイベントでは、EC活用支援パートナーを積極的に活用することで、ニーズに合った実践的なプログラムを提供。 ・EC活用に関するセミナー・ワークショップでは、地域の中小企業支援機関、金融機関等と共催することで、各地域の支援策に沿った支援体制を構築。また、マッチングイベントでは、中小企業支援機関向けサイトを新たに設置し、中小企業支援機関のEC支援のスキル向上により、リーチできる企業の拡大を狙った。 ・海外展開に関するアドバイスについては、元年度～5年度の5ヵ年において、アドバイス件数32,818件、アドバイス企業数18,591社、海外現地同行アドバイス件数106件、役立ち度は98.0%以上と高い評価。海外展開セミナーについては、都道府県等の中小企業支援機関や金融機関等と共催で元年度～5年度の5ヵ年において、計331回開催し、12,023人が参加し、役立ち度88.0%以上と好評価。 ・新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外との行き来が制限され、海外関係機関とのネットワーク構築の活動が難しい状況の中、オンラインの活用や在日外国大使館へのアプローチなど、工夫をしながらネットワーク構築に努めた。規制解除後は、その努力が一気に結実し、5年度は新たに7つの海外関係機関とMOUを締結するなど、海外ネットワークの大きな前進につながった。 ・また、海外政府や独立行政法人国際協力機構からの要請に基づき、人材育成や起業家育成支援等の機構の施策を紹介、共有するとともに、国際会議への参加及び情報発信を通じて、国際社会におけるプレゼンス向上に貢献。 （2）新事業展開による新たな市場開拓等への支援 ・商品・サービスの開発・改良や新たな販路の開拓に取り組む支援先企業に対して、機構支援ツールの組み合わせた総合的な支援	
--	--	---	--

<評価の視点> ・ ・ ・ ・	役立ち度： 99.7% 3年度：アドバイス件数： 5,795件 アドバイス企業数：3,234社 海外現地同行アドバイス： 0件 役立ち度： 99.0% 4年度：アドバイス件数： 7,949件 アドバイス企業数：4,800社 海外現地同行アドバイス：38件 役立ち度： 98.8% 5年度：アドバイス件数： 9,333件 アドバイス企業数：5,373社 海外現地同行アドバイス：50件 役立ち度： 98.5% ○都道府県等中小企業支援センター、金融機関等との連携 国際取引や海外展開における留意点等について、都道府県等 中小企業支援センター、金融機関等との共催で海外展開セミ ナーを開催し、海外展開を目指す中小企業等に対して情報提 供を実施。 元年度：セミナー回数：106回、参加人数：2,842人 役立ち度：88.0% 2年度：セミナー回数： 30回、参加人数：2,432人 役立ち度：91% 3年度：セミナー回数： 54回、参加人数：1,216人 役立ち度：92.0% 4年度：セミナー回数： 64回、参加人数：2,456人 役立ち度：94.0% 5年度：セミナー回数： 77回、参加人数：3,077人 役立ち度：91.5% ○海外展開支援企業数： 元年度： 5,202社 2年度： 5,368社 3年度： 5,725社 4年度： 8,442社 5年度：12,871社 ○商談会成約率（商談継続中を含む） ・5年度（最終年度）：86.4% ○中小企業の海外展開等に係る事業環境の整備 ・機構の国際交流及び中小企業の海外展開に寄与するため、海外の政府機関や中小企業支援機関からの来訪や面談に対応。第4期中期計画期間において、のべ254機関1,051人と意見交換を行った。また、政策協力の一環として、（独）国際協力機構が企画する研修ミッションに対して、4期中期計画において、計77本1,002人の研修生に対して機構の事業を紹介した。 ・リアル又はオンラインで開催されたAPEC中小企業作業部会に継続して参加。また、2022年に委員会に昇格したOECD中小企業・企業委員会に、ビューロメンバーである中小企業庁国際協力室とともに参加。 ・経産省から委託を受けて、インド太平洋地域における社会課題解決企業等の海外展開調査事業を実施。アフリカ、東南アジアなど計10カ国を対象にした日系及び現地スタートアップ企業やベンチャーキャピタルの事例調査を行い、調査結果を成果報告会として一般公開した。スタートアップ企業を中心に171人が参加し、役立ち度88%の評価を得た。	を実施。具体的にはコロナ禍におけるIT導入促進支援を行うとともに、企業の自立的な成長を支援するハンズオン支援との連携支援を重点的に実施。特にコロナ禍による影響が著しい観光関連事業者向けの対応として、ウェビナー、オンライン相談会、商談・アドバイス会等の既存のリソースや支援ツールを活かした複合的な支援プログラムを実施。 ・大手百貨店、高級スーパー、大手食品卸等の民間企業を「地域活性化パートナー」として登録し、新商品・新サービスの首都圏等における販路開拓の機会（商談会・展示会の開催等）を提供するほか、商品開発や販路開拓に関する「虎ノ門オンラインアドバイス」を展開。 （3）起業・創業・成長支援 ①中小企業・小規模事業者、地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等） ・イノベーションの創出を通じた我が国の産業競争力の強化に向け、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給の円滑化及び拡大が求められる中、中期目標期間における起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く）40ファンド以上という目標に対し、5年度末時点で政策的意義の高い52ファンドを新たに組成し、目標を達成。また、初号・2号ファンド等への出資を通じて、リスクマネー供給の担い手拡大に向けたエコシステム構築に貢献するとともに、民間資金の呼び水効果としての役割も発揮。 ・中期目標期間における起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド（事業承継ファンドを除く。）からベンチャー企業等への投資は、5年度末時点で1,756社に対して4,646億円（投資企業数319社）に達し、投資先に対するハンズオン支援や販路開拓等の機構支援策の提案等の企業価値を高める支援及びファンド運営者に対する適切なモニタリングと合わせて、今後の我が国経済を牽引するIPO企業やユニコーン企業の輩出にも大きく貢献。 ・中期目標期間の目標である「機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合が新興市場全体の同割合を2割以上、上回る。」に対して2.7割と目標を達成。 ・国内新興市場の低迷等によりエクイティでの資金調達が困難となる中、指定金融機関と密接な連携を図り、今後の我が国経済を		
----------------------------------	---	--	--	--

	（２）新事業展開による新たな市場開拓等への支援 ○地域中小企業・成長企業等が行う新事業展開への支援 ・新事業展開を行う支援先企業の事業遂行上の課題を解決するため、商品企画・マーケティング、販売・営業管理、情報システム・ＩＴ、知的所有権などの知見を有したアドバイザーを派遣。 元年度：派遣社数　６３社、回数１９２回 ２年度：派遣社数１１２社、回数３５６回 ３年度：派遣社数　７１社、回数２５１回 ４年度：派遣社数　１９社、回数　７８回 ５年度：派遣社数　　８社、回数　４３回 ・大手百貨店、高級スーパー、大手食品卸等の民間企業を「地域活性化パートナー」として登録し、新商品・新サービスの首都圏等における販路開拓の機会（商談会・展示会の開催等）を提供。 地域活性化パートナー活用による支援企画数 元年度：２４件、支援企業数　　２５９社 ２年度：２１件、支援企業数　　５６１社 ３年度：４６件、支援企業数２，　７２２社 ４年度：５８件、支援企業数３，　３２８社 ５年度：６５件、支援企業数３，　３４０社 ・地域活性化パートナーの知見・ノウハウの有効活用やコロナ対応の取組として、パートナーと機構による商品開発や販路開拓に関する課題解決に向けたワンポイントアドバイスをオンラインにて実施する「虎ノ門オンラインアドバイス」を本格展開。また、他の販路マッチング企画と組み合わせて実施することによる効果的な支援を実施。 ２年度：５３件　　３年度：１５５社 ４年度：２３４件　５年度：２０１件	牽引する有望なディープテックベンチャーのデットファイナンスに対する資金ニーズに適時・適切に対応し、その成長を力強く後押し。 ②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援 ・インキュベーション施設では、インキュベーションマネージャーを通じた支援のほか、セミナー、ワークショップを開催。入居者等に対するコーディネート支援件数は、元年度～５年度の５ヵ年において、８，８２５件。入居者の事業化率については、元～５年度の５ヵ年全てにおいて、年度計画目標である７０％以上を達成。 ③ベンチャー支援 ・将来のＩＰＯやユニコーン企業、地域中核企業を目指すベンチャー　・中小企業に対し、事業ステージの早期の段階において、資本政策を中心とした事業計画策定を専門家が伴走支援。併せて、資金調達に向けて投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを開催し、マッチングを促進。 ④創業に対する情報提供・助言等 ・創業の啓発と促進に向けて、ロールモデルとなる起業家を広く顕彰するためＪａｐａｎＶｅｎｔｕｒｅＡｗａｒｄｓ（ＪＶＡ）を開催。科学技術政策担当大臣賞やＳＤＧｓ特別賞、地域貢献特別賞及びＪＶＣＡ特別奨励賞を新設。 ・起業関連情報を学習したＡＩによる起業相談チャットボット「起業ライダーマモル」をコミュニケーションアプリＬＩＮＥ上で運用を実施。　４年度には友だち登録者数１０万人を達成。４年度より、地域の創業支援機関の広報支援として、起業に関するセミナー・イベント情報を登録者へ配信し、参加を誘発するなど、創業準備者等への支援だけではなく、創業支援を行う自治体の課題である広報活動の支援ツールとしても活用。 ・地域の若年層に対する創業機運醸成を目的に、高等学校等に対する起業家教育事業を４年度より開始。 ・創業関心者や潜在的な創業予備軍を対象にした創業機運醸成イベント「ＴＩＰ＊Ｓ」を開催。４年度は６自治体との共催で６回の開催であったが、５年度は３１自治体との共催により５２回の開催と、大幅に拡大し、より多くの認定自治体の創業機運醸成に取り組んだ。 ・認定自治体の支援スキル向上のため、４年	
--	--	--	--

	5年度：１４８億円（　　　　３９４億円） ○起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（事業承継ファンドを除く）への出資を通じた中小企業・小規模事業者への資金供給 ・投資先企業数 元年度：３０５社　２年度：３２３社　３年度：４２７社 ４年度：３６０社　５年度：３１９社 ・投資金額（追加投資額を含む） 元年度：　　　　７８０億円　２年度：　　　　９４８億円 ３年度：１，　１５０億円　４年度：１，　０１９億円 ５年度：　　　　７４９億円 ■ファンドに対するモニタリングと情報提供 ・組合員集会への参加のほか、ガバナンス強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加するとともに、キーマンとの随時面談等を通じてファンドごとのモニタリングを実施、運営状況を適時・的確に把握した。 ○起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンド（事業承継ファンドを除く）に対するモニタリング ・組合員集会及び投資委員会への参加 元年度：４６２回　２年度：４３８回　３年度：６５２回 ４年度：５３９回　５年度：５９７回 ■投資先企業の成長・地域企業への投資 ・株式公開企業数 元年度：１９社　２年度：２３社　３年度：２５社 ４年度：２１社　５年度：２０社 ・地域企業（東京都以外に本社を置く企業）への投資社数 元年度：　　９１社　２年度：　　７６社　３年度：１４１社 ４年度：１０５社　５年度：１２１社 ■債務保証 ・債務保証制度を通じて、小型ＳＡＲ衛星開発事業者や発芽大豆由来の植物肉開発事業者、プリント基板製造装置開発事業者等、事業拡大ステージにあるディープテックベンチャー等の資金ニーズに適時・適切に対応。 ・５年度末時点で保証先１１社、保証残高９，８８５百万円（革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度及び革新的データ産業活用円滑化債務保証制度）。 ②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援 ■入居者のニーズ・課題に対応した支援 ○インキュベーションマネージャーによる支援 ・施設数：２９施設（５年度末） ・入居者数：４８５者（５年度末） ・インキュベーション施設における支援活動の一環としてセミナー、ワークショップ、勉強会等を実施。 元年度：開催回数２６０回、延べ参加者数８，１５９人 ２年度：開催回数１１１回、延べ参加者数３，５３７人 ３年度：開催回数１４５回、延べ参加者数４，９９０人 ４年度：開催回数１５９回、延べ参加者数５，６２６人 ５年度：開催回数１１７回、延べ参加者数４，１０９人 ・入居者等に対するコーディネート支援を実施。	度から創業支援担当者向け講習会を開催。 ・東京校併設型インキュベーション施設「Ｂｕｓｉｎｅｓｔ」を運営。そのノウハウを活用し、自治体の創業支援事業の機能強化に向けて創業４分野の動画と各分野で使用するワークシートを提供。 （４）事業再構築支援 ・２年度補正予算（第３号）により、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築支援を実施。特に、緊急事態宣言に伴う時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を営む事業者に対する措置として、「緊急事態宣言特別枠」を設け、累計で１５，５０３件を支援。加えて、３年度補正予算（第１号）により、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ、売上高減少要件を撤廃した「グリーン成長枠」を創設し、累計で１，１８４件を採択。ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援。 ・４年度補正予算（第２号）により、現行の枠組を見直し、「成長枠」・「産業構造転換枠」・「サプライチェーン強靱化枠」の創設、「グリーン成長枠」の要件緩和及び補助金の上乗せを行い、公募を実施。感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を重点的に支援。５年度補正予算により、人手不足に悩む中小企業・小規模事業者 に対して、ＩｏＴ、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助する「中小企業省力化投資補助事業」を実施するため、事務局公募等の所要の手続きに着手。 ・これらの取組により累計１１回の公募を行い、７８，７３８件を採択。 ・補助金採択者の事業再構築の取組の実効性を高めるため、採択者データを活用し事業者の課題に応じた販路開拓や研修等の機構支援策について、プッシュ型で展開し、専門家による相談・助言、ハンズオン支援により、課題整理や計画策定、計画実行等のソフト支援を実施。 ・また、事業再構築を支援する者の裾野拡大に向け、地域の中小企業支援機関等に対し中小企業大学校等における研修や講習会を実施（累計４，６７９人）。 ・これらの取組により、事業再構築に取り組んだ事業者の付加価値額等の増加率が年率	
--	---	---	--

	元年度：１， ８ ０ ６ 件 ２年度：１， ９ １ ９ 件 ３年度：１， ６ ６ ４ 件 ４年度：１， ８ ４ ７ 件 ５年度：１， ５ ８ ９ 件 ○機構の支援ツール等の活用 ・入居企業に対して、専門家派遣、機構出資 ・ファンドからの投資、マッチングイベントへの出展等、機構の支援ツールを活用して支援を実施。 販路コーディネート事業の活用企業 元年度： ９ 社 ２年度： ６ 社 ３年度：１ ０ 社 ４年度： ４ 社 ５年度： ４ 社 ファンドの投資先企業 元年度：３ ０ 社 ２年度：２ ８ 社 ３年度：３ ２ 社 ４年度：３ １ 社 ５年度：３ ４ 社 ○他機関と連携した支援 ・地方公共団体や地域支援機関等が実施する展示会への出展、補助金・助成金の獲得、大学研究者とのマッチング等を支援。 ・「B i o J a p a n」に、「中小機構ブース」として入居企業等とともに出展。 元年度：入居企業等２ ７ 社が出展、出展社全体で１， ３ ７ ０ 件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い１ ６ １ 件。 ２年度：入居企業等２ ７ 社が出展、出展社全体で１， ２ ５ ４ 件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い２ ０ ０ 件。 ３年度：入居企業等２ ７ 社が出展、出展社全体で１， １ ５ ４ 件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い１ ２ ８ 件。 ４年度：入居企業等３ ０ 社が出展、出展社全体で１， ７ ２ ２ 件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い１ ９ ７ 件。 ５年度：入居企業等３ ０ 社が出展、出展社全体で２， ３ １ ６ 件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い３ ９ ６ 件。 ○ベンチャー・新事業開拓への社会的関心の創出・連携構築 ・メディア掲載で入居企業の持つ技術力、新規製品への注目向上に貢献。 メディア掲載数 元年度：６ ７ ７ 件 ２年度：７ ８ １ 件 ３年度：８ ０ ４ 件 ４年度：７ ７ ８ 件 ５年度：７ ０ ４ 件 ・各施設で開設１ ０ 周年の記念イベント・セミナー等を開催。入居企業や卒業企業の活動事例の発表等、インキュベーション事業の成果報告を実施。 元年度：開催回数１ 回 参加者数１ ４ ０ 人（北大ビジネス・スプリング） ■支援の質の向上に向けた取り組み ・インキュベーションマネージャーのスキル向上、情報・支援ノウハウの共有化、支援ネットワークの強化等を図るため、B I ソフト支援会議、スタートアップ支援会議を開催。 元年度：２ 回 ２年度：４ 回 ３年度：２ 回 ４年度：３ 回 ５年度：２ 回	３． ０ %以上となる者の割合は７． ３ 割となり、目標を大幅に達成。 以上の取組を踏まえ、所期の目標を達成していることから、本項目の自己評価をBとした。 ■債務保証（財務省共管業務） 債務保証制度を通じて、小型S A R衛星開発事業者や発芽大豆由来の植物肉開発事業者、プリント基板製造装置開発事業者等、事業拡大ステージにあるディープテックベンチャー等の資金ニーズに適時・適切に対応。 ５年度末時点で保証先１ １ 社、保証残高９， ８ ８ ５ 百万円（革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度及び革新的データ産業活用円滑化債務保証制度）。		
--	--	--	--	--

	■他のインキュベーション施設等とのネットワーク強化 ・効果的・効率的な支援、支援対象企業の拡大に向けて、機構インキュベーション施設をハブとして、他機関のインキュベーション施設や支援機関等との広域的なネットワークを構築して支援を展開。 ○事業化達成企業の輩出 ・事業化達成企業数社 元年度：82社 2年度：65社 3年度：59社 4年度：60社 5年度：66社 ・事業化率 元年度：91.1% 2年度：87.8% 3年度：85.5% 4年度：81.1% 5年度：83.5% ・インキュベーション施設を退去した企業の成長率等を調査。 (施設退去時と施設退去後2年経過後の比較) 売上高平均伸び率 元年度：34.7% 2年度：13.3% 3年度：0.9% 4年度：7.3% 5年度：36.1% 従業員平均伸び率 元年度：3.2% 2年度：5.5% 3年度：▲1.3% 4年度：1.8% 5年度：1.3% 資本金平均伸び率 元年度：11.8% 2年度：1.5% 3年度：207.6% 4年度：0.2% 5年度：14.5% 地域への定着率 元年度：61.4% 2年度：70.1% 3年度：76.1% 4年度：74.1% 5年度：72.7% (参考指標) ・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)結果による中小企業(法人)の売上高及び従業者数の状況(3年前調査と当該年度調査の比較) 売上高平均伸び率 元年度 0.3% 2年度：10.6% 3年度：▲8.3% 4年度：3.0% 5年度：22.2% 従業員平均伸び率 元年度：4.0% 2年度：3.8% 3年度：▲4.6% 4年度：2.2% 5年度：7.5% ■インキュベーションプログラム強化・発展事業 ・4年度より北海道大学及び東京農工大学にインキュベーションマネージャーを派遣。5年度より東京工业大学、芝浦工业大学に派遣。			
	③ベンチャー支援 ■アクセラレーション事業(FASTAR) ・将来のユニコーン及び上場ベンチャーや、地域中核企業に成			

	長し得るベンチャー企業から、起業を目指す個人まで対象を拡充し、全国から発掘したうえで、1年間集中支援を行う事業を実施。 元年度：応募52社、採択29社、支援回数105回 2年度：応募58社、採択17社、支援回数370回（前年度からの継続企業を含む） 投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催（元年度採択27社、参加者346人） 3年度：応募135社、採択18社、支援回数443回（前年度からの継続企業を含む） 投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催（2年度採択17社、参加者258人） 4年度：応募114社、採択2社、支援回数342回（前年度からの継続企業を含む） 投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催（3年度採択18社、参加者424人） 5年度：応募183社、採択35社、支援回数459回（前年度からの継続企業を含む） 投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催（4年度採択26社、参加者624人）			
	④創業に対する情報提供・助言等 ■JVA（Japan Venture Awards） ・創業の啓発と促進に向けて、モデルとなる起業家を表彰する「JVA（Japan Venture Awards）」を実施し、経済産業大臣賞、科学技術政策担当大臣賞、中小企業庁長官賞、機構理事長賞などを表彰。 元年度：応募191人、表彰9人 ベンチャー支援に携わるキャピタリスト表彰2人 2年度：応募176人、表彰10人 ベンチャー支援に携わるキャピタリスト表彰3人 3年度：応募154人、表彰12人 ベンチャー支援に携わるキャピタリスト表彰3人 4年度：応募166人、表彰14人 ベンチャー支援に携わるキャピタリスト表彰2人 5年度：応募187人、表彰12人 ベンチャー支援に携わるキャピタリスト表彰3人 ・アントレプレナーシップの醸成及びチャレンジ精神の普及を目的に、JVA過去受賞者を含む企業経営者による講演や起業家とキャピタリスト等企業支援者によるパネルディスカッション等を実施。 元年度：参加者237人、満足度100.0% 2年度：参加者944人、満足度90.9% 3年度：参加者481人、満足度83.3% 4年度：参加者513人、満足度94.6% 5年度：参加者357人、満足度90.0%			
	■起業支援チャットボットを通じてユーザーとして利用者登録している支援機関等に対して支援施策・成功事例等に関する情報提供を行ったほか、中期計画期間中に新規事業として取り組んだ教育機関向けの創業機運醸成事業や認定自治体への支援スキル向上研修を通じて情報提供を実施。5年度に起業ライダーマモルと経営相談チャットサービス「E-soudan」を統合。 ○AIを活用した起業支援チャットボット（起業ライダーマモル）			

	相談会４３回、参加者数７０人 ３年度：セミナー開催数１１６回、参加者数１，２１３人 相談会３９回、参加者数５５人 ４年度：セミナー開催数１３０回、参加者数　　７４７人 相談会４０回、参加者数６４人 ５年度：セミナー開催数１３８回、参加者数１，３０９人 相談会５２回、参加者数７５人			
	（４）事業再構築支援 ○事業再構築補助金 ・２年度補正予算（第３号）により、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築支援を実施。 ・加えて、３年度補正予算（第１号）により、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ、売上高減少要件を撤廃した「グリーン成長枠」を創設。ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援。 ・４年度補正予算（第２号）により、枠組を見直し、「成長枠」・「産業構造転換枠」・「サプライチェーン強靱化枠」の創設、「グリーン成長枠」の要件緩和及び補助金の上乗せを行い、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を重点的に支援。 ・特にコロナや物価高等により依然として業況が厳しい事業者に対する措置として、「物価高騰対策・回復再生応援枠」を設け、累計で４，８３８件を採択。 ・令和５年度補正予算（第１号）により、省力化支援を措置。事務局を選定。 【採択件数/申請件数】 通常枠：　　　　　累計４３，７３７件/累計１１１，８５５件 大規模賃金引上枠：累計４３件/累計７９件 緊急事態宣言特別枠：累計１５，５０３件/累計２４，１５１件 卒業枠：　　　　　累計１０６件/累計２１０件 グローバルＶ字回復枠：累計１件/累計３件 最低賃金枠：　　　累計　１，６２１件/累計２，２８９件 回復・再生応援枠：累計　４，７６１件/累計７，７４５件 グリーン成長枠：　累計１，１８４件/累計３，０７０件 原油価格・物価高騰等緊急対策枠： 　　　　　　　　　累計４，６９３件/累計８，７４２件 成長枠：　　　　　累計１，９４０件/累計　５，２４２件 産業構造転換枠：　累計１５５件/累計５１７件 物価高騰対策・回復再生応援枠： 　　　　　　　　　累計４，８３８件/累計１２，４４６件 サプライチェーン強靱化枠：累計７９件/累計１５７件 卒業促進枠：　　　累計０件/累計２件 大規模賃金引上促進枠：累計７７件/累計３８１件			

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	経営環境の変化への対応の円滑化		
関連する政策・施策	将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を実施。 東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、3号、4号、6号、9号、13号、15号、16号、18号、19号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0413

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
小規模企業共済制度の在籍率【基幹目標】	中期目標期間終了時において、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上 令和5年度 16%ポイント以上向上	前期中期目標期間末の在籍率 49.9%	3.3%	7.0%	11.2%	14.4%	18.1%		予算額（千円）	1,148,467,712 千円	3,026,117,931 千円	1,631,245,016 千円	1,477,766,205 千円	1,731,271,447 千円	
小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数	中期目標期間において、2万件以上 令和5年度4,000件以上		8,319 件	7,524 件	9,998 件	11,454 件	13,800 件		決算額（千円）	1,191,373,805 千円	1,223,806,071 千円	1,840,767,580 千円	1,407,042,608 千円	1,758,372,222 千円	
									経常費用（千円）	1,226,887,042 千円	1,250,487,822 千円	1,530,105,516 千円	1,669,110,248 千円	1,624,480,099 千円	
									経常利益（千円）	△ 108,248,327 千円	418,548,921 千円	9,982,668 千円	△ 117,208,320 千円	273,595,115 千円	
									行政コスト（千円）	1,228,448,071 千円	1,250,495,353 千円	1,530,111,846 千円	1,669,116,546 千円	1,624,956,788 千円	
									従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	766人の内数	

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
＜主な定量的指標＞ 【指標４－１】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より１６％ポイント以上向上させる。【基幹目標】（新規設定）（〔参考〕２０１７年度末実績：４６．８％）	＜主要な業務実績＞ 【指標４－１】 小規模企業共済制度の在籍率 ・元～５年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 元年度 ３．３％ ２年度 ７．０％ ３年度 １１．２％ ４年度 １４．４％ ５年度 １８．１％ 【指標４－２】 小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数 ・元～５年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。	＜評定と根拠＞ 評定： Ａ 根拠： 全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる所期の目標を上回る成果が得られているため。 経営環境の変化への対応の円滑化については、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実	評定	Ａ	＜評定に至った理由＞ 全ての定量的指標において、所期の目標を上回ることが見込まれ、また、中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が確実に図られていると認められることから「Ａ」評定と判断。 (定量的指標の実績)

【指標４－２】 ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を２万件以上とする。（新規設定）（〔参考〕前中期目標期間実績（２０１７年度末実績）：役員等による委託機関等への訪問件数４７３件） ＜目標水準の考え方＞ ○指標４－１について 機構発足以降の在籍率について、対前年度比の増減率が年平均１％ポイントであることを踏まえ、毎年度１％ポイントずつ向上させることを目指す。なお、機構が直接コントロールできない脱退者数によっても左右される在籍率を一定割合で向上させることを目標とすることは困難を伴うことから、達成の難易度は高い。 ※目標水準を見直し、令和４年度及び令和５年度の目標値の引き上げを実施。 ○指標４－２について 加入促進に当たって、従来は、機構の役員や地域本部長による訪問（トップセールス）を中心とし、これを実績として計上してきたが、第４期中期目標期間においては、在籍率をさらに向上させるため、職員等による委託機関等への訪問及び説明会の開催、業界団体等の新規チャネルの発掘等の取組もこの対象に加えることとし、新たに設定した。 ＜想定される外部要因＞ 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。	<table><tr><td>元年度</td><td>８，３１９件</td><td>２年度</td><td>７，５２４件</td></tr><tr><td>３年度</td><td>９，９９８件</td><td>４年度</td><td>１１，４５４件</td></tr><tr><td>５年度</td><td>１３，８００件</td><td></td><td></td></tr></table> （１）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 ・毎年作成する「加入促進計画」に基づき、関係省庁、地方公共団体、地域支援機関、中小企業団体、金融機関等と連携（支援機関支援件数） <table><tr><td>元年度：</td><td>８，３１９件</td><td>２年度：</td><td>７，５２４件</td></tr><tr><td>３年度：</td><td>９，９９８件</td><td>４年度：</td><td>１１，４５４件</td></tr><tr><td>５年度：</td><td>１３，８００件</td><td></td><td></td></tr></table> ・上記の他、地域本部長によるトップセールスや委託機関の関心を引き付けるために縦割り業務の打破による複合的アプローチ（支援メニューの複数分野の紹介）、フリーランス関係団体等への小規模企業共済制度の制度説明を実施 ・その他、新規加入者を対象に実施している認知媒体調査の結果を踏まえ、情報収集ツールとして利用率が高いインターネットを活用した広報を拡大して実施 ・以上の取組みにより、小規模企業共済制度の前期中期目標期間末の在籍率を向上（在籍率の前中期目標期間末からの向上率） <table><tr><td>元年度：</td><td>３．３％</td><td>２年度：</td><td>７．０％</td><td>３年度：</td><td>１１．２％</td></tr><tr><td>４年度：</td><td>１４．４％</td><td>５年度</td><td>１８．１％</td><td></td><td></td></tr></table> ・契約者等の利便性の向上及び業務効率化・合理化のため、業務フローを見直し、大規模なシステムの改修に向け、手続の全面的なオンライン化について対応したシステム化構想・計画に着手 ・５年９月に加入及び保全手続きのオンライン受付を開始。対象手続きを拡大するため、引き続きオンライン化に向けたシステム開発を継続 （２）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 ①中小企業・小規模事業者の再生支援 ■中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）による中小企業・小規模事業者への経営改善・事業再生支援活動に対し、中小企業活性化全国本部（以下「活性化全国本部」という。）による支援を実施。 ○中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターの統合による協議会の一体的な支援体制を整備 ・４年４月１日に中小企業再生支援協議会は経営改善支援センターと統合し、活性化協議会が発足。活性化協議会においては経営改善計画策定支援事業に対する助言支援を開始。活性化全国本部では助言実施報告例の展開やマニュアル改訂等、円滑な事業運用を支援。また、両事業の研修動画を配信し一体化に伴う相互の業務理解を促進。 ○活性化協議会に対する助言 ・活性化全国本部は、多様化する収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業（以下「再生等支援」）案件に対応する活性化協議会を支援するため、高度な実践的知識・経験等を有する専門家を配置（５年度末時点で２７人）、地区担当などを定め、効率的・効果的な相談・助言等による支援を実施。 ・活性化協議会の現況把握のため、協議会の窓口相談利用企業のアンケートや再生計画策定支援に至った中小企業、金融機関、外部専門家等に対するアンケートを実施。集計・分析・評価を行い今後の改善に繋がるよう中小企業庁、各経済産業局、認定支援機関、活性化協議会にフィードバック。 ・協議会が抱える高度な案件については、活性化協議会からの	元年度	８，３１９件	２年度	７，５２４件	３年度	９，９９８件	４年度	１１，４５４件	５年度	１３，８００件			元年度：	８，３１９件	２年度：	７，５２４件	３年度：	９，９９８件	４年度：	１１，４５４件	５年度：	１３，８００件			元年度：	３．３％	２年度：	７．０％	３年度：	１１．２％	４年度：	１４．４％	５年度	１８．１％			な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を実施。また、大規模な自然災害等への対応については、能登半島地震への迅速な対応等で国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に再建・復興を支援。 （１）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 ・委託機関等支援について、地域本部長によるトップセールスや委託機関の関心を高めるために縦割り業務の打破による複合的アプローチ（複数分野の支援メニューの紹介）を実施。 ・２～４年度はコロナ禍で、委託機関を直接訪問することが困難な状況にあったが、オンラインや電話・メールを活用して、全国加入促進強調月間運動、代理店や委託団体別の加入促進運動を実施。 ・効果的な加入促進を進めるため、複数の委託機関を集めた説明会を開催。中小企業支援機関の共済以外の担当者にも制度を理解してもらうため、他の中小企業施策と合わせたセミナー実施を通じて制度普及を行った。また、委託機関の職員向けに、制度の概要、加入の勧め方及び事務手続きをまとめた動画を作成しYouTubeにて公開。 ・新規加入者・契約者の利便性の向上のため、契約者への経営支援情報の提供等を実施したほか、契約手続きのオンライン化により休日や夜間の対応を実現。同時にネットバンク利用者等に対応した手続きの整備を進め、共済制度や手続きを分かりやすく解説する特設ページ「共済サポートｎａｖｉ」を開設する等の取組を実施。 ・以上の取組みにより、小規模企業共済制度の前期中期目標期間末からの在籍率は、元年度～５年度の５ヵ年を通じて中期計画目標である１６．０ポイント以上向上に対して、１８．１ポイント向上し目標を達成。 （２）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 ①中小企業・小規模事業者の再生支援 ・中小企業活性化全国本部として、全国の活性化協議会に対して、質の高い相談・助言、専門家の派遣、支援体制のＰＤＣＡサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供などを通じ、中小企業・小規模事業者の収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業案件に効率的・効果的に対	【指標４－１】 小規模企業共済制度の在籍率 （目標　１６％以上） <table><tr><td>元年度</td><td>３．３％</td></tr><tr><td>２年度</td><td>７．０％</td></tr><tr><td>３年度</td><td>１１．２％</td></tr><tr><td>４年度</td><td>１４．４％</td></tr><tr><td>（５年度推計</td><td>１６．０％）</td></tr><tr><td>平均</td><td>１６．０％</td></tr></table> 【指標４－２】 小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数 （目標　２０，０００件以上） <table><tr><td>元年度</td><td>８，３１９件</td></tr><tr><td>２年度</td><td>７，５２４件</td></tr><tr><td>３年度</td><td>９，９９８件</td></tr><tr><td>４年度</td><td>１１，４５４件</td></tr><tr><td>（５年度推計</td><td>１２，４５０件）</td></tr><tr><td>計</td><td>４９，７４５件</td></tr></table> ＜今後の課題＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	元年度	３．３％	２年度	７．０％	３年度	１１．２％	４年度	１４．４％	（５年度推計	１６．０％）	平均	１６．０％	元年度	８，３１９件	２年度	７，５２４件	３年度	９，９９８件	４年度	１１，４５４件	（５年度推計	１２，４５０件）	計	４９，７４５件
元年度	８，３１９件	２年度	７，５２４件																																																												
３年度	９，９９８件	４年度	１１，４５４件																																																												
５年度	１３，８００件																																																														
元年度：	８，３１９件	２年度：	７，５２４件																																																												
３年度：	９，９９８件	４年度：	１１，４５４件																																																												
５年度：	１３，８００件																																																														
元年度：	３．３％	２年度：	７．０％	３年度：	１１．２％																																																										
４年度：	１４．４％	５年度	１８．１％																																																												
元年度	３．３％																																																														
２年度	７．０％																																																														
３年度	１１．２％																																																														
４年度	１４．４％																																																														
（５年度推計	１６．０％）																																																														
平均	１６．０％																																																														
元年度	８，３１９件																																																														
２年度	７，５２４件																																																														
３年度	９，９９８件																																																														
４年度	１１，４５４件																																																														
（５年度推計	１２，４５０件）																																																														
計	４９，７４５件																																																														

<その他の指標> <評価の視点>	要請を受け、必要に応じて活性化全国本部プロジェクトマネージャー等の派遣を実施。 ○研修・セミナー・会議の実施 ・活性化協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの支援能力向上のため、活性化協議会が果たすべき役割・現状、再生等支援、先行的取組事例のノウハウ共有及びグループワークなど実践的な研修を実施。 ・抜本再生案件の支援の品質向上と支援人材確保のため、３年度から弁護士向けの研修、４年度には会計士向けの研修を実施。５年度には新たに事業専門家（中小企業診断士等）向けの研修を開催した。 ・加えて、再生支援ノウハウの地域還元を目的として、４年度から活性化協議会が採用しているトレーニー（金融機関行職員、保証協会職員）に対する集合研修を実施。 ・各地の活性化協議会事業の円滑化を図るため、全国４７活性化協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーが一同に会する実務者会合を開催。全国の活動状況等の実績や新たな再生等支援施策の説明等を行い、活性化協議会事業の適切な運営支援を実施。 ・金融機関や民間専門家等を対象に、事業再生に関する課題解決のための知見・ノウハウ・経験の共有化とともに活性化協議会の活動の啓発・普及を図るため、「中小企業活性化セミナー」（３年度までは「中小企業再生支援セミナー」）を開催。 ○事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携 ・多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し良質な経営支援を提供するために、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携にむけた意識醸成のため５年度にキックオフミーティングを開催。会場参加及びオンラインにより開催。 ○再チャレンジ支援、経営者保証ガイドライン単独型、収益力改善支援の普及・早期に事業清算を決断して新事業に再挑戦する経営者を支援するため活性化全国本部では協議会の弁護士サブマネージャーの公募等により支援体制を拡充するとともに、再チャレンジ支援の報告ツールの改訂等により、手続の明確化や集計作業の効率化を図り、研修等を通じて普及。 ・４年度から新たに開始した収益力改善支援について、全国本部として「中小企業収益力改善支援研究会」に委員参画し、「収益力改善支援に関する実務指針」の策定に関与するとともに様式や手引きの整備等を行い、活性化協議会の円滑な業務実施に貢献。 ・全国本部の活性化協議会に対する相談・助言による活性化協議会の課題解決率（目標７０％以上） 元年度：９７．９％ ２年度：８９．３％ ３年度：８９．３％ ４年度：９３．６％ ５年度：９３．６％ ②中小企業・小規模事業者の経営改善 ■経営改善計画策定支援事業 ○経営改善支援センター業務の改善 ・４年４月１日から経営改善支援センターは中小企業再生支援協議会と統合し、活性化協議会が発足。 ・当該事業は財務状況などに経営上の課題を抱える企業から債	応するための支援力向上を図った。 ・多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し良質な経営支援を提供するために、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携にむけた意識醸成のため５年度に中小企業庁と協働でキックオフミーティングを開催。会場参加及びオンラインにより開催。 ②中小企業・小規模事業者の経営改善 ・経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画策定を支援することにより、経営改善・生産性向上の取組を支援。 ③再生ファンドによる事業再生支援等 ・中小企業活性化協議会等との連携の下、地域金融機関、信用保証協会、ファンド運営者に対して制度説明や先進事例に関する情報提供等を積極的に実施。また、２、３年度補正予算として「中小企業再生ファンド」に係る出資金が措置されたことを受け、同枠組みを通じて、新型コロナウイルス感染症による影響下で事業再生に取り組む地域の中小企業・小規模事業者 を支援する政策的意義の高いファンドの新規組成にも注力。これらのファンドへの出資を通じて、投資先企業の事業存続及び雇用の維持に大きく貢献。 （３）大規模な自然災害等への機動的な対応 ①東日本大震災の復興・再生支援 ・復興の促進と有効活用を図るための仮施設設の移設・撤去等への費用助成、被災事業者向けの販路開拓支援事業、被災中小企・小規模事業者の事業再建等の支援を行う震災復興支援アドバイザー事業を実施。特に震災復興支援アドバイザー事業は、２、６９７回実施し、役立ち度は９２％以上と高い評価。 ・また、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓や販売力向上を目的としたテストマーケティングや催事販売会、マッチング商談会などの販路開拓支援を実施し、被災中小企業・小規模事業者のうち、前年度以上の売上を上げた事業者の割合の目標を達成（年度目標５０％以上：元年度実績７８．０％、２年度実績７８．３％）。２年度は、出展・出品事業者にはオンラインを利用した説明会や商談会のリモート化を実施したほか、実販売会での消費者等への３密対策など、新型コロナウイルス感染症対策下でのノウハウを提供し、事業者の販売力向上を支援。	
--	--	--	--

	務を抱えるものの今後の飛躍のため事業改善を行いたいという企業まで、様々なニーズの中小企業・小規模事業者の経営改善を行うための施策として、機構が認定支援機関への委託事業として実施。 ・統合により４年度からは活性化協議会の助言機能の活用を促進。全国本部としては年２回検査を実施し、適正な執行を確認。 ・また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（中小版ガイドライン）が策定されたことを踏まえ、４年度には当該事業に中小版ガイドライン枠を新設。（補助上限最大７００万円） ・経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付 元年度：１，６５０件　２年度：１，１９８件 ３年度：１，５０７件　４年度：１，９７８件 ５年度：２，１６３件 ・早期経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付 元年度：１，７１４件　２年度：１，４０５件 ３年度：１，３２６件　４年度：２，０５８件 ５年度：　　７４８件 ③再生ファンドによる事業再生支援等 ■中小企業・小規模事業者の事業再生の取組を支援するファンドの組成促進 ・地域のニーズに応じた中小企業再生ファンドの組成及び活用を促進。また、２年度以降は、コロナの影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の事業再生を支援すべく、２・３年度補正予算により措置された出資金を活用して新たに創設した「中小企業再生ファンド（２・３年度補正予算）」に対する出資に注力した。 ○中小企業再生ファンドへの新規出資 ・出資ファンド数 元年度：１件　２年度：４件　３年度：２件 ４年度：５件　５年度：５件 ・機構出資契約額（各年度末のファンド総額累計額） 元年度：　　８億円（　１６億円） ２年度：１６９億円（３１１億円） ３年度：　１９億円（　４０億円） ４年度：１０９億円（１８８億円） ５年度：１０３億円（１７９億円） ○中小企業再生ファンドへの出資を通じた中小企業・小規模事業者への資金供給 ・投資先企業数 元年度：４９社　２年度：２４社　３年度：３１社 ４年度：４６社　５年度：４７社 ・投資金額（追加投資額を含む） 元年度：１２６億円　２年度：６１億円　３年度：６４億円 ４年度：１４８億円　５年度：９６億円 ■ファンドに対するモニタリングと情報提供 ・組合員集会への参加のほか、ガバナンス強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加するとともに、キーマンとの随時面談等を通じてファンドごとのモニタリングを実施、運営状況を適時・的確に把握した。	・さらに仮施設から恒常的な店舗等での事業再開率の目標を達成（年度目標５０％以上：元年度実績７３．４％、２年度実績７３．５％、３年度実績７３．７％、４年度実績７４．６％、５年度実績７３．７％）。 ・このほか、原子力災害により被災した中小企業・小規模事業者の事業再建、自立化支援のための各種支援（福島相双復興官民合同チームへの参画）を実施。 ・資金面での支援として、被災中小企業者・小規模事業者への二重債務問題に対応するための産業復興機構への出資、中小企業活性化協議会等に対して、利子補給を行う基金の着実な運営。 ②大規模な自然災害等への対応 ・大雨や台風、豪雪といった自然災害に対して、地域本部に３１窓口（延べ５８地域本部）に特別相談窓口等を設置し、被災中小企業の要望に対処するための助言や、機構・関係各機関の災害支援施策等の情報提供を実施。 ・令和元年台風１９号災害及び令和２年７月豪雨の復興支援として、機構が有するノウハウ、ネットワーク、財源を駆使し、総力をあげて迅速に対応。災害発生後に災害救助法が適用されたことを受け、特別相談窓口を開設するとともに、被災中小企業・小規模事業者等への支援として、専門家派遣等による経営課題についての助言、中小企業支援機関等からの派遣要請に応じた補助金申請に関する説明会・勉強会・相談会等の開催に対応。 ・また、仮施設整備支援事業（助成）を創設し、事業活動再開を支援するための仮施設を整備する費用の助成を行ったほか、共済制度、高度化事業の特例措置、被災中小企業施設・設備整備支援事業による対象県への貸付など、機構の様々な支援メニューを活用し支援を強力に推進。 ・令和２年７月豪雨においては、なりわい再建資金利子補給事業を創設。なりわい再建支援事業を活用し復旧する被災事業者等のうち、政府系金融機関による特別貸付及び熊本県による制度融資により借入れを行った中小企業者・小規模事業者を対象として、借入後３年間の利子相当額につき、熊本県経由で利子補給を実施。相談所等の設置のため、中小企業大学校人吉校の施設を地元自治体に開放。 ・令和６年能登半島地震により罹災した中小企業の早期復興支援のため、被災自治体による仮施設の整備を助成するとともに、事業再建に向けた相談・助言を行う復興支		
--	---	--	--	--

	○中小企業再生ファンドに対するモニタリング ・組合員集会及び投資委員会への参加 元年度：１０３回　２年度：　７７回　３年度：　８４回 ４年度：　９１回　５年度：１１３回 ■投資先企業の事業再生への取組に対する貢献 ・再生完了企業数 元年度：６２社　２年度：５７社　３年度：３５社 ４年度：２７社　５年度：２４社 ・再生完了企業の雇用者数 元年度：４，０２０人　２年度：２，９００人 ３年度：１，６８８人　４年度：１，５３１人 ５年度：１，８１６人 ■債務保証業務 ・産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いはなし。	援アドバイザー派遣を実施。 ・事業継続力強化計画の普及啓発を強力に推進するため、全国中小企業強靱化支援協議会（構成機関：商工組合中央金庫、中小企業診断協会、日本政策金融公庫、中小機構）。以下、強靱化支援協議会という）・連携事業継続力強化促進協力会（構成機関：全国中小企業団体中央会、全国卸商業団地協同組合連合会、全国工場団地協同組合連合会、中小機構）。以下、促進会という）を発足。 ・強靱化支援協議会及び促進会を構成する関係機関等と連携し、シンポジウム・セミナー・広報活動を実施することで、事業継続力強化計画の政策的意義を発信し、中小企業強靱化の機運醸成に貢献。計画策定支援においては、普及啓発活動を通じた支援案件の発掘を行うとともに、本部及び地域本部に新たに専門家を配置し、中小企業強靱化の支援体制を整備。特に連携型計画の策定支援を重視し、国の認定を受けた計画件数のうち約６８％が機構支援先となっており、政策展開に貢献。 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付等への対応については、１兆３，２５１億円の「新型コロナウイルス利子補基金」を造成し、政府系金融機関貸付を対象とする利子補給事業（新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業）と、民間金融機関貸付を対象とする利子補給事業（新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業）を着実に実施。 以上の取組を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていることから、本項目の自己評価をＡとした。 ■債務保証業務（財務省共管業務） 産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いは無し。制度の活用には至らなかったが他の支援施策情報の提供等も含めた相談対応を実施。		
	（３）大規模な自然災害等への機動的な対応 ①東日本大震災の復興・再生支援 ■仮施設整備事業 ○被災中小企業等の事業再開のための基盤を整備するべく、本事業による支援体制を整えていたが、新規の整備案件はなかった。 ○仮施設の整備状況（完成ベース） ・市町村５３市町村（５年度末実績） ・案件数：累計６４８案件（５年度末実績） 新規案件はなし（元年度～５年度） ・区画数：累計３，６３９区画（５年度末実績） ・面積：累計２３０，０６９㎡（５年度末実績） ・入居事業者数：７０事業者数（５年度末実績） 元年度：２４６事業者　２年度：　９７事業者 ３年度：　８２事業者　４年度：　７８事業者 ５年度：　７０事業者 ・従業員数：　５７５人（５年度末実績） 元年度：１，６２３人　２年度：８５０人　３年度：６６２人 ４年度：６２８人　５年度：５７５人 ■仮施設有効活用等支援事業（助成） ○機構が整備し、市町村に譲渡した仮施設について、復興の促進と仮施設の有効活用を図るため、一定の要件を満たした場合、市町村に対して仮施設の撤去等に係る４２事業（元年度～５年度累計実績）の費用を助成。 ○支援実績（交付決定ベース） ・撤去事業　累計４２事業１，４８５百万円（５年度末実績） 元年度：１８事業５６０百万円　２年度：１３事業５４２百万円 ３年度：　５事業１５１百万円　４年度：　４事業２０６百万円 ５年度：　２事業　２６百万円 ■震災復興支援アドバイザー派遣事業 ○被災中小企業者等に対し震災復興支援アドバイザーを派遣			

	し、経営課題に対応した支援を2, 697回（元年度～2年度）実施。 - 被災中小企業者等並びに被災地域の地方公共団体及び支援機関に対して震災復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業者等の事業再建並びに地域経済の再生及びまちづくりに向けた再建計画の策定等の支援を124回（元～2年度）実施。 ○支援実績 - 震災復興支援アドバイザー派遣 新規支援先数 元年度：135先 2年度：184先 派遣回数 元年度：1,236回 2年度：1,461回 派遣人日数 元年度：966.5人日 2年度：834.5人日 役立ち度 元年度：92.9% 2年度：96.1% - 震災に係る経営相談件数（出張相談を含む） 元年度：1,003件 2年度：1,184件 ○市町村等への支援内容 - 被災した商工会、商工会議所からの要請に応じて、現地で定期的に出張相談窓口を開設。 派遣人日数 元年度：179人日 2年度：151人日 相談件数 元年度：421件 2年度：509件 - その他地方公共団体及び支援機関等が実施する経営相談会やセミナー等への講師派遣等を実施。 ○地方公共団体等への商業復興支援 - 要請のあった地方公共団体及び支援機関等に対し、職員及び震災復興支援アドバイザーが現地ヒアリング等を行い、現状把握、課題の抽出、商業復興の構想・計画・運営に対する支援を実施。 支援回数 元年度：95回 2年度：29回 ■被災事業者販路開拓支援事業 ○販路開拓イベントによる支援 - 事業再開したものの失った販路の開拓に苦しむ被災中小企業者等向けに首都圏、関西圏の各百貨店等累計6会場（元年度～2年度累計実績）で被災中小企業者等自らが販売する催事販売会等を提供。延べ231者（元年度～2年度累計実績）が出展し、販売力の向上、新規販路開拓を支援。 - テストマーケティング販売会を実施し、商品力強化を支援。首都圏の高級スーパー等累計6会場（元年度～2年度累計実績）等で延べ133事業者（元年度～2年度累計実績）の商品について、首都圏消費者の声をフィードバック。 - 被災中小企業者等の新たな販路として、電子商取引（Eコマース）に関する小売サイトバイヤーとのマッチング商談会、実践セミナー、体験型ワークショップ等を開催。 - これらの販路開拓イベント開催にあたり、職員及び震災復興支援アドバイザーが出展・出品事業者へのヒアリング、助言を実施し、イベント出展・出品に向けたブラッシュアップと出展・出品後のフォローアップを順次実施。2年度は、催事自体の新型コロナウイルス感染症対策については万全を期し、出展・出品事業者にはオンラインを利用した説明会や商談会のリモート化の実施、実販売会での消費者等へ3密対策など、新型コロナウイルス感染症対策下での実践的な経験知を提供。			
--	--	--	--	--

	○支援実績 ・催事販売会 元年度：１２９者出展 ２年度：１０２者出展 ・テストマーケティング販売会 元年度：６５者参加 ２年度：６８者出品 ・マッチング商談会 元年度：１７２者参加 ２年度：３００者参加 ○中小企業再生支援協議会の再生計画策定支援等を受けた被災中小企業者等に対して利子補給を行う基金の運営 ・中小企業再生支援協議会（産業復興相談センター）の支援を受けて事業再生を図る被災中小企業者等に対して、旧債務（再生計画等の対象となる債務）に係る利子の補てんを行うための基金を創設し、その運営体制を整備。県の財団法人を経由して被災中小企業者等に利子補給を実施。 ・利子補給件数 元年度：９件 ２年度：６件 ３年度：２件 ４年度：３件 ５年度：２件 ・利子補給額 元年度：５５百万円 ２年度：５７百万円 ３年度： ８百万円 ４年度：２３百万円 ５年度：５７百万円 ○利子補給を行う基金の運営 ・日本政策金融公庫及び商工組合中央公庫が行う「東日本大震災復興特別貸付」等の借入を行う被災中小企業者等のうち、事業者が全壊又は流出、または警戒区域等に事業所を有していい被災事業者等や、一旦廃業した事業者であって新たに事業を開始する中小企業者等を対象として、借入後３年間利子補給を行うための基金を機構に創設し、その運営体制を整備。 ・県の財団法人等を経由して被災中小企業者等に利子補給を実施。 ・利子補給件数 元年度：１，１６４件 ２年度：７８４件 ３年度：３７３件 ４年度： １４２件 ５年度：４８件 ・利子補給額 元年度：６百万円 ２年度：４百万円 ３年度：２百万円 ４年度：０．７百万円 ５年度：０．１百万円 ■福島復興・再生 ○原子力災害で深刻な被害を受けた福島については、他の被災地域で実施している支援に加え、以下の支援を実施。 ○福島相双復興官民合同チームへの参画 ・被災中小企業者等の事業・生業の再建、自立化を支援するため、２７年度に国、福島県、民間で構成する福島相双復興官民合同チームの創設が閣議決定され、機構は「国」の一員として参画し、被災中小企業者等への個別訪問を担当。 被災事業者訪問回数（福島相双復興官民合同チーム全体） 元年度：４，９７８回 ２年度：６，９１６回 ３年度：５，７０９回 ４年度：５，３０２回 ５年度：５，２８３回 ○警戒区域等地域の復興に向けた賑わい回復支援事業 ・原子力発電所事故に伴い、警戒区域等に設定された福島県の			
--	--	--	--	--

	1 2 市町村を対象に、住民の帰還や賑わい回復を通じて、地元中小企業者等の活性化を図るための復興イベントを実施するために必要な経費を助成。 助成事業者数（交付決定ベース） 元年度：3 町 1 村 4 回 2 年度：なし 3 年度：1 村 1 回 4 年度：1 町 1 回 5 年度：2 町 2 回 ■被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施 - 被災6 道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県）に対し2 3 年度から累計1, 4 0 2. 3 億円を貸付（うち貸付事業費7 8 6. 2 億円）。 - 被災事業者に対する元年度以降の貸付実績 元年度：3 4 先、 9. 2 億円 2 年度：4 3 先、3 9. 3 億円 3 年度：3 3 先、1 7. 1 億円 4 年度：1 1 先、 5. 6 億円 5 年度：1 6 先、 8. 8 億円 - 被災道県及び財団が実施する貸付審査への助言協力を実施 元年度：対象県2 県、 3 先、 7. 0 人日 2 年度：対象県2 県、 7 先、1 5. 0 人日 3 年度：対象県1 県、 2 先、 7. 0 人日 4 年度：対象県3 県、1 0 先、1 5. 0 人日 5 年度：対象県2 県、 4 先、1 5. 0 人日 ■特定地域中小企業特別資金貸付（原発事故対策）の実施 - 福島県に対して、同県の原発事故により甚大な影響を被る中小企業等に対して、福島県内の移転先や避難区域が解除された地域等での事業継続・再開に必要な事業資金を貸し付ける融資制度の財源の一部を貸付。（2 3 年度からの累計7 0 3 億円の貸付） 元年度：貸付先数3 先、貸付額 4 4 百万円 2 年度：貸付先数5 先、貸付額 6 6 百万円 3 年度：貸付先数1 先、貸付額1 0. 5 百万円 4 年度：貸付先数2 先、貸付額2 0. 5 百万円 5 年度：貸付先数3 先、貸付額 6 9 百万円			
	②大規模な自然災害等への対応 ■特別相談窓口等の設置 災害発生時には、国と連携し速やかに特別相談窓口等を設置するなど、被災中小企業の要望に対処するための体制を整備し、助言や機構・関係各機関の災害支援施策等の情報提供を実施。 実績 特別相談窓口設置数（新規のみ） 元年度：4 件（ 6 地域本部） 2 年度：7 件（1 3 地域本部） 3 年度：6 件（1 1 地域本部） 4 年度：6 件（1 1 地域本部） 5 年度：8 件（1 7 地域本部） その他、以下の特別相談窓口を全地域本部・沖縄事務所に設置 【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】 2 年度：1, 3 3 3 件 3 年度： 1 0 3 件 4 年度： 2 3 件 5 年度： 6 件 【ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口】 （2 0 2 1／1 1／2 設置の原油価格上昇に関する特別相談窓口から2 0 2 2／2／2 5)付け改名）】 3 年度：1 件 4 年度：4 件 5 年度：0 件 【ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口】 5 年度：4 件			

	【 ALPS 処理水の処分に伴う経営の対策に関する特別相談窓口】 5 年度： 4 4 件 ■平成30年7月豪雨災害の復興支援 ○復興支援アドバイザー派遣事業 ・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、熊本地震における復興支援アドバイス支援の実績を有する専門家を先駆的に活用。 ・被災中小企業・小規模事業者等に対して復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業・小規模事業者の経営課題についての助言の他、支援機関等からの派遣要請に応じ補助金申請に伴う説明会・勉強会・相談会等に対応。 ・支援実績 派遣人日数・派遣回数 元年度： 1 3 9 人日、 2 8 7 回 2 年度： 1 2 人日、 1 2 回 ■令和元年台風第19号災害の復興支援 ○特別相談窓口等の設置 ・【令和元年台風第19号による災害に係る特別相談窓口】 元年度： 5 2 件 2 年度： 2 件 ○復興支援アドバイザー派遣事業 ・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、東日本大震災等における復興支援アドバイス支援の実績を有する専門家を先駆的に活用。 ・元年11月から被災中小企業・小規模事業者等に対して復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業・小規模事業者の経営課題についての助言の他、支援機関等からの派遣要請に応じ補助金申請に伴う説明会・勉強会・相談会等に対応。 ・支援実績 派遣人日数・支援回数 元年度： 1 8 9 人日、 6 6 5 回 2 年度： 4 7 . 5 人日、 9 2 回 3 年度： 1 4 0 人日、 2 2 6 回 4 年度： 1 6 5 . 5 人日、 2 7 1 回 5 年度： 2 1 人日、 3 6 回 ○仮施設整備支援事業（助成） ・被災した地域において、被災中小企業・小規模事業者等が早期の事業活動再開を支援するため、複数の被災中小企業・小規模事業者等が入居する仮施設を整備する費用を助成する事業を創設。 ・支援実績（交付決定ベース） 自治体に周知・以降確認を行ったが要請なし ■令和2年7月豪雨の復興支援 ○特別相談窓口の設置 【令和2年7月3日から大雨による災害（令和2年7月豪雨）に係る特別相談窓口】 2 年度： 2 件 ○復興支援アドバイザー派遣事業 ・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、熊本地震時に活躍した復興支援の実績を有する専門家のノウハウを活用した支援を実施。 ・被災中小企業・小規模事業者等に対して復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業・小規模事業者の経営課題についての助言の他、支援機関等からの派遣要請に応じ補助金申請			
--	--	--	--	--

	に伴う説明会・勉強会・相談会等に対応。 ・また、中小企業大学校人吉校に相談窓口を開設し、被災事業者の利便性を図った。 ・支援実績 派遣人数・支援回数 2年度：28人日、50回 3年度： 1人日、 1回 4年度： 2人日、 6回 5年度： 0人日、 0回 ○仮施設整備支援事業（助成） ・被災した地域において、被災中小企業・小規模事業者等が早期の事業活動再開を支援するため、複数の被災中小企業・小規模事業者等が入居する仮施設を整備する費用を助成する事業を実施。 ・支援にあたっては、費用の助成だけではなく、これまでの復興支援で蓄積した機構の知見とノウハウを最大限活用し、職員による被災中小企業・小規模事業者等の事業活動再開に向けた助言、仮施設整備手法に係る助言を併せて実施。 ・支援実績（交付決定ベース） 2年度：4事業（2市1村）405百万円 3年度：1事業（1村） 57百万円 ■熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施 ・熊本県に対して累計385.4億円を貸付。（うち貸付事業費141.3億円）。 ・被災事業者に対する元年度以降の貸付実績 元年度：81先、39.9億円 2年度：51先、32.7億円 3年度： 7先、 9.9億円 4年度： 1先、 1.4億円 5年度：実績なし ・熊本県及び財団が実施する貸付審査への助言協力を実施。 元年度：8先 17人日 2年度：6先 15人日 3年度：実績なし 4年度：実績なし 5年度：実績なし ■平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施 ・被災3県（岡山県・広島県・愛媛県）に対して200.5億円を貸付。（うち貸付事業費57.6億円）。 ・被災事業者に対する貸付実績 元年度：13先、 9.4億円 2年度：26先、15.1億円 3年度： 2先、 0.2億円 4年度：実績なし 5年度：実績なし ・被災道県及び財団が実施する貸付審査への助言協力を実施 元年度：対象県2県、3先、10.0人日 2年度：実績なし 3年度：実績なし 4年度：実績なし 5年度：実績なし ■令和元年台風19号に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）の実施 ・被災3県（宮城県・福島県・栃木県）に対して37.1億円を貸付。（うち貸付事業費37.1億円）。 ・被災事業者に対する貸付実績 2年度： 2先、0.7億円 3年度：15先、8.9億円 4年度： 1先、0.6億円 5年度：実績なし ・被災道県及び財団が実施する貸付審査への助言協力を実施 2年度：実績なし 3年度：対象県1県、1先、4.0人日 4年度：実績なし 5年度：実績なし			
--	--	--	--	--

	○なりわい再建資金利子補給事業 ・なりわい再建支援事業を活用し復旧する被災事業者等に対して、政府系金融機関による特別貸付及び熊本県による制度融資により借入れを行った中小企業者等を対象として、借入後３年間の利子相当額を、熊本県を經由して利子補給を実施する制度を創設。 ・利子補給件数 ３年度： ６件 ４年度：２２件 ５年度：３１件 ・利子補給額 ３年度： ２５千円 ４年度：１， ７４０千円 ５年度：３， ２９３千円 ■事業継続力強化計画の普及啓発 ・事業継続力強化計画の普及啓発を図るため、シンポジウム・セミナーの開催、ポータルサイト運営等の広報活動を実施。 ・被災事業者の復旧経験に基づいた講演等で構成するシンポジウムを、被災地等で開催。 【シンポジウム開催実績】 ２年度（３回開催）：１，７７０人視聴 ３年度（２回開催）：１，５２８人視聴 ４年度（４回開催）：３，８７８人視聴 ５年度（２回開催）：１，２２４人視聴 ・強靱化対策の重要性や、事業継続力強化計画認定制度等の理解促進を目的とした事業者向けセミナーを開催。 【セミナー開催実績】 ２年度（１００回開催）：１，３５５人参加 ３年度（１０７回開催）： ６４８人参加 ４年度（ ８２回開催）：２，８７３人参加 ５年度（ ６６回開催）：３，８７５人参加 ・強靱化対策を行っていない事業者に気付きと行動を促すことを目的に、ポータルサイトを基盤とした広報活動を展開。 【ポータルサイト運営実績】 ２年度：５６万ページビュー ３年度：６７万ページビュー ４年度：１７３万ページビュー ５年度：９５万ページビュー ■事業継続力強化計画の策定支援 ・企業単体による単独型の事業継続力強化計画に加え、連携型の事業継続力強化計画の認定を目指す連携体等に対し、を中心に計画策定支援を実施。 ・連携事業継続力強化計画においては、１， ３６５件の計画策定支援を行い、同計画の全認定取得事業者の６８％が機構支援を通じ認定取得に至った。 【事業継続力強化計画の策定支援件数】 ２年度： ８３２件（連携型１８６件 単独型 ６４６件） ３年度：１， １２１件（連携型３９８件、単独型 ７２３件） ４年度：１， ７０２件（連携型３６０件、単独型１， ３４２件） ５年度：２， ４７７件（連携型４２１件、単独型２， ０５６件） ■新型コロナウイルス感染症特別貸付等への対応 （新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業） ・日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央公庫及び日本政策投資銀行が行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付により借入を行った中小企業者等のうち、売			
--	---	--	--	--

	上が一定の水準以上減少した中小企業者等を対象として、借入後最長３年間利子補給を行うための基金を機構に創設（３，３７０億円）し、その運営体制を整備。中小企業者等に直接利子補給を実施。 ・交付決定件数 ２年度：４７５，０４３件　３年度：２４７，５１５件 ４年度：１０１，３４７件　５年度：６３，０１１件 ・交付決定（補給）額 ２年度：７９，３５１百万円　３年度：３７，３２２百万円 ４年度：１４，６２９百万円　５年度：８，５５４百万円 ■新型コロナウイルス感染症制度融資への対応 （新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業） ・信用保証協会を有する都道府県及び４市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）が実施する制度融資により借入れを行った中小企業者等を対象として、借入後３年間利子補給を行うための基金を機構に創設（１５，１２７億円。４年２月に一部国庫返納。返納後、９，８８１億円）し、都道府県等を経由して利子補給を実施。 ・交付決定自治体数 ２年度：４６自治体　３年度：５０自治体 ４年度：５１自治体　５年度：５１自治体 ・交付決定額 ２年度：　６６，３９２百万円　３年度：２１１，６０３百万円 ４年度：２５０，８６４百万円　５年度：１７８，２７０百万円			
--	--	--	--	--

４．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	運営費交付金の効率化	毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化		▲3.5%	▲3.3%	▲3.4%	▲2.9%	▲2.5%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<主な定量的指標>	<主要な業務実績> 1. 顧客重視 (1) 顧客重視の業務運営 ■地域におけるプレゼンスの向上 ・顧客重視の観点から、支援利用者の要望を踏まえ、より柔軟な地域本部の協力体制を構築。具体的には、2年度に三遠南信地域、福井県嶺南地域を対象に利用者の選択により隣接する2つの地域本部からの支援を可能とした。 ・遠隔地においてオンライン及びリアルによる支援機能を強化し、効率的な支援を推進。具体的な取組は次のとおり。 ①エリアマネージャー（常駐職員）の配置 2年度に北関東エリア（茨城県、栃木県、群馬県）、山陰エリア（鳥取県、島根県）、5年度に静岡エリア（静岡県、愛知県東三河地域及び長野県南信地域）、播磨エリア（兵庫県播磨地域）、筑豊・北九州エリア（福岡県筑豊・北九州地域）に職員を常駐させ、体制を整備。 ②長期出張による支援 コロナ禍において、東北日本海側、新潟県、静岡県、長崎県を対象に長期間出張することで、遠隔地に対し集中的に支援。 ③都道府県担当制 都道府県等地域別にチーム制による支援体制を関東本部、中部本部、近畿本部、四国本部及び九州本部において整備。地域本部所在地から遠隔地にある地方公共団体、支援機関との協力関係を強固にした。 ④地域産業振興・中小企業群への支援 地域産業振興・中小企業群への支援（面的支援）を目的として、3年度に地域経済振興ユニットを設置。地域産業振興の取組に係り、プロジェクト単位で各地域本部において横断的な活動を展開。地方公共団体及び支援機関等と連携し、中小企業群等に対し、面的支援を効果的に実施。 ■地域ニーズに対応した事業展開（創意工夫による地域本部独自の取組） ・人材育成・人手不足対応、事業承継、BCP（事業継続力強化計画策定）、DX、SDGs・カーボンニュートラル、スター	<評定と根拠> 評定： B 根拠： 中期目標及び中期計画に掲げる所期の目標を達成しているため。 限りあるリソースのなか、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を推進。 (1) 顧客重視の業務運営 ○地域プレゼンス機能の強化 ・顧客重視の観点から、支援利用者の要望を踏まえ、従来よりも柔軟な地域本部間の協力体制を構築。顧客重視の支援を達成するべく、地域本部からのアクセスが比較的困難な地域等5か所にエリアマネージャー（常駐職員）を配置。また、都道府県等地域別にチーム制による支援体制を5地域本部において整備。遠隔地におけるリアルの支援機能を強化し、自治体、中小企業支援機関、金融機関等との協力関係を強固にした。 ・地域産業振興の取組を推進する組織として、地域経済振興ユニットを新設し、地域産業及び中小企業群に対して面的支援を効果的に実施。 ○地域ニーズに対応した事業展開（創意工夫による地域本部独自の取組） ・業務運営の効率化を進めつつ、関係機関との連携や独自の創意工夫により、地域ニーズに対し、組織横断的な複合支援の取組又は他機関との協業を進め、より質の高い支援を展開。	評定 B <評定に至った理由> 所期の目標を達成する見込みと認められることから「B」評定と判断。 <今後の課題> <その他事項>	

	トアップ支援等、近時の社会課題、政策課題に関する中小企業支援に対応するため、組織内横断的な複合支援の取組又は支援機関等との協業を深化。 ■関係機関との連携・協働の強化 - 金融機関等の全国団体との連携強化の一環として、施策情報提供先機関を拡大。（一社）全国地方銀行協会、（一社）第二地方銀行協会、（一社）全国信用保証協会連合会、（一社）大学技術移転協議会との協力関係を新たに構築。四半期ごとに機構施策情報を提供するとともに、５年度に（一社）第二地方銀行協会所属の金融機関（東京支店長等）及び全国の信用組合向けに機構施策の説明会を実施し、支援施策の浸透を推進。 - 政府系金融機関、他の独立行政法人等との間で包括的な提携協定締結を推進。中小企業・小規模事業者に係る重要な政策課題や顧客ニーズへのより機動的かつ複合的な連携支援の仕組みを構築。（（株）日本政策金融公庫（中小企業事業本部、国民生活事業本部）、（株）商工組合中央金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、（独）国際協力機構、（独）工業所有権情報・研修館 等） - 複数機関が参画する業務提携の締結を進め、支援ネットワークを強化。中小企業・小規模事業者に係る重要な政策課題や社会課題への効果的・効率的な対応を可能とする仕組を形成。 - 第４期中期目標期間中の新たな業務提携協定等締結機関６９機関 金融機関等：２８機関 支援機関等：２７機関 大学：３機関 地方公共団体：４機関 海外支援機関等：７機関 - 業務提携協定等締結機関（累計） ３９４機関 金融機関等：２４０機関 支援機関等：８７機関 大学：１５機関 地方公共団体：２７ 機関海外支援機関等：２５機関 - 機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、中小企業の経営者や中小企業支援機関の支援者２９９名を「中小企業応援士」に委嘱。	○関係機関との連携・協働の強化 - 連携金融機関の全国団体との関係構築を進め、各機関を通じた中小企業支援施策の浸透を一層進めた。スタートアップ支援、伴走型支援等の国の掲げる政策の推進に寄与するため、多数機関間における業務提携の枠組みへの参画を進め、関係機関間の支援ネットワークを強化。中期目標期間において新たに６９機関と業務提携協定等を締結。 ○中小企業庁等、関係機関との連携 - コロナ禍という未曾有の危機に際して、中小企業庁、関係省庁、中小企業支援機関等との情報連携を徹底的に強化し、困難に直面する中小企業・小規模事業者に有用な情報を分かりやすく発信。 - 中小企業ビジネス支援サイト「J－Net 21」において、元年度及び２年度は「支援情報を集約した情報の提供」に注力。３年度は「コロナ禍でがんばる中小企業」という前向きの特集企画を組み情報を発信。４年度は中小企業庁との連携を強め、ミラサポplusとのコンテンツ連動を高め、利用者の利便性向上を実現。 （２）機構の認知度向上による支援施策の利用促進 ○機構・支援施策の情報発信強化 - 中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等に機構の存在意義や利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図るため、元年度に制定したロゴデザイン及びコミュニケーションワード「Be a Great Small.」を用いた統一的なコンセプトの下、機構の組織名称と事業内容の一体的な発信を実施。 ２年度以降、コロナ禍で活動に制限のある状況の中、ペイド（新聞、テレビ、インターネット等への広告）、アード（メディアアリレーションによる記事や寄稿獲得）、ソーシャル（影響力のあるメディアグループとの連携、紹介、ロコミ）、オウンド（機構HP、J－Net 21、SNS、パンフレット等の資料）を組み合わせ、地域本部とも連携も行いながら活動を強化。 - また、２年度からは「機構に聞こう」をテーマにした普及活動を開始。「戦国武将診断」等のコンテンツも活用しながら中小企業・小規模事業者との接点を拡大するとともに、大手メディアグループとの連携を深化させ、全国紙、テレビ番組等を通じた情報発信を実現。 - 新型コロナウイルス感染症による急速な環		
	（２）機構の認知度向上による支援施策の利用促進 ■中小機構・支援施策の情報発信強化 - 中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等に機構の存在意義や利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図るためロゴデザイン及びコミュニケーションワード「BE A GREAT SMALL.」を用いた統一的なコンセプトの下、機構の組織名称と事業内容の一体的な発信を実施。 「J－Net 21」は元年度に全面リニューアルを実施。新型コロナウイルス感染症による急速な環境変化に迅速に対応し、市町村レベルの支援情報まで情報を集約して配信開始。さらに、人手不足等経営者の悩みの解決に繋がるコンテンツを特設サイト化し、迅速な情報発信を実現した。 - 機構ホームページは、利便性向上のため AI チャットボットを追加。５年度には利用者の利便性を高めるため全面リニューアルを実施。 - 生産性向上、強靱化等の支援情報を新聞やインターネット等で情報発信。「中小機構に聞こう！」をキャッチフレーズに、コロナ対応、デジタル化、強靱化等の支援情報を継続的に発信。 - テレビ番組「グロースの翼」への制作協力を開始し、中小企業・小規模事業者の課題解決のヒントとなる支援先企業の取			

	組を放送。 ・大手メディアをはじめメディアリレーションを強化し、全国紙、テレビ番組への露出を拡大した。 ・従来型のマスメディアだけではなく、パブリシティ活動、更にデジタルメディア（SNS・Web広告等）も組み合わせながら一貫した情報発信を実施した。 ・中小企業応援士全国大会を開催するなど広報ルートの多様化を図った。 ■中小企業庁等、関係機関との連携 ・新型コロナウイルス感染症による中小企業・小規模事業者の取り巻く急速な環境変化に迅速に対応するため、中小企業庁、経済産業局と連携し、支援施策の発信やコンテンツの共同作成などにより事例企業の発信を強化。作成した記事はJ-Net21だけでなくミラサポplusにも掲載し、ミラサポplusユーザーにメール配信を行うなど、中小企業・小規模事業者等に利便性の高い情報提供を実施。 ・利用者にとってより情報が取得し易い環境を整備するため、ミラサポplusからJ-Net21へ一部のコンテンツ移管を実施。またSNSにおいては相互にリポストを行うなど、より情報が拡散する取り組みを推進。 ・機構の認知度向上を目指した主要な活動指標 （元年度と5年度を比較） メディア掲載件数 2,962件→4,773件 機構HP・特設サイト合算 808万→1,409万 J-Net21 411万→1,046万セッション	境変化で中小企業・小規模事業者が様々な支援情報を必要とする中、J-Net21では市町村レベルの支援情報までを集約して配信を開始。コロナ関連支援施策を集約した唯一の情報サイトとして、民間プラットフォーム等にも活用され、サイトのセッション数が急増するなど、未曾有の危機に直面する多くの中小企業・小規模事業者に対して、必要とする情報を迅速に届けた。 ・5年度には、人手不足対応に係る支援情報をまとめた「人手不足に対応するための支援情報」の特設ページを公開。 ・結果として、中期目標期間においてメディア掲載件数やサイトのセッション数等、機構の認知度向上を目指す主要な活動指標は大きく伸長（メディア掲載数：元年度2,962 2年度3,236 3年度4,044 4年度4,761 5年度4,773）。 ○中小企業庁等、関係機関との連携 ・コロナ禍という未曾有の危機に際して、中小企業庁、関係省庁、中小企業支援機関等との情報連携を徹底的に強化し、困難に直面する中小企業・小規模事業者に有用な情報を分かりやすく発信。J-Net21では元年および2年度は「支援情報を集約した情報の提供」に傾注、3年度は「コロナ禍でがんばる中小企業」という前向きな特集企画を組み情報を発信、4年度は中小企業庁との連携を強め、ミラサポplusとのコンテンツ連動を高め、利用者の利便性向上を実現。5年度は、中小企業庁が保有するミラサポplusの一部コンテンツをJ-Net21へ移管し、情報を一元化することで利用者の利便性が向上。		
	2. 組織パフォーマンス、組織力の向上 ・役職員300人が参加したワークショップで発された「想い」（言葉）をもとに、経営陣との意見交換や全役職員対象のパブコメ等を実施し、元年10月に行動指針を策定。同年、全職員宛にメールで周知。 ・以降、毎年度、新入職員研修及び階層別研修で、行動指針をテーマとした研修を行うとともに、執務室での掲示や機構内ポータルサイトでのバナー掲載等により、役職員が行動指針を目にする機会を積極的に作り、浸透と定着を図った。 ・元年7月に「創業・ベンチャー支援部」、「事業承継・再生支援部」を設置し、中小企業政策の重要課題となっている創業・ベンチャー支援、事業承継・再生支援に係る機能の充実・強化を図った。 ・2年10月に、各種支援の申請手続きのオンライン化や顧客情報の戦略的活用を目的として、臨時組織にて「総合情報戦略準備室」を設置、3年4月に「総合情報戦略課」として恒常的な組織に改組し、DXの取組みを本格化。また、DXを組織全体として強力に推進することを目的に、4年3月に「中小機構DX推進本部」を設置し、組織を挙げてDXに取り組む体制を構築。 ・補助金事業の効果的かつ効率的な運用のため、機構内で複数の部門に分散する補助金事業を集約する組織の見直しを図り、5年4月に「イノベーション助成グループ」を設置。 ・令和6年能登半島地震による罹災中小企業の復興支援に関して、6年1月に、復興支援に関する対策等の業務を統括する組織として対策本部を、対策等の検討を行う組織として幹事会を設置。また、被災地域における中小企業の支援ニーズを機動的かつ能動的に把握し、適切な施策の提供につなげるため、北陸本部に中小企業復興機動チームを設置。	2. 組織パフォーマンス、組織力の向上 ○組織パフォーマンス、組織力の向上 ・機構の「行動指針」を策定し、執務室内で掲示するとともに、新入職員研修や階層別研修での説明、機構内ポータルサイトでのバナー掲載などを通じ、広く役職員への浸透と定着を図り、役職員のパフォーマンス及び組織力の向上に努めた。 ・柔軟かつ機動的に組織体制の見直しを行うことで、重要政策・課題に対して、効果的かつ効率的に運用する体制を構築。また、組織内の情報共有の強化や意思決定の迅速化を図るため、電子決裁可能な文書管理システムを導入。3年度に電子決裁率99.9%を実現。これら決裁や文書管理の電子化、さらにペーパーレスやはんこレスを進め、業務生産性を向上。		

	・元年度に電子決裁可能な文書管理システムを導入。また、２年度にメールや紙媒体で行われていた各種申請・届出等の内部手続きを文書管理システム上で対応できるよう同システムに機能を追加。３年度に電子決裁率９９．９％を実現。５年度には、規程管理システム、名刺管理システムを導入。システムの導入・機能追加を通じて、業務生産性の向上を図るとともに、情報共有の強化や意思決定の迅速化を図った。 ・２年７月に策定した「オンライン化行動計画」に基づき、はんこレスを進め、２～３年度に掛けて、様式を含めた約１，４００の定型文書について押印を廃止し、それまで押印していた文書のうち８０％超のはんこレスを実現。また、それに伴うペーパーレスを通じて、業務生産性の向上を図った。 ■職員のＤＸに対する意識の向上や全社的な変革推進の取組み ○中小機構のＤＸおよび各部門におけるＤＸを推進させるにあたり、まず、職員のＤＸに対する意識の向上や全社的な変革推進が不可欠であるとの認識から、３年度よりＤＸに関するセミナーや勉強会等、以下の取組みを実施した。 ・セミナー・勉強会：延べ１０回　参加者数１，２９４名 ・開発システム説明会：延べ２８回 ・統合データベース活用のための普及啓発 ・全地域本部（沖縄事務所含む。）でＤＸ座談会の開催 ・ＤＸミニ動画セミナー　全８回 ・機構役職員向けｅラーニングの実施（基本的なＩＴ基礎スキル向上）（受講数１７９人） ・データ分析・活用に向けた先行事例勉強会・ヒアリングの実施（役員・関係部署・全地域本部） ・機構ＩＴ塾のＤＸの泉への掲載　全１５回 ・「システム担当者ネットワーク会合」の開催　全４回 ・職員に対する業績評価制度は、職員の自主性を伸ばし、やりがいや努力が報われるという観点から、必要に応じて改善を行うとともに、前年度の評価結果を賞与や昇給・昇格等の処遇へ反映した。	○職員のＤＸに対する意識の向上や全社的な変革推進の取組 ・機構のＤＸを推進させるにあたり、まず、職員のＤＸに対する意識の向上や全社的な変革推進が不可欠であるとの認識から、ＤＸセミナー・勉強会の開催や統合データベース活用のための普及啓発、全地域本部でＤＸ座談会を実施したほか、システム説明会等を実施。 ・デジタル技術を活用し、機構の業務を革新させることで、顧客に寄り添うための時間及び顧客に提供できる価値を拡大し、サービスの向上を図ることを目的として、４年度にＤＸ推進計画を策定。「業務の充実」と「業務の効率化」を両輪として１９のプロジェクトを行い、順次運用を開始し、データベース基盤の整備、データの一元化・蓄積に取り組んだ。 ・また、５年度には機構ＤＸで目指す「顧客本位のサービスの充実」を図るべく、経営管理ツールを活用したデータ分析・活用に向けた先行事例を１２月に策定し、役員や関係部署、地域本部に説明を実施。		
	３．業務改善と新たなニーズへの対応 ・大規模補助金等事業、ＩＴ化支援事業、スタートアップ支援事業や令和６年能登半島地震に対して、機構支援を複合的・迅速に対応するなど、約２０の事業を新規に実施。 ・新連繋支援事業、地域資源活用支援事業等を廃止。 ・業務におけるＰＤＣＡサイクルの更なる向上を図るために、職員個人の業績評価制度を実施。 ・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握。	３．業務改善と新たなニーズへの対応 ・業務におけるＰＤＣＡサイクルの更なる向上を図るために、職員個人の業績評価制度を実施。 ・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握。		
	４．業務運営の効率化 ・役職員の給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当も含め厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表した。 ○給与水準の適正化とコスト削減に向けた改革の取組み ・地域手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は１級地（東京特別区）２０％のところ１２％とした。）。 ・広域異動手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は３００ｋｍ以上１０％のところ３％とした。）。	４．業務運営の効率化 ・運営費交付金を充当して行う業務において、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、第４期中期目標期間平均で２．５％を削減（新規追加分等を除く）。 ・人件費総額、給与の支給基準については、元年度～５年度を通して、給与水準の適正化とコスト削減に向けた改革の取組を実施。 ・調達等合理化の取組については、一者応札・応募の削減をはじめ、本部一括発注等による調達の効率化、競争参加資格審査（物品製造等）廃止による事務負担軽減、障害者就労施設等への優先調達、「大規模案件調達事務実務マニュアル」による適切な運用、契約監視委員会による点検、随意		

	○対国家公務員給与比較 <元年度> 112.8ポイント（30年度113.6ポイント） ・地域勘案 105.6ポイント ・学歴勘案 110.1ポイント ・地域・学歴勘案 103.7ポイント <2年度> 114.2ポイント（元年度112.8ポイント） ・地域勘案 107.2ポイント ・学歴勘案 111.7ポイント ・地域・学歴勘案 105.5ポイント <3年度> 114.8ポイント（2年度114.2ポイント） ・地域勘案 108.1ポイント ・学歴勘案 112.2ポイント ・地域・学歴勘案 106.4ポイント <4年度> 113.9ポイント（3年度114.8ポイント） ・地域勘案 107.4ポイント ・学歴勘案 111.5ポイント ・地域・学歴勘案 105.9ポイント <5年度> 114.5ポイント（4年度113.9ポイント） ・地域勘案 108.1ポイント ・学歴勘案 112.1ポイント ・地域・学歴勘案 106.6ポイント ○一者応札・応募削減に向けた取組：競争性のある契約 ・元年度：191件に対して28件（14.7％） ・2年度：147件に対して13件（8.8％） ・3年度：145件に対して12件（8.3％） ・4年度：201件に対して23件（11.4％） ・5年度：204件に対して18件（8.8％） ○事務処理効率化等を目的とした調達の改善 【評価指標】1案件以上の実績および事務処理削減 <2年度> ・事務処理効率化等を目的とした本部一括発注等による調達の推進については、人材派遣業務の調達について本部、地域本部、大学校、インキュベーション施設等47施設を包括した調達を実施。 <3年度> ・契約事前確認公募で調達する際、調達案件が一定の条件に該当した場合、必須要件であった複数の応札候補者への入札参加意思等のヒアリングを不要とし、調達原課の担当者の契約事務負担を軽減した。 ・地域本部等の役職員旅費に関する事務を本部に集約するための代行入力は3年度をもって導入が完了し、旅費担当者の事務負担を軽減した。 <4年度> ・4年度をもって機構独自の競争参加資格審査（物品製造等）を廃止し、国の全省庁統一資格を有することを競争参加の資格要件とし、事業者による機構、国への二重登録の解消及び職員の審査事務負担の軽減を図った。	契約に関する内部統制の確立により、適切かつ効率的な調達等を実施。 ・また、事務処理の効率化の取組として、ワークフローシステムを導入し、ペーパーレス、はんこレス、インボイス、改正電子帳簿法対応を実現。10万件／年を超える会計処理の電子化を実施。 ・旅費業務の見直しについては、職員アンケート及び他法人やアウトソーシング事業者にヒアリングを行い、旅費業務に係る新ルールブック（仮）を作成しルールの一本化を図り、同業務のアウトソーシングを含めた業務効率化を推進。 ・さらに、中小企業者の受注機会の増大については、特に新規中小企業者向けの契約目標（概ね4％）の達成に向け、機構全体への協力依頼、新規中小企業者リストの共有、発注促進重点分野を定め積極的な見積徴収の依頼を行った結果、5年度は前年度実績を上回る2.7％となった。 5. 業務の電子化の推進 ○機構DX（共通基盤となるシステムの開発）の推進 ・3年度から、中小企業の申込に係る利便性の向上、ワンスオンリーの実現、顧客接点の集約化を目指し、共通申込システムの開発の検討を行い、4年度は共通申込システムの開発を進めた。 ・5年度には、DX推進計画に基づき、機構横断的な業務を担う支援機関営業管理システム及び共通申込システムの運用を開始し、運用定着に向けたサポート及び要望対応等を随時実施。また、専門家管理業務の効率化を図る専門家管理システムの開発や、機構内データの活用に向けた経営管理ツールの構築を行い、6年度から運用を開始予定。 ○小規模事業者統合データベースの充実 ・小規模事業者統合データベースにおいて、定期的な企業情報更新と、利便性向上にむけた機能改修を適宜することで、機構内のアクセス件数・利用者数が増加。また、機構支援担当者の要望調査に基づくUI・検索利便性改善や生産性革命事業補助採択情報、ファンド出資事業等の検索項目追加を行い、より効率的な支援施策の実施を可能とする機能追加を行った。その他、より一層の利用を促進するために統合データベースの利用に係る勉強会も実施。 ・事業再構築補助金の採択事業者の申請データを有効活用するため、採択事業者の経営課題・関心施策についても新たに統合デー	
--	---	---	--

	< 5 年度 > ・ワークフローシステムを導入し、ペーパーレス、はんこレス、インボイス、改正電子帳簿法対応を実現。10 万件/年を超える会計処理を電子化した。 ・旅費業務の見直しについて、職員アンケート及び他法人やアウトソーシング事業者にヒアリングを行い、旅費業務に係る新ルールブック（仮）を作成しルールの一本化を図り、同業務のアウトソーシングを含めた業務効率化を進めている。 ・発注原課向けのマニュアル「調達の勘所」を作成し、仕様書作成上の注意点や予定価格作成のポイント、一者応札回避のための事例等について機構全体で共有。 ○障害者就労施設等への優先調達 【評価指標】前年度実績額を上回ること 元年度実績：11.9 百万円 2 年度実績：135.3 百万円 3 年度実績：166.3 百万円 4 年度実績：155.0 百万円 5 年度実績：139.1 百万円 ○随意契約に関する内部統制の確立 【評価指標】入札・契約手続委員会による点検の実施 新たな随意契約 元年度：11 件 2 年度：1 件 3 年度：2 件 4 年度：9 件 5 年度：16 件 ○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 【評価指標】研修等の実施回数および各地域本部等への訪問指導回数 ・各会計機関の会計担当職員を対象とした契約担当者会義 元年度 1 回、2 年度 1 回、3 年度 1 回 契約担当者情報共有会議 4 年度 6 回、5 年度 6 回 ・官製談合防止法研修会 2 年度 1 回、3 年度 1 回、4 年度 1 回、5 年度 1 回 ・各地域本 部等への訪問指導 元年度 8 回、2 年度 4 回、3 年度 15 回 （北海道本部・東北本部・関東本部・中部本部・北陸本部・近畿本部・中国本部・九州本部、旭川校・仙台校・東京校・三条校・関西校・広島校・直方校） ○大規模調達案件に係る再委託、外注に関する費用の適切性の確認 < 元年度 > 実績なし < 2 年度 > 実績なし < 3 年度 > ・大規模調達事務実務マニュアルを策定し、中小企業等事業再構築促進事業に係る事務局の履行体制の適切性について契約監視委員会にて事後的に評価した。 < 4 年度 > ・契約監視委員会において、事業承継・引継ぎ補助金に係る事務局の履行体制の適切性について事後的に評価した。 ・「大規模案件調達事務実務マニュアル」（3 年 4 月策定）については、大規模案件の判定基準の明確化やチェックシートの新設等を内容とするマニュアル改訂を 8 月 10 日に行い、Share Point に掲載するとともに対象部署（生産性革命推進事業室、事業承継・再生支援部）に改訂したマニュアルを周知し、ルールに沿った運用を図っている。	データベースに法人名寄せを行い、今後、当補助金採択事業者の経営課題等に応じた施策活用に向けた仕組み・体制を整備。 ・5 年度に構築を行った経営管理ツールに対し、小規模事業者統合データベースで保持している企業情報と他の機構内支援データと結合し、効果的な支援施策策定に活用していくための基盤を整備。 ○データインフラの構築 ・3 年度に仮想共通基盤をリリースし、4 年度中に旧環境にある個別情報・システム群をすべて新仮想共通基盤に円滑に移行。また、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等への支援等については、オンライン会議アプリを 3 年度に導入することで、社会環境の変化に着実に対応。さらに 4 年度までに、機構 W A N の大規模なシステム更改を完了し、安定した通信環境を実現することで生産性を向上。 6. 情報システムの整備及び管理 ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、情報システムの整備及び管理を行う P J M O を支援するため、4 年度に P M O が担うべき機能について整理したうえで 5 年度に設置。情報システムの開発案件については、投資対効果の観点も含めて精査したうえで案件を実施。 ・クラウドサービスの利用率については、5 年度末時点で 95.7 % を実現。オンライン手続きの利用実績については、5 年度末時点で 6,925 件を実現。		
--	---	---	--	--

	< 5 年度 > ・ 契約監視委員会において、I T 導入補助金、ものづくり・商業・サービス補助金、小規模事業者持続化補助金（一般型）、小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）及び事業承継・引継ぎ補助金に係る事務局の履行体制の適切性について事後的に評価した。 ○各年度調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構ホームページで公表。			
	5. 業務の電子化の推進 ○機構D X（共通基盤となるシステムの開発） ・ 中小企業の申込のオンライン化を進めて、中小企業の申込に係る利便性の向上、ワンスオンリーの実現、顧客接点の集約化を目指し、共通申込システムを開発。5 年度運用を開始。また、支援機関との関係強化を図るため、支援機関営業管理システムを開発。5 年度運用を開始。両システムの運用定着に向けたサポート及び要望対応等を随時実施。 ・ 機構内データの活用に向けた経営管理ツールの構築。 ・ 機構D X で目指す「顧客本位のサービスの充実」を図るべく、経営管理ツールを活用したデータ分析・活用に向けた先行事例を1 2 月に策定し関係部署、地域本部に説明を実施。 ○小規模事業者統合データベース ・ 定期的な企業情報更新と併せ、機構支援担当者の要望調査に基づくU I ・検索利便性改善や、ファンド出資事業、生産性革命事業補助採択情報等の検索項目追加を実施、 ・ 特に、事業再構築補助金の採択事業者の申請データを有効活用するため、採択事業者の経営課題・関心施策についても新たに統合データベースに法人名寄せを行い、当補助金採択事業者の経営課題等に応じた施策周知を行うための仕組み・体制を整備した。 ・ 別途構築した経営管理ツールに対し、小規模事業者統合データベースで保持している企業情報と支援実績情報を連携し、効果的な支援施策策定に活用するための基盤整備を行った。 ・ その他、より一層の利用を促進するために統合データベースの利用に係る勉強会も実施。 ・ 機構内データ連携を図ることを目指し、3 年度に仮想共通基盤をリリース。4 年度中に旧環境にある個別情報システム群をすべて新仮想共通基盤に移行。5 年度は新規で開発するシステムについて新仮想化共通基盤での構築を実施。また、コロナ禍に対応するため、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等への支援等について、オンラインで行うためのオンライン会議アプリを3 年度に導入。さらに4 年度までに、機構W A N の大規模なシステム更改を完了。 ・ 主務省と連携してE B P M に関する検討を行った。今後、中小企業庁が推進するデータ利活用について、機構が保有する各種データの提供に関する検討。			
	6. 情報システムの整備管理 ・ 情報システムの整備及び管理を行うP J M O を支援するため、4 年度にP M O が担うべき機能について整理したうえで5 年度に設置。情報システムの開発案件については、投資対効果の観点も含めて精査したうえで案件を実施。 ・ クラウドサービスの利用率については、5 年度末時点で9			

	5. 7%を実現。 ・オンライン手続きの利用実績については、5年度末時点で 6, 925件を実現。			
4. その他参考情報				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	令和 年度	令和 年度	令和 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
(別添) 中期目標、中期計画						
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ <u>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</u> ・運用の基本方針に基づき、共済制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保するため、共済金の支払いに必要な流動性を十分に確保するとともに、安全かつ効率的な運用を実施。また、3年度に新しい基本ポートフォリオを策定、4年5月より施行 ・運用受託機関と四半期ごとのミーティングを行うとともに運用状況を適切にモニタリングし、評価基準に基づく運用評価を実施 (運用利回り) 元年 ▲0. 0 7 % 2年 5. 2 6 % 3年 1. 4 0 % 4年 0. 3 6 % 5年 3. 4 4 % (利益剰余金) 元年 1, 4 7 9億円 2年 5, 6 7 6億円 3年 5, 7 9 8億円 4年 4, 6 3 0億円 5年 7, 3 3 4億円 ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済金貸付回収については、回収専門人材（経営セーフティ共済相談員等）や顧問弁護士の活用等、専門的なノウハウを導入した債権管理・回収体制を引き続き強化。また、高額貸付先に対する貸付直後の現況確認、延滞発生直後の早期対応を徹底するとともに、長期延滞者に対する法的措置を実施するほか、個人保証の原則撤廃や償却基準の見直しにより、債務者の負担および管理コストの軽減を図るなどして、着実な債権回収を進めた。 ・上記に加え、5年度より、さらなる回収率の向上を目的に、貸付先の経営改善や経営悪化の防止を図るべく、経営セーフティ共済相談員による延滞発生前の貸付先に対する機構の経営支援策の周知に取り組んだ。 (累計回収率の推移) 元年：8 5. 7 % 2年：8 5. 7 % 3年：8 5. 7 % 4年：8 5. 7 % 5年：8 5. 7 %	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠： 中期目標及び中期計画に掲げる所期の目標を達成しているため。 急激な円安の進行等で市場環境が変動する中、小規模企業共済の着実な運用やファンド事業の厳格な審査・モニタリングの実施により、機構全体7, 6 0 1 億円の黒字（交付金未執行額の収益化を含む）を計上し、安定的な財務基盤を確保。 1. 財務内容の改善その他財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用は、資産運用の基本方針に基づき、法令に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回りを勘案しながら、安全かつ効率的な運用を実施。この結果、5年度末の利益剰余金は、7, 3 3 4 億円を達成。 ・高度化事業に係る不良債権の発生の抑制と債権回収を図るため、現地の事業者支援等へ積極的に参加することで、事業実施計画の内容を機構が直接把握し、確実かつ円滑な審査となるよう努めた。 ・債権回収調査会社による調査・アドバイザリー業務、債権回収会社及び弁護士法人による回収委託支援業務を実施するとともに、同業務の円滑化を図るため、連帯保証人の調査を実施。 ・債務保証業務の債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応するとともに、自己査定を的確に実施。	評定	B	＜評定に至った理由＞ 所期の目標を達成する見込みと認められることから「B」評定と判断。 ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞	
＜その他の指標＞						
＜評価の視点＞						

	○出資事業（構造転換三セク、繊維三セク） ・旧構造転換法、旧繊維法に基づき地域経済の活性化、繊維産業の支援等のため地方公共団体、経済界の取組みに資金面での支援を目的として出資。 ・全社及び関係する地方公共団体と株式処分について協議を実施。 ・株主総会の出席や、決算及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況の把握、配当要求、株式処分の申し入れ及び経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・三セクに係る出資金が出資実行から長期間経過しており、当初の出資意義も薄れてきていることから、三セクの機構保有株式について事業主体等に対し、原則として、株式処分の申し入れを行った。 ・第４期中期計画を通じた株式処分及び配当実績は以下のとおり。 株式処分： 構造転換三セク 譲渡１社（譲渡価額４百万円） 繊維三セク 一部譲渡２社（譲渡価額４７百万円） 配当： 繊維三セク１社（配当収入３５百万円） ・各年度末の出資先総数（構造転換三セク、繊維三セク） 元年度末：４社 ２年度末：４社 ３年度末：４社 ４年度末：４社 ５年度末：４社 ○確実な貸付審査の実施 ・現地支援等へ積極的に参加することで、事業実施計画の内容を機構が直接把握し、確実かつ円滑な審査となるよう努めた。 ○都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充 ・債権回収調査会社による調査・アドバイザー業務、債権回収会社及び弁護士法人による回収委託支援業務を実施した。 ・調査・アドバイザー業務 元年度：１６県 ３２件 ２年度：１７県 ２８件 ３年度：１６県 ２５件 ４年度：１１県 ２０件 ５年度：１２県 １７件 ・回収委託支援業務 元年度：６県 ２年度：６県 ３年度：４県 ４年度：４県 ５年度：４県 ・償却は、以下の実績のとおり。 元年度：３１件 約４２億円 ２年度：１１先 約 ７億円 ３年度：１５先 約１９億円 ４年度：１０先 約１６億円 ５年度：１０先 約４１億円 ・回収委託業務の円滑化を図るため、連帯保証人の調査を実施した。 元年度： ４県 ６先 ２年度：１０県１３先 ３年度： ９県 ９件 ４年度： ５県 ５先 ５年度； ３県 ６先 ○債務保証業務 ・債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応するとともに、自己査定を的確に実施。 ・求償権管理については、債権管理・回収の専門的知識と経験を有する専門員を活用し、求償先の状況を定期的に把握し、状況	・また、求償権管理については、債権管理・回収の専門的知識と経験を有する専門員を活用し、求償先の状況を定期的に把握し、状況に応じた回収を実施。 ・構造転換三セク及び繊維三セクの出資事業は、株主総会への出席や、決算時及び日常的なヒアリング等を通じて経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・高度化三セク、中心市街地三セク、ＦＡＺ三セク、頭脳三セク及びＯＡ三セクなどのその他の出資事業は、株主総会への出席や、決算時及び日常的なヒアリング等を通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ２．保有資産の見直し等 ・試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア）については、全８施設の売却を実現。 ・中心市街地都市型産業基盤施設についても、全施設の譲渡を完了。 ・インキュベーション施設についても、かずさバイオインキュベータ新事業創出型事業施設を売却。 ・第２種信用基金については、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて基金額の見直しを行い、国庫納付を実施。 ・中小企業大学校については、研修棟に支障のない範囲で、地域活性化や地域の中小企業等の利用促進の取組を実施。 ・経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。 以上の取組を踏まえ、所期の目標を達成していることから本項目の自己評価をＢとした。		
--	---	---	--	--

	に応じた回収を実施。 ・求償権回収額 元年度：４社　　３百万円　２年度：３社　　１百万円 ３年度：５社　　３百万円　４年度：５社　１１百万円 ５年度：５社　　４百万円 ○出資事業（高度化三セク、中心市街地三セク、工配三セク） ・旧中小企業総合事業団法、改正前中心市街地活性化法、旧地域公団法に基づき地域経済・中心市街地の活性化や、地域産業の支援、地域住民の利便性確保等のため、地方公共団体、経済界の取組みに資金面での支援を目的として出資。 ・三セクに係る出資金が出資実行から長期間経過しており、当初の出資意義も薄れてきていることから、三セクの機構保有株式について、事業主体等に対し、高度化融資の償還が継続している高度化三セクを除き、原則として株式処分を申入れ。 ・株主総会の出席や、決算及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済の諸影響に留意しつつ、経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・中期目標期間中の株式処分及び配当実績は以下のとおり。 株式処分：高度化三セク 譲渡２社（譲渡価額３８２百万円） 清算６社（清算分配金１８８百万円） 工配三セク 清算１社（清算分配金７６百万円） 配当：高度化三セク１社（配当収入１百万円） 中心市街地三セク１社（配当収入７百万円） ・出資先総数（高度化三セク、中心市街地三セク、工配三セク） 元年度末：４８社　２年度末：４６社　３年度末：４５社 ４年度末：４３社　５年度末：４０社 ○出資事業（ＦＡＺ三セク） ・旧輸入・対内投資法に基づき、輸入促進のため、輸入促進地域（ＦＡＺ）における地方公共団体、経済界の取組みに資金面での支援を目的として出資。 ・三セクに係る出資金が出資実行から長期間経過しており、当初の出資意義も薄れてきていることから、三セクの機構保有株式について、事業主体等に対し、原則として、株式処分の申し入れを行った。 ・株主総会の出席や、決算及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済の諸影響に留意しつつ、経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・中期目標期間中の株式処分及び配当実績は以下のとおり。 株式処分：ＦＡＺ三セク 譲渡２社（譲渡価額９４８百万円） 配当：ＦＡＺ三セク４社（配当収入３０百万円） 各年度末の出資先総数（ＦＡＺ三セク） 元年度末：７社　２年度末：６社　３年度末：６社 ４年度末：６社　５年度末：６社 ○出資事業（頭脳三セク及びＯＡ三セク） ・旧頭脳立地法及び地方拠点法に基づき、地域経済の活性化、地域産業の支援等のため、地方公共団体、経済界の取組みに資金面での支援を目的として出資。 ・三セクに係る出資金が出資実行から長期間経過しており、当初の出資意義も薄れてきていることから、三セクの機構保有株式について、事業主体等に対し、原則として、株式処分の申し入			
--	---	--	--	--

	れを行った。 ・頭脳三セク連絡会及び〇Ａ三セク連絡会に参加し、管理経費節減や入居促進等にかかる意見交換を行うなど、経営改善に向けた取組みを実施。 ・株主総会の出席や、決算及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済の諸影響に留意しつつ、経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・中期目標期間中の株式処分及び配当実績は以下のとおり。 株式処分：頭脳三セク 譲渡１社（譲渡価額５４２百万円） 清算１社（清算分配金５５９百万円） 配当：頭脳三セク１社（配当収入９百万円） ・出資先総数（頭脳三セク及び〇Ａ三セク） 元年度末：１８社 ２年度末：１８社 ３年度末：１７社 ４年度末：１６社 ５年度末：１６社 ○出資事業（新事業三セク） ・旧新事業創出促進法に基づき、地域の特性を活かした新事業創出支援を図るため、地方公共団体、経済界の取組みに資金面での支援を目的として出資。 ・三セクに係る出資金が出資実行から長期間経過しており、当初の出資意義も薄れてきていることから、三セクの機構保有株式について、事業主体等に対し、原則として、株式処分の申し入れを行った。 ・株主総会の出席や、決算及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済の諸影響に留意しつつ、経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・中期目標期間中の配当実績は以下のとおり。 配当：新事業三セク２社（配当収入１８百万円） ・出資先総数（新事業三セク） 元年度末：４社 ２年度末：４社 ３年度末：４社 ４年度末：４社 ５年度末：４社 ■出資三セク事業（出資承継勘定を含む）全体のまとめ ・機構が株式を保有する第三セクターについては、第４期中期計画期首時点では８４社、第４期中期計画期末時点では７０社。 ・株主総会への出席や決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、配当要求、株式処分の申し入れ、経営状況の改善を求めることなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・地方公共団体等との情報交換や協議実施。 元年度 ４９社（延べ１４７回） ２年度 ３６社（延べ９３回） ３年度 ２３社（延べ３８回） ４年度 ５３社（延べ８２回） ５年度 ５０社（延べ９９回） ・内、地方公共団体等と経営改善等の協議回数 元年度 ３１社（延べ４６回） ２年度 ２９社（延べ４９回） ３年度 １９社（延べ２８回） ４年度 ４０社（延べ５９回） ５年度 ２７社（延べ６０回）			
	2. 保有資産の見直し等 ・試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア）については、全ての譲渡を完了 元年度：テクノフロンティア熊本（譲渡額３５４．２百万円） テクノフロンティア東広島（同６２９．８百万円）			

	2年度：テクノフロンティア四日市（同202.4百万円） テクノフロンティア岡山（同269.2百万円） 5年度：テクノフロンティア堺（同348.8百万円） テクノフロンティア伊丹（同555.4百万円） インキュベーション施設についても、かずさバイオインキュベーター新事業創出型事業施設を売却（同4.6百万円） 2年度：実績なし 3年度：実績なし 4年度：実績なし 5年度：実績なし ○債務保証業務 ・経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。 ○中小企業大学校施設の利用促進に向けた取組例 ・人吉校において、豪雨災害対策のため、地元自治体に体育館、駐車場等を開放し、災害対策の相談所等の設置に協力。 ・三条校において、地元地方公共団体の要請により、海外のオリンピック選手団の合宿に施設を提供。 ・広島校において、企業からの依頼に応じた現場改善のオーダーメイド研修を実施。洗い出した課題への改善活動を進め、その改善結果報告の場として広島校の施設を利用して企業独自でフォローアップ研修を実施。 ○中小企業大学校施設の改修例 ・中小企業大学校の施設について、研修利便性に係る音響設備やセキュリティ向上に係る防犯設備、快適性の向上に係る空調工事等の改修を実施。 ・中小企業大学校の施設について、省エネに資するLED化の工事、快適性等の向上に係る空調機器やエレベータ等の改修工事を実施。 ○中小企業大学校東京校の一部土地の処分対応 ・中小企業大学校東京校について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し、元年度より東大和市と協議を開始し、4年度に東大和市への所有権移転譲渡を実施。 ・試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア）については、テクノフロンティア堺（譲渡額 合計348.8百万円）及びテクノフロンティア伊丹（同555.4百万円）の2施設の売却を実現。全ての施設の譲渡が完了。 ・中心市街地都市型産業基盤施設についても、三鷹産業プラザ（譲渡額 193.8百万円）の売却を実現。全ての中心市街地都市型産業基盤施設の譲渡が完了。 ・一般勘定資産について、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第3期目標期間迄に949億円国庫納付済）について、残余额のうち、527億円を国庫納付予定。 ・債務保証業務については、経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。 ・第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高が減少しておらず、不用額が生じていないことを確認。 ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、必要額を超える分がないことを確認。 ・中小企業大学校の施設については、研修利便性の向上に係る			
--	--	--	--	--

	エレベータ改修工事、安全性の向上に係る外壁、屋根等の改修を実施。 3. 剰余金の使途 ・一般勘定の利益剰余金については、事業承継・引継ぎ支援、生産性向上、新事業展開の促進、創業や事業再構築の支援、経営環境の変化等の業務に充当。 ・産業基盤整備勘定の利益剰余金については、債務保証業務等に充当。 ・小規模企業共済勘定の利益剰余金については、小規模企業共済業務に充当。 ・中小企業倒産防止共済勘定の利益剰余金については、中小企業倒産防止共済業務に充当。 4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ■施設及び設備に関する計画 ・中小企業大学校及びインキュベーション施設の建物、設備等の修繕及び改修工事の実施。また、能登半島地震に伴う緊急修繕工事を行った。 ・中小企業大学校（3～5年度 延べ15校 2,299百万円） ※能登半島地震に伴う緊急修繕：三条校 ・インキュベーション施設（元～5年度 延べ92施設 2,158百万円） ■人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） ・運営費交付金や自己資金等の財源の状況を踏まえ、適切な職員数の管理に努め、新卒採用の他、社会人採用や任期付職員採用を実施し、事業の実施に必要な人員を確保・配置（常勤職員数（任期付職員等を含む） 766人） 5. 積立金の処分にに関する事項 ・主務大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金（2,736億円）は、下記の事業・業務等に充当（充当額2,295億円）。5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 440億円。 ・一般勘定（ファンド出資事業に係る出資業務等） 前中期目標期間繰越積立金 164億円 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 139億円 ・産業基盤整備勘定（第二種信用基金に係る債務保証業務等） 前中期目標期間繰越積立金 7億円 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 2億円 ・小規模企業共済勘定（共済業務等） 前中期目標期間繰越積立金 2,556億円 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 299億円 ・中小企業倒産防止共済勘定（自己財源取得償却資産に係る減価償却費等） 前中期目標期間繰越積立金 7億円 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 無し			
--	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4－1		その他業務運営に関する重要事項					
当該項目の重要度、困難度			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
＜主な定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ 1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ○内部統制の維持・向上を図るため、業務方法書及び関連規程等に定めた事項を着実に運用するとともに、内部統制に係る規程等を整備。 ・内部統制委員会及びリスク管理委員会を開催して内部統制に関する審議を実施し、機構の内部統制を推進（開催回数：元年度各2回、2年度各2回、3年度各2回、4年度各2回、5年度各2回）。 ・元年度から4年度にかけて毎年度、各部門におけるリスクの把握・評価を実施し、機構全体としてのリスク対応計画を追加・更新。5年度は新たに機構全体のリスクマップを作成。 ・リスク対応計画に基づく対策の一環として、3年度に感染症対策・業務継続計画を策定したほか、2年度、3年度に防災・業務継続計画の見直しを実施するとともに、4年度には防災・業務継続計画に基づく非常時優先業務マニュアルを策定。 ○財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務のリスクを管理するための内部規程等に定めた事項を着実に実施するとともに、研修等を実施。 ・金融業務の実施・管理について、内部規程等に基づき適正に実施するとともに、元年度に金融業務のリスク資産管理表を作成。金融市場の状況等を加味した最大損失額の測定を行い、測定結果を内部統制委員会及びリスク管理委員会にて審議。 ・外部有識者により構成される高度化事業等リスク管理評価委員会において、高度化事業に係る信用リスク管理の取組について毎年度審議の上、審議結果を内部統制委員会及びリスク管理委員会に報告。 ・高度化事業に係る金融庁検査における指摘事項について、対応計画に基づき順次対応を実施。 ・官製談合防止法に係る研修を毎年度、インサイダー取引規制に係る研修を隔年で実施し、金融業務や契約業務に携わる職員の意識向上を図っているほか、金融業務の事業別収支情報等については財務諸表等に開示。 ・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正	＜評価と根拠＞ 評価： B 根拠： 中期目標及び中期計画に掲げる所期の目標を達成しているため。 1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・内部統制については、必要な体制や規程等の整備を実施し、その維持と向上を図った。 ・内部統制委員会及びリスク管理委員会を開催し、機構の内部統制を推進。 ・リスク対応計画に基づく対策の一環として、感染症対策・業務継続計画及び非常時優先業務マニュアルを策定し、業務の継続性を確保。 ・機構全体のリスクマップ作成により、重大リスクを特定し、リスク管理を徹底。 ・財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係るリスクを的確に管理し、内部ガバナンスの維持・向上を図った。 ・金融業務のリスク資産管理表を作成してリスクを可視化するとともに、外部有識者によるリスク評価を実施。 ・専門家による研修等により、金融業務等に携わる職員の意識及びノウハウ向上に努めた。 ・内部監査については、リスクベースに基づき監査テーマを選定し、内部監査計画を作成の上実施。 ・情報セキュリティ監査については、2年度から外部専門機関を活用する等、監査の実効性を確保することで、情報セキュリティ管理規程等の準拠性を確認し、情報資産の適正な運用が図られるよう努めた。	評価	B	＜評価に至った理由＞ 所期の目標を達成する見込みと認められることから「B」評価と判断。 ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞ ○会計検査院指摘 を踏まえた取組 ・指摘を踏まえて、事業の準則を改正し、貸付実施期間終了前に県貸付金の規模の見直しを出来るよう整備。また、使用見込みのない貸付金の償還について福島県と協議を進めるなど 、適切に対応している。
			評価		

	化・効率化を行うため、リスクベースに基づき監査テーマを選定し、各年度内部監査計画を作成。個別監査テーマ毎に事前調査等により監査ポイントを明確にした内部監査計画を作成し、効率的に監査を実施。情報セキュリティ監査は、より高度な専門的な知見を必要とするため、２年度から外部専門機関を活用して実施。また、監査結果に対する被監査部門の改善措置について、適時フォローアップを行い状況確認。監事と定期的に情報交換を実施し、監事・会計監査人による三様監査連絡会を適時開催し情報共有を推進。 ○内部監査実施状況（〔 〕は監査対象部門） <元年度> ・業務監査〔企画部広報統括室〕 ・法令等準拠性監査〔震災復興支援部、経営支援部、創業・ベンチャー支援部、事業承継・再生支援部、人材支援部、販路支援部、ファンド事業部、国際交流センター〕 ・資金運用に関する現物監査〔財務部、共済資金グループ〕 <２年度> ・地域本部監査〔東北本部、近畿本部、九州本部〕 ・物品等の検収強化に係る監査〔財務部〕 ・資金運用に関する現物監査〔財務部、共済資金グループ〕 <３年度> ・業務監査〔創業・ベンチャー支援部、ファンド事業部〕 ・法令等準拠性監査〔企画部生産性革命推進事業室、災害復興支援部新型コロナウイルス対策無利子化助成金事業室〕 ・地域本部監査〔中部本部、中国本部〕 ・資金運用に関する現物監査〔財務部、共済資金グループ〕 <４年度> ・業務監査〔総務部、企画部、企画部生産性革命推進事業室、経営支援部〕 ・地域本部監査〔北海道本部、四国本部〕 ・資金運用に関する現物監査〔財務部、共済資金グループ〕 <５年度> ・業務監査〔販路支援部、情報システムセンター、財務部、事業承継・再生支援部〕 ・地域本部監査〔中小企業大学校東京校、北陸本部〕 ・資金運用に関する現物監査〔財務部、共済資金グループ〕 ○情報セキュリティ監査実施状況（〔 〕は監査対象部門） <２年度> ・情報資産に係るセキュリティ対策・運用状況の検証〔情報システムセンター、販路支援部、共済事業推進部〕 <３年度> ・情報資産に係るセキュリティ対策・運用状況の検証〔経営支援部、事業承継・再生支援部、関東本部中小企業大学校東京校〕 <４年度> ・情報セキュリティ管理規程・管理基準等の政府統一基準群に対する準拠性監査〔情報システムセンター〕 ・情報資産に係るセキュリティ対策・運用状況の検証〔情報システムセンター〕 <５年度> ・情報セキュリティ管理規程・管理基準等の令和５年改定の政府統一基準群に対する準拠性の確認〔情報システムセンター〕 ・情報資産に係るセキュリティ対策・運用状況の検証〔財務部、広報・情報戦略統括室、近畿本部〕 ○法令遵守はもとより、機構の基本理念・経営方針に基づき、職	・監事・会計監査人との定期的な情報共有（三様監査連絡会）を通じて相互に補完することで、監査の高度化が図られた。 ・コンプライアンス・プログラムを着実に実施し、コンプライアンス意識を醸成。コンプライアンス・プログラムに基づく研修等の継続的な取組により、役職員等のコンプライアンス意識の浸透・定着を図った。 ・コンプライアンス・ミーティングの実施により、職場におけるコンプライアンスを推進。 ２．様々な専門スキルを持った人材の確保・育成 ・職員の研修については、職員の適性や能力開発段階に応じた育成を図るため、オンライン研修も取り入れながら多様な研修制度を運用。元年度より、毎年管理職層のマネジメント力の向上のため、管理職に対する３６０度評価を実施し、同評価結果の見方やマネジメントへの活かし方を学ぶ研修を管理職に実施した。また、４年度よりマネジメント力の維持・向上及び業務遂行マネジメント能力の開発を図るため、管理職員及び課長代理級職員に対して、外部機関の研修受講を必須とする取組を実施。そのほか、職員の専門性向上、施策や支援ノウハウ習得、研修を通じたネットワーク構築や視野の拡充を図るため、中小企業診断士養成課程、中小企業大学校支援研修、省庁や外部研修機関が実施する新政策、会計事務、内部監査、プロジェクトマネジメント、システム開発、投資事業管理等の専門分野の研修等への職員派遣も実施し、専門スキルの人材確保に努めた。 ・２年度に専門家との契約条件（年齢制限・継続契約期間）の厳格化等の専門家制度の見直しを行い、外部専門家人材の新陳代謝と新規掘り起しに努めた。 ３．情報公開による透明性の確保 ・組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項について、機構ホームページにて適時・適切に公表し、透明性を確保。 ４．情報セキュリティの確保 ・元年度に情報セキュリティ管理規程を改定し、情報セキュリティ管理基準を新規策定したうえで、これを踏まえたＣ－ＳＩＲＴによる組織的な対策を継続的に実施。３年度には、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定をうけた規	
--	---	---	--

	員が積極的に行動・実践することを通じてコンプライアンスが徹底されるよう、毎年度、実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、これに則り様々な啓発活動を実施。 ・階層別研修及び全役職員向けeラーニングを実施。eラーニングは、専門家、派遣職員、大学校業務委託業者と年々対象を拡大するとともに、実例を基に研修コンテンツを充実。 ・元年度から、役員・管理職向けの研修を新設したほか、各部門に対し、直近のコンプライアンス事例等を提供し、注意喚起と再発防止のディスカッションを実施。 ・毎年度推進月間を設定し、コンプライアンス研修やポスター掲示、メールマガジンの配信等の啓発活動を集中的に実施。 ・5年度は自主的・自発的な職場での取組としてコンプライアンス・ミーティングの実施を推奨。98回開催、延べ1,090人が参加。 ・複数のオンライン会議アプリを導入し、コミュニケーションインフラの利活用を促進。期間を通してC－S I R Tによるインシデント管理の内容をふまえ、機構WAN業務の運用マニュアルの見直しや整備を実施。 ○社会的課題への対応 ・中小企業のSDGsへの取組み支援のため、3年3月に「中小企業SDGs応援宣言」を発表するとともに、中小企業SDGs推進本部を設置。 ・中小企業SDGs応援宣言に基づき、機構内勉強会等を通じて職員のSDGs意識醸成。 ・中小企業支援として①セミナー・研修・シンポジウム等での普及・啓蒙②経営相談窓口での幅広い個別相談対応、③オンライン商談会や専門家派遣等での個社取組の深堀等の支援を実施。	程改定、4年度にも内閣サイバーセキュリティセンターによる監査での指摘事項を踏まえた規程改定を重ね、あわせて指摘事項や改正点についての理解を促すための研修や教育を実施。標的型攻撃メール訓練、定期的なセキュリティ研修、自己点検は改良を重ね、毎年実施。5年度には、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定をうけた規程改定を実施。以上により、役職員の情報セキュリティに関する知識や情報管理に対する意識の維持・向上に寄与。 以上の取組を踏まえ、所期の目標を達成していることから本項目の自己評価をBとした。		
	2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成 ・各年度の研修計画に基づき、職員の適正や能力開発段階に応じた育成を図るための多様な研修制度を運用。 <元年度> ・68テーマ、研修回数91回、受講者数延べ909人。通信教育講座について、33コース延べ60人が活用。 ・マネジメント力向上のためのeラーニングを実施（役員・管理職221人）。 ・海外展開ニーズへの対応力の向上および国際感覚の更なる醸成のため、海外来訪者対応現場体験（1回）、タイ工業省研修生研修（2人）を実施した。 ・職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成を図るため図るため、海外留学制度、国内留学制度を整備。 <2年度> ・コロナ禍の中、オンライン研修を柔軟に取り入れながら、62テーマ、研修回数81回、受講者数延べ1,182人。通信教育講座等について、延べ59人が活用。 ・管理職に対する360度評価を実施し、同評価結果の見方やマネジメントへの活かし方を学ぶ研修を55人に実施した、職員のモチベーションを高めながら一体感の高い職場を創る組織開発の技術を学ぶ研修を幹部職員16人を対象に実施。 ・機構の事業ニーズに適合する実務経験を有する人材を27人採用したほか、外部機関への職員派遣を実施。 <3年度> ・61テーマ、研修回数93回、受講者数延べ3,208人。業務能力開発教育制度は、延べ135人が活用。 ・若手職員に関しては、将来の機構職員としてのキャリアパス			

	が描きやすくなるよう、在籍2，3年の職員を中心に各部門の体制を考慮したうえで、機構職員に必要な共通的・基盤的専門性を習得できる様な配置換えを推進。一方、中堅職員に関しては適材適所の配置を踏まえて人事調書をもとにした本人の意向、職歴及び保有資格を総合的に勘案し、各々の専門性を高める人事異動を推進。 ・機構の事業ニーズに適合する実務経験を有する人材を24人採用したほか、外部機関への職員派遣を実施。 <4年度> ・66テーマ、研修回数89回、受講者数延べ3，164人。業務能力開発教育制度は、延べ124人が活用。 ・国際対応能力の向上をねらいとして国際大学（国内留学）に職員を派遣。 ・職員の専門スキル向上をねらいとして、政府系金融機関との人事交流をはじめ、国際対応能力の向上をねらいとした海外出向ポストを拡充。 ・マネジメント力の維持・向上及び業務遂行マネジメント能力の開発を図るため、管理職員及び課長代理級職員に対して、人事グループが指定するカテゴリーから自ら選択したテーマについて、外部機関が主催する研修を2年間に1回受講することを必須として4年7月より運用し開始し、61人が受講。 <5年度> ・コミュニケーションの活性化や質的向上を図るため集合型研修および宿泊型研修を再開しつつも、オンライン研修やeラーニングを柔軟に取り入れながら、87テーマ、研修回数105回、受講者数延べ3，302人。業務能力開発教育制度は、延べ121人が活用。 ・部長、地域本部長を対象に、各々に求められる役割・期待行動、リーダーシップをテーマとした研修を実施したほか、各階層に求められる職務遂行能力向上を図った。また、26年度から組織的に取り組んでいる新入職員に対するOJTについて、職場で実際に指導するトレーナー向け研修を実施。 ・令和5年度より、社会人採用者の仲間意識の醸成と機構内のネットワークの拡大を図りながら、職員自身が講師を務め、仕事のやり方・進め方も含めた中小機構の支援業務の理解、機構職員としての役割や今後のキャリアについて考える機会として、社会人2年目研修を実施。 ・高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化 元年度：3，045人、2年度：2，975人 3年度：2，978人、4年度：3，370人 5年度：3，416人 ・より顧客ニーズに応えるため、2年度に専門家制度を見直し、部門横断的な活用の促進および時代のニーズに合ったスキルを有する専門家の登用を容易にした。			
	3. 情報公開による透明性の確保 ・独立行政法人通則法に基づく毎事業年度の業務実績等報告書や改正後の業務方法書について、適時適切に機構ホームページに公表。 ・その他法律や閣議決定等に基づく、財務、監査、入札・契約、給与実態等の情報を機構ホームページにおいて適時適切に公表。			
	4. 情報セキュリティの確保			

	・「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、元年度に情報セキュリティ管理規程を改定し、情報セキュリティ管理基準を新規策定。これをふまえたC－S I R Tによる組織的な対策を継続的に実施。3年度には、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定をうけた規程改定、4年度にも内閣サイバーセキュリティセンターによる監査での指摘事項をふまえた規程改定を重ね、あわせて指摘事項や改正点についての理解を促すための研修や教育を実施。標的型攻撃メール訓練、定期的なセキュリティ研修、自己点検は改良を重ね、毎年実施。令和5年度には、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定をうけた規程改正を実施。			
--	---	--	--	--

4. その他参考情報

項目別調書 No.	対応する中期目標	対応する中期計画
I－1 事業承継・事業引継ぎの促進	Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 1. 事業承継・事業引継ぎの促進 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。 こうした状況を踏まえ、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げたところ。 機構は、中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを総合的に支援するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等への支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等を行う。	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 事業承継・事業引継ぎの促進 2025年までに70歳を超える中小企業の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。 こうした状況を踏まえ、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げたところ。 機構は、中小企業・小規模事業者が直面している事業承継・事業引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進等を行う。また、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑にするため、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を図る。 令和2年度補正予算（第1号）により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。 令和2年度補正予算（第2号）により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。 令和2年度補正予算（第1号及び第2号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、長期化するコロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。 令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

	（１）事業承継・事業引継ぎへの支援 機構は、より多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・事業引継ぎを促進するため、以下の取組を行う。 事業承継においては、経営に関するノウハウの継承や後継者の育成のために早期・計画的な準備着手の必要があるが、準備を先送りしているケースが多い。また、潜在的に事業承継の問題を抱えているにもかかわらず、誰にも相談せずに承継時期を迎えてしまい、廃業してしまうといった実態がある。こうした実態に対して、地域の中小企業支援機関等では、相談を待ち受けるだけではなく、事業承継に係る問題を認識しているものの相談をしない経営者や事業承継に係る問題を認識していない経営者に対して率先して声掛けを行うなど、問題解決のための支援が課題となっている。しかしながら、このような課題について地域の中小企業支援機関等の認識が必ずしも十分ではないことから、機構では支援能力向上や継続的な支援ができる体制構築に向けて、専門家の派遣等による助言、研修、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。 また、事業引継ぎにおいては、親族や従業員、後継者がいない中小企業・小規模事業者の経営者にとって、M&A等の第三者承継が有効な解決策であるとの認識や第三者承継に関する知識を有していないために、廃業してしまうという実態もある。国が都道府県ごとに設置する中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である事業引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）が個々の中小企業・小規模事業者を支援しているが、機構はセンターがどのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、難度の高いM&A案件に対応するため、各地のセンターが蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面等を踏まえた高度・専門的な助言への支援、各地のセンターが独力では把握が困難な、他のセンターや、地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関（以下「民間支援機関等」という。）が保有する売り手側企業と買い手側企業の企業情報数の増加や、各地のセンターが保有する売り手側企業と買い手側企業の事業引継ぎの条件等に係る情報を補完するため、民間支援機関等が保有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報の活用といったニーズがある。 これらを踏まえ、機構が担う中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下「全国本部」という。）では、各地のセンターに対して、M&A案件に対応するためのノウハウや法務・税制面に係る知識を相談・助言、研修、優良事例の情報共有等を通じて提供する。 また、全国本部では、各地のセンターや民間支援機関等に寄せられている売り手・買い手の情報を、他のセンターが検索・閲覧等することによって、手持ち案件のマッチングに至る機会を増やすことができるよう、事業引継ぎ支援データベースに掲載する相談企業数を増加させるとともに、全国本部にて注力する広域マッチング支援を推進する。 さらに、全国本部では、各地のセンターの手持ち案件について、民間支援機関等が把握している独自情報も活用することでマッチングに至る機会を増やすため、事業引継ぎ支援データベースにおいて民間支援機関等有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報を取り込むことによって、売り案件と買い案件の希望条件等の情報の質を充実させる。 なお、業況や財務内容等が芳しくないことで現状のままでは売り手側企業としての魅力に乏しい相談者については、マッチング先の探索の前に経営改善が必要であるため、各地のセンターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介することなどができるよう、中小企業再生支援全国本部との一層の連携強化を図る。	（１）事業承継・事業引継ぎへの支援 ①地域の中小企業支援機関等への支援を通じた事業承継の促進 より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等が能動的に事業承継支援を行うために必要な支援能力の向上や継続的な支援を行うための仕組み作り等、地域の中小企業支援機関等が抱える支援上の課題解決に向けて、専門家の派遣等による相談・助言、講習会、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。 ②全国の実業引継ぎ支援センターへの支援 後継者不足に問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、全国の実業引継ぎ支援センターが実施する相談・助言及びマッチング支援を通じた事業引継ぎを促進するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部として、各地の実業引継ぎ支援センターの支援能力向上や体制構築のための助言等を実施する。 また、マッチングに至る機会を増加させるため、広域マッチング支援に取り組むとともに、事業引継ぎ支援データベースの情報量及び情報の質の充実に向けて、相談者数の増加に資する広報の実施や、質の高い案件情報を保有する地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関によるデータベースへの案件登録及びマッチングへの参加を促す。 さらに、登録民間支援機関やマッチングコーディネーター等の地域における事業引継ぎ実務の担い手の育成等を含め、マッチングの促進に向けた体制整備を行う。 なお、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業事業引継ぎ支援全国本部と中小企業再生支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地の実業引継ぎ支援センターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介するなど、双方の一層の連携強化を図る。
	（２）事業承継ファンドへの出資の強化	（２）事業承継ファンドへの出資の強化

	機構は、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化するため、地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図る。	地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を徹底することによりガバナンスを向上させるとともに、各種情報提供や事業引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。
	【指標１－１】 ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を２０２１年度までに２０１８年度比２倍以上、中期目標期間において、１，１００件以上とする。【基幹目標】（新規設定）（〔参考〕２０１７年度実績：１００件） 【指標１－２】 ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を５０，０００者以上とする。（新規設定）（〔参考〕２０１５～２０１７年度実績：２３，９７６者）	【指標１－１】 ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を２０２１年度までに２０１８年度比２倍以上、中期目標期間において、１，１００件以上とする。【基幹目標】（新規設定）（〔参考〕２０１７年度実績：１００件） 【指標１－２】 ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を５０，０００者以上とする。（新規設定）（〔参考〕２０１５～２０１７年度実績：２３，９７６者）
I－２ 生産性向上	２．生産性向上 少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。 今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第４次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。 そのため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略２０１８」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとされたところ。 機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、ＩＴ導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等を行う。	２．生産性向上 少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。 今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第４次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。 そのため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略２０１８」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとしたところ。 機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、ＩＴ導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等を行う。 令和２年度補正予算（第１号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、以下の事業のために活用する。 ・中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設 ・中小企業・小規模事業者のデジタル化対応を支援するＩＴ専門家への補助や中小企業・小規模事業者が自ら経営課題を認識し、解決するための支援ツール等の整備（以下「中小企業デジタル化応援隊事業」） 令和２年度補正予算（第２号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。 令和２年度補正予算（第３号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和２年度補正予算（第１号及び第２号）で措置した中小企業生産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）の創設及び小規模事業者の販路開拓のために活用する。 令和２年度補正予算（第１号、第２号及び第３号）により実施する事業は令和２年度の途中から講じら

		れるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和３年度補正予算（第１号）により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えするため、中小企業生産性革命推進事業において、現行の通常枠の拡充・見直しや新たな特別枠の創設に活用するとともに、円滑な事業承継・引継ぎの推進に活用する。また、課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発、提供するために活用する。 令和３年度補正予算（第１号）により実施する事業は、令和３年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和４年度補正予算（第２号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「物価 高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年 10 月 28 日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、補助上限額の引上げ、要件緩和、補助対象範囲の拡大 を行う中小企業生産性革命推進事業に活用する。 令和４年度補正予算（第２号）により実施する事業は、令和４年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和５年度補正予算により追加的に措置された補助金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、一部の申請類型における補助上限の引上げ等を行った中小企業生産性革命推進事業に活用する。 令和５年度補正予算により実施する事業は、令和５年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降、事業終了まで業務実績等報告書に実施状況を記載する。
	（１）中小企業・小規模事業者へのＩＴ導入促進支援 中小企業・小規模事業者のＩＴ化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。 このため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略２０１８」において、３年間で中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約１００万社に対するＩＴツール導入促進を掲げたところ。 こうした状況を踏まえ、機構は、ＩＴプラットフォーム（２０１９年度稼働予定）による情報提供、地域の中小企業支援機関等によるＩＴプラットフォーム活用の促進、機構の支援のツールによるＩＴ導入促進支援により、中小企業・小規模事業者のＩＴツール導入を促進し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献する。	（１）中小企業・小規模事業者へのＩＴ導入促進支援 中小企業・小規模事業者のＩＴ化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。 このため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略２０１８」において、３年間で中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約１００万社に対するＩＴツール導入促進を掲げたところ。 こうした状況を踏まえ、機構は、具体的に以下の取組を実施する。 ①ＩＴプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるＩＴプラットフォーム活用の促進 機構は、中小企業・小規模事業者のＩＴ導入の裾野を広げるため、ＩＴ導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォームとして、中小企業・小規模事業者のＩＴ活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるＩＴツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。 また、地域の中小企業支援機関等によるＩＴプラットフォームを活用したＩＴ導入促進を支援するため、当該支援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。
		②機構の支援ツールによるＩＴ導入促進支援 機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するＩＴ導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営とＩＴに精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援、中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けのＩＴ関連研修、ｅコマース活用のための情報提供、相談・助言等を行う。
	（２）生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に	（２）生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応

	対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。 多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、A I ・ I Tを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。また、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援を行う。	し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。 そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。 ①多様な経営課題への円滑な対応 中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、A I ・ I Tを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。 また、I T化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。
	また、生産性向上に資する多様な経営課題解決のため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、W e bを活用した研修や地域の中小企業支援機関等と連携した研修などの提供方法を通じて、事例研究や演習などによる実践的な研修等を行う。	②経営の基盤となる人材の育成 中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、I T活用・業務効率化、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。 研修の提供方法は、受講のための利便性に配慮し、W e bを活用した研修、地域の中小企業支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中小企業大学校を活用した研修などとする。 また、研修を受講した企業に対して経営指標など研修の具体的成果の調査・分析等を行い、研修の効果を確認・検証することとする。 加えて、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る環境変化に係る情報提供等を行う。
	（３）地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援 生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化しており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。 機構は、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会、中小企業大学校等による地域の中小企業支援機関等の支援人材への研修等を通じた地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上を支援する。また、経営課題等に関する情報収集、調査・研究等を行う。	（３）地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援 生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化しており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。 そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。 ①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化 地域の中小企業支援機関等の更なる支援機能及び能力の強化・向上に資するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会等を行う。
		②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上 地域の中小企業支援機関等の支援人材に対し、実践的な研修と国の政策課題に対応した研修を行う。研修の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の成功事例、機構や地域の中小企業支援機関等の支援事例等を取り入れた研修教材を開発し、実践的な研修を行う。
		③情報収集・提供の積極的な推進 中小企業・小規模事業者の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応するために必要な情報提供を行う。

	（４）中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための連携・共同化、経営の革新の取組に対し、機構は、高度化事業の周知・支援能力向上研修の強化やこれまでの事業で培ったノウハウを最大限活かすことを通じて、新規案件の組成促進を図るとともに、都道府県等と連携して事業成果向上のための診断・助言と資金支援を行う。 また、中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。	（４）中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進 ①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援） 都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面から支援する。そのため、中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等への事業周知活動の強化、都道府県等の診断等の支援能力向上のための研修等の充実を図るほか、これまでに培った診断等の経験とノウハウを最大限に活かし、事業計画の構想段階から都道府県等と連携し相談・助言等を積極的にを行い、新規案件を組成する。 また、貸付先の経営状況を把握することにより、経営支援が必要な貸付先に対しては、都道府県等と連携し、相談・助言及び専門家の派遣等を行い、経営状況の改善に努める。
		②中心市街地、商店街等への支援 中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。
	【指標２－１】 ・中期目標期間において、ＩＴプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を６，２００機関以上とする。【基幹目標】（新規設定） 【指標２－２】 ・中期目標期間において、機構が支援したＩＴ導入促進支援者数を２８，０００人以上とする。（新規設定） 【指標２－３】 ・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を８０％以上とする。（新規設定） 【指標２－４】 ・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を７．５万人以上とする。（前中期目標期間実績（２０１７年度末実績）：２０．７万人（無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと５．６万人。））	【指標２－１】 ・中期目標期間において、ＩＴプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を６，２００機関以上とする。【基幹目標】（新規設定） 【指標２－２】 ・中期目標期間において、機構が支援したＩＴ導入促進支援者数を２８，０００人以上とする。（新規設定） 【指標２－３】 ・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を８０％以上とする。（新規設定） 【指標２－４】 ・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を７．５万人以上とする。（前中期目標期間実績（２０１７年度末実績）：２０．７万人（無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと５．６万人。））
I－３ 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援	３．新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第４次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。 そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略２０１８」において、２０２０年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額２０１０年比２倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を２０２３年までに、２０１５年比で１．５倍にすることを掲げたところ。 こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のため	３．新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第４次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。 そのため、政府は、特に海外展開においては、「未来投資戦略２０１８」において、２０２０年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額２０１０年比２倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を２０２３年までに、２０１５年比で１．５倍にすることを掲げたところ。 こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、

	の支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。 また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの４～５％で推移し、直近の２０１６年度に５．６％まで改善するも、「開業率１０％を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。 そのため、「未来投資戦略２０１８」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が１０億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を２０２３年までに２０社創出という目標を掲げた。 こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのＡＩ・ＩＴを活用した情報提供・助言等を行う。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。 こうした状況を踏まえ、令和２年度第３次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大１億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。	成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。 令和２年度補正予算（第１号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、中小企業デジタル化応援隊事業に活用する。（再掲） 令和２年度補正予算（第１号）により実施する事業は令和２年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの４～５％で推移し、直近の２０１６年度に５．６％まで改善するも、「開業率１０％を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。 そのため、政府は、「未来投資戦略２０１８」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が１０億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を２０２３年までに２０社創出という目標を掲げた。 こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのＡＩ・ＩＴを活用した情報提供・助言、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成を行う。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。 こうした状況を踏まえ、令和２年度第３次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大１億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。 令和３年度補正予算（第１号）により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年１１月１９日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、要件の見直しや新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。 令和３年度補正予算（第１号）により実施する事業は、令和３年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和４年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により追加的に措置された補助金については、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和４年４月２６日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、加点措置や新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。 令和４年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施する事業は、令和４年度の途中から講じら
--	--	---

		れるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和４年度補正予算（第２号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和４年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。 ・新たな申請類型の創設、補助上限額の引上げ、要件緩和を行う中小企業等事業再構築促進事業。 ・将来の日本の雇用・所得・財政を支える新たな担い手となるグローバルメガスタートアップを創出するためのグローバルスタートアップ成長投資事業。 令和４年度補正予算（第２号）により実施する事業は、令和４年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和５年度補正予算により追加的に措置された補助金及び出資金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。 ・中小企業等事業再構築促進基金を活用した中小企業省力化投資補助事業。 ・グループ化や事業再構築への取組を通じた成長を目指す中小企業へのリスクマネー供給やハンズオン支援を実施する中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業。 令和５年度補正予算により実施する事業は、令和５年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降、事業終了まで業務実績等報告書に実施状況を記載する。
	（１）販路開拓・海外展開支援 販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するＷｅｂマッチングサイトによるビジネスマッチング、販路開拓の実現性を一層高めるためのＷｅｂマッチングサイトと連動した展示会・商談会、中小企業・小規模事業者のｅコマース活用のための情報提供、相談・助言、民間のＩＴサービス提供事業者等とのマッチング、Ｗｅｂサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。 加えて、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。	（１）販路開拓・海外展開支援 販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するＷｅｂマッチングサイトを運営し、優れた製品、技術、サービス等情報の検索、自社情報の大手・中堅企業、中小企業・小規模事業者、海外企業への発信、登録企業間での新規取引や提携等に関する情報交換等のＷｅｂマッチング支援を行う。また、販路開拓の実現性を一層高めるため、Ｗｅｂマッチングサイトと連動した展示会・商談会等を行う。なお、展示会・商談会等においては、ＡＩ・ＩＴ、医療・介護分野などの国内の成長分野に注力するなど中小企業・小規模事業者の販路開拓に向け工夫を図る。 また、中小企業・小規模事業者のｅコマース活用等による国内外の販路開拓を促進するため、情報提供、相談・助言、民間のＩＴサービス提供事業者等とのマッチング及びＷｅｂサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。 加えて、中小企業・小規模事業者がそのリスクに対応しつつ、競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を行うことに対し、海外展開に関する相談・助言、研修、さらに中小企業・小規模事業者の海外現地での企業情報の展開やマッチングなどを通じた海外グループ調査の実施等により積極的に支援する。 支援の実施に当たっては、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。
	（２）新事業展開による新たな市場開拓等への支援	（２）新事業展開による新たな市場開拓等への支援

	地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定等から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。	地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、ＡＩ・ＩＴ、医療・介護分野などの国内の成長分野に関連するものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。
	（３）起業・創業・成長支援 日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのＡＩ・ＩＴを活用した情報提供・助言等を行う。	（３）起業・創業・成長支援 日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。 ①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等） 成長初期段階のベンチャー企業や成長分野の参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドを組成し、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。ファンドへの出資に当たっては、ファンド組成の政策的意義とファンドの事業採算性の確保に考慮したファンド出資を行う。また、組成したファンドに対しては、ガバナンスを向上させるため、出資ファンドごとの投資活動の実態把握等による継続的なモニタリングを徹底する。 ファンドからの投資後に投資先企業のＩＰＯ達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域ごとの企業への投資状況及び投資先の具体的成果の調査・分析等を行う。 また、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）に規定する新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法（平成１７年法律第２４号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）に規定する経営力向上計画並びに生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）に規定する新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。
		②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援 機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材・販路・経営ノウハウ等の経営課題解決のために多様な支援ツールを活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業創出に向けて、事業化の促進を行う。
		③ベンチャー支援 将来の地域中核企業等の創出のため、地域のベンチャー企業等に対し、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大企業、成功起業家、大学及び地域の中小企業支援機関等との支援ネットワークを構築するとともに、機構の多様な支援ツール等を活用することにより、資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。
		④創業に対する情報提供・助言等 創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対して、支援施策・成功事例等に関する情報提供を行う。 ＡＩ・ＩＴを活用し、起業の準備者への情報提供・助言を行うとともに、地域の創業支援機関等を適切に紹介するなど、より効果的な起業を促す。 また、中小企業大学校東京校を創業者の育成を行う地域の拠点とし、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。
	（４）事業再構築支援	（４）事業再構築支援

	中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。 さらに、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。	中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。 さらに、令和4年度からの新たな取組みとして、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。
	【指標３－１】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度６％以上増加させ、最終年度に成約率３３％以上とする。【基幹目標】（新規設定） 【指標３－２】 ・中期目標期間において、海外展開支援企業数を２万社以上とする。（２０１５～２０１７年度実績：１．１万社） 【指標３－３】 ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が５０億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、２割以上、上回ることとする。（新規設定）（〔参考〕２０１４～２０１７年：１．８割） 【指標３－４】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を４０本以上とする。（前中期目標期間実績（２０１７年度末実績）：５３ファンド（うち、第４期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド１１本を含む。））	【指標３－１】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度６％以上増加させ、最終年度に成約率３３％以上とする。【基幹目標】（新規設定） 【指標３－２】 ・中期目標期間において、海外展開支援企業数を２万社以上とする。（２０１５～２０１７年度実績：１．１万社） 【指標３－３】 ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が５０億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、２割以上、上回ることとする。（新規設定）（〔参考〕２０１４～２０１７年：１．８割） 【指標３－４】 ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を４０本以上とする。（前中期目標期間実績（２０１７年度末実績）：５３ファンド（うち、第４期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド１１本を含む。）） 【指標３－５】 ・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員１人当たり付加価値額の年率平均増加率が３．０％以上となる者の割合を５割以上とする。【基幹目標】
I－４ 経営環境の変化への対応の円滑化	４．経営環境の変化への対応の円滑化 経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。 中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。 また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、こ	４．経営環境の変化への対応の円滑化 経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。 中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。 また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これま

	れまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。	での知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。 令和２年度補正予算（第１号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給 ・認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化 ・再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を通じた中小企業再生支援協議会の強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣 ・感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発 令和２年度補正予算（第２号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 令和２年度補正予算（第３号）により追加的に措置された補助金については、令和２年７月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るために措置されたことを認識し、当該事業者に対するなりわい再建資金利子補給事業のために活用する。 令和２年度補正予算（第１号、第２号及び第３号）により実施する事業は令和２年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和３年度補正予算（第１号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年１１月１９日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。 ・令和２年７月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 ・過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 令和３年度補正予算（第１号）により実施する事業は、令和３年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。
	（１）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度については、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき、加	（１）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進については、加入促進に特に重点を置く地域や期間を定めるとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）の顧客特性を踏まえた

	入促進に取り組む。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第４期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行うとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）に対し、新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。 また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。 具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、２０２３年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じて妥当性、安全性、効率性等を確認する体制を構築し、進めることとする。 また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進めるとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。	加入促進計画を毎年度策定し、これに基づいた活動を着実に実施する。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第４期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行う。委託機関等に対し、制度の意義、施策としての重要性を普及させるための説明会等の開催や効果的な加入促進事例の情報提供など新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。 また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。 具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、２０２３年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じ妥当性、安全性、効率性等について、機構外の専門家による確認体制を構築し、進めることとする。 また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進め、機構の運営費交付金の効果的な施策への活用を行うとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。
	（２）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 中小企業再生支援全国本部として、機構は、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生等の支援を受け、その活力の再生が促進されるよう事業再生の支援体制を強化する取組を実施する。支援に当たっては、中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である中小企業再生支援協議会（都道府県ごとに設置）が個々の中小企業・小規模事業者を支援する上で、どのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、取引金融機関数が多数に上るケース、株主との権利調整が難航するケース、支援対象がグループ会社のケースなどの困難かつ複雑な再生案件が近年増加しており、これらに効率的・効果的に対応するため、各地の中小企業再生支援協議会が企業の再生支援を通じて蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面での高度な再生手法に係る専門的な助言が必要とのニーズがある。これらを踏まえ、中小企業再生支援全国本部は、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のＰＤＣＡサイクル構築に関する支援、ＩＴを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援等を実施する。加えて、全国の地域金融機関等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働等を行う。 また、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第１３４条第２項に規定する認定支援機関を通じて中小企業・小規模事業者による経営改善・生産性向上の取組を支援する。 さらに、地域金融機関等と連携した再生ファンドを組成することで、中小企業再生支援協議会との連携・協働による中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。	（２）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 ①中小企業・小規模事業者の再生支援 中小企業再生支援全国本部として、中小企業・小規模事業者の事業再生に貢献する。具体的には、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにするため、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のＰＤＣＡサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供、統一的な事業運営基準の明示やＩＴを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援、中小企業再生支援協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修を実施する。 これらに加え、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行うとともに、中小企業再生支援協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会を行う。また、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業再生支援全国本部と中小企業事業引継ぎ支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地域において中小企業再生支援協議会が事業引継ぎ支援センターと連携・協働して中小企業・小規模事業者が抱える課題の解決に寄与するよう、双方の一層の連携強化を図る。
		②中小企業・小規模事業者の経営改善 経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画策定を支援することにより経営改善・生産性向上の取組を支援する。
		③再生ファンドによる事業再生支援等

		地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、中小企業再生支援協議会との連携・協働により中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を通じて運営面でのガバナンスを向上させるとともに、各種情報や機構支援ツールの提供等を行うことにより、投資先企業の再生を支援する。 また、産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法（平成２９年法律第３５号）に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。
	（３）大規模な自然災害等への機動的な対応 東日本大震災により被災した地域について、機構は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、その復興の進捗に適合した支援を行う。その中でも特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島県の復興・再生について、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。 また、大規模な自然災害等が発生した場合には、これまでの知見とノウハウを活用して、機動的に支援を行う。	（３）大規模な自然災害等への機動的な対応 ①東日本大震災の復興・再生支援 東日本大震災により被災した地域について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、国の復興・創生期間での出口を目指し、その復興の進捗度と歩調を合わせた支援を展開する。 その中でも特に原子力災害で深刻な被害を受けた福島県の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。
		②大規模な自然災害等への対応 大規模な自然災害等が発生した場合には、機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。
	【指標４－１】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より１６％ポイント以上向上させる。【基幹目標】（新規設定）（〔参考〕２０１７年度末実績：４６．８％） 【指標４－２】 ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を２万件以上とする。（新規設定）（〔参考〕前中期目標期間実績（２０１７年度末実績）：役員等による委託機関等への訪問件数４７３件）	【指標４－１】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より１６％ポイント以上向上させる。【基幹目標】（新規設定）（〔参考〕２０１７年度末実績：４６．８％） 【指標４－２】 ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を２万件以上とする。（新規設定）（〔参考〕前中期目標期間実績（２０１７年度末実績）：役員等による委託機関等への訪問件数４７３件）
Ⅱ－１ 業務運営の効率化に関する事項	限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。	限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。
	１．顧客重視 （１）顧客重視の業務運営 ・顧客重視を第一とし、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようＡＩ・ＩＴを活用し、３５８万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 ・業務運営の効率化を図りつつ実効性のある質の高い支援を実現するため、現場主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図る。 ・広域的な実施体制を効果的かつ効率的に運用し、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、	１．顧客重視 （１）顧客重視の業務運営 ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようＡＩ・ＩＴを活用し、３５８万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 ・支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行い、顧客視点で支援の現場ニーズに即した前例にとらわれない柔軟な発想による取組や支援施策への反映を積極的に推進することとし、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図り、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。 ・顧客重視を第一とし、地域本部等をはじめとした広域的な実施体制を、効果的かつ効率的に運用する。 ・機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の

	既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索していくことで、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。	提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索することで多様な支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。
	（２）機構の認知度向上による支援施策の利用促進 支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれの課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。 第４期中期目標期間においては、ＳＮＳや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアといった様々なツールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「Ｊ－Ｎｅｔ ２１」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者支援ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。 また、中小企業支援メニューが大幅に拡充され、事業者からの関心が一層高まっていることに加え、中小企業庁では、申請手続の全面電子化に向けた検討やミラサポｐｌｕｓを活用した官民の支援サービスを連携させるプラットフォームの構築が進められている。これを受け、「Ｊ－Ｎｅｔ ２１」についても、「ミラサポｐｌｕｓ」との一体的運用により、より利便性の高い情報提供を行うこととし、早急に中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を定め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。	（２）機構の認知度向上による支援施策の利用促進 支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者に生産性向上や海外需要の獲得、円滑な事業承継・事業引継ぎなどそれぞれの課題や対応の必要性に気付いていただくことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知っていただくことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。また、情報・メッセージの発信は、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。 こうした考えのもと、機構では、設立１５周年となる２０１９年より、これまでのロゴデザインを一新し、機構ブランドの確立を通じた戦略的な認知度向上に取り組んでいるところ。第４期中期目標期間においては、機構からの情報やメッセージをＳＮＳや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアを通じて周知するとともに、積極的なパブリシティ活動を展開していく。これらの取組を通じて幅広く情報発信するとともに、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況の把握などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「Ｊ－Ｎｅｔ ２１」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。 また、中小企業支援メニューが大幅に拡充され、事業者からの関心が一層高まっていることに加え、中小企業庁では、申請手続の全面電子化に向けた検討やミラサポｐｌｕｓを活用した官民の支援サービスを連携させるプラットフォームの構築が進められている。これを受け、「Ｊ－Ｎｅｔ ２１」についても、「ミラサポｐｌｕｓ」との一体的運用により、より利便性の高い情報提供を行うこととし、早急に中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を定め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。
	２．組織パフォーマンス、組織力の向上 ・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。 ・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。 ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。	２．組織パフォーマンス、組織力の向上 ・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。 ・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、必要に応じて組織の柔軟かつ機動的な見直しを行うとともに、組織内の情報共有の強化、意思決定の迅速化等を強化する観点からＩＴを活用したシステムを構築するなどの多様な取組を行い、業務の生産性向上を図り、より働きやすく働きがいのある職場環境を構築する。 ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。 ・職員に対する業績評価制度は、職員の自主性を伸ばし、やりがいや努力が報われるという観点から、必要に応じて改善を行うとともに、その評価結果を賞与や昇給・昇格等の処遇へ反映させる。

	・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に適正に反映する。	
	3. 業務改善と新たなニーズへの対応 ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、新たなニーズに対応した業務やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似サービスについては改善又は廃止を実施する。 ・施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」による事業評価を適切に行い、事業成果を向上する。	3. 業務改善と新たなニーズへの対応 ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、改善又は廃止し、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。 ・事業の進捗状況を財務会計情報や事業の評価指標等の内部指標により把握し、日々の的確な経営判断に活用する。業務遂行上の問題は早期に発見し、迅速に対応する。 ・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。
	4. 業務経費等の効率化 ・運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）及び業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）の合計について、新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。 ・新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。 ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。 ・独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、機構が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。	4. 業務経費等の効率化 ・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。 ・新規追加分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。 ・役職員の給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当も含め厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。 ・「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。
	5. 業務の電子化の推進 ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、デジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。	5. 業務の電子化の推進 ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用するとともに、政府が進めるデジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と利便性・支援の質の向上を図る。 ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。 ・定型業務を自動化など事務業務へのIT技術の積極的な活用や、無線LAN環境、モバイルワーク環境などの業務ネットワークインフラやWeb会議などのコミュニケーションインフラの利活用により、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を図る。
	6. 情報システムの整備管理 ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	6. 情報システムの整備管理 ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

	・情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProjectManagementOffice(プロジェクト推進組織)）を支援するためPMO（PortfolioManagementOffice（全体管理組織））の設置等の体制整備を行う。 ・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 ・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 ・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。 ・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について ・オンライン手続（申請等）の利用実績について	・情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProjectManagementOffice(プロジェクト推進組織)）を支援するためPMO（PortfolioManagementOffice（全体管理組織））の設置等の体制整備を行う。 ・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 ・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 ・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。 ・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について ・オンライン手続（申請等）の利用実績について
Ⅲ－１ 財務内容の改善に関する事項	１．財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和４０年法律第１０２号）第２５条第１項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ（運用に係る資産の構成）等の見直しを行う。 ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分を着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。 ・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を	１．財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和４０年法律第１０２号）第９条に基づき小規模企業共済法施行令第２条に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回り（予定利率に従って増加する責任準備金等の額及び業務経費として必要な額の合計の資産に対する比率をいう。）を勘案したうえで、安全かつ効率的な運用を図るよう定める「運用の基本方針」に沿った運用を行う。 - 資産運用状況を踏まえ、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受け、必要に応じこれらの見直しを行う。 ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。 ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分を着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。 ・高度化事業における新規案件については、事業性評価を含め融資先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行い、また、貸付後については、管理方法の改善を通じた貸付先の経営状況の適切な把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、連携して経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制するとともに、不良債権の管理においては不良債権の削減を図るため、専門家の派遣等により積極的に都道府県に対して関与・協力する。 ・債務保証業務は、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査の実施を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求債権の回収管理の徹底・適切な償却処理を行う。 ・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。 ・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。

	講じる。	
	2. 保有資産の見直し等 ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第3期目標期間迄に949億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。 ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。 ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。	2. 保有資産の見直し等 ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第3期目標期間迄に949億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。 ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。 ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。 ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。 ・中小企業大学校の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し適切に対応する。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、地方公共団体等への売却等に向けた協議等を進める。
IV－1 その他業務運営に関する重要事項	1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実にを行うとともに、必要に応じ、関連規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営のため、金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図る。 ・公的使命を有する組織として、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。 ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。	1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・内部統制については、その維持・向上を図るため、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえた業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスについて維持・向上を図る。具体的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。 ・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。 ・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・経営方針に基づき積極的に行動・実践する。 ・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。 ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。
	2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成 機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、	2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成 ・機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業

	事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。 こうした考えの下、限りあるリソースのなか、戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材を育成し職員の専門性の向上を図る。特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。	引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。こうした考えのもと、限りあるリソースのなか、戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材育成し職員の専門性の向上を図る。 ・事業承継・事業引継ぎ支援、生産性向上支援、IT化支援、人材育成支援、販路開拓・海外展開支援及び起業・創業支援などの業務で求められる専門性を高めるため、実務経験と職員個々の適性或段階に応じた研修を通じ、専門性の高い職員を計画的に育成する。 ・特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。 ・AI・IT活用、販路開拓・海外展開、起業・創業及び成長分野など特定分野での高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を積極的に登用・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行うとともに、外部専門家を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上を図る。
	3. 情報公開による透明性の確保 組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。	3. 情報公開による透明性の確保 組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。
	4. 情報セキュリティの確保 「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。	4. 情報セキュリティの確保 「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施する。具体的には、規程、マニュアル及び対策等を整備・見直し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。加えて、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。